

第百六十六回国会
衆議院
内閣委員会
議 録
第二十五号

平成十九年六月一日(金曜日)

午前九時十八分開議

出席委員

委員長 河本 三郎君
理事 木村 勉君
理事 戸井田とおる君
理事 平井たくや君
理事 松原 仁君
理事 赤澤 亮正君
理事 遠藤 宣彦君
理事 岡下 信子君
理事 木原 誠二君
理事 谷本 龍哉君
理事 土井 亨君
理事 西本 勝子君
理事 松浪 健太君
理事 市村浩一郎君
理事 岡本 充功君
理事 佐々木隆博君
理事 細野 豪志君
理事 渡辺 周君
理事 吉井 英勝君

議員 馬淵 澄夫君
議員 武正 公一君
議員 泉 健太君
議員 鷺尾英一郎君
議員 安倍 晋三君
議員 菅 義偉君
議員 塩崎 恭久君
議員 渡辺 喜美君
議員 林 芳正君
議員 遠藤 利明君
議員 山本 拓君
内閣総理大臣
内閣官房長官
内閣副大臣
内閣府副大臣
文部科学副大臣
農林水産副大臣

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

岡下 信子君

谷本 龍哉君

株丹 達也君

戸谷 好秀君

石田 直裕君

塩尻孝二郎君

杉田 伸樹君

玉井日出夫君

石野 利和君

鳥生 隆君

清水美智夫君

山田 修路君

中富 道隆君

竹歳 誠君

榊 正剛君

高木 勇樹君

高橋 政行君

上野 博史君

堤 貞雄君

六月一日

辞任

赤澤 亮正君

木原 誠二君

村上誠一郎君

市村浩一郎君

小川 淳也君

佐々木隆博君

同日

辞任

小里 泰弘君

鈴木 馨祐君

西本 勝子君

岡本 充功君

川内 博史君

田嶋 要君

市村浩一郎君

補欠選任

小里 泰弘君

鈴木 馨祐君

西本 勝子君

岡本 充功君

川内 博史君

同日

補欠選任

赤澤 亮正君

木原 誠二君

村上誠一郎君

小川 淳也君

佐々木隆博君

市村浩一郎君

田嶋 要君

市村浩一郎君

田嶋 要君

市村浩一郎君

田嶋 要君

市村浩一郎君

田嶋 要君

市村浩一郎君

田嶋 要君

市村浩一郎君

田嶋 要君

市村浩一郎君

田嶋 要君

市村浩一郎君

田嶋 要君

市村浩一郎君

田嶋 要君

市村浩一郎君

田嶋 要君

市村浩一郎君

田嶋 要君

市村浩一郎君

田嶋 要君

市村浩一郎君

田嶋 要君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他の退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出、衆法第二七号)

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案(馬淵澄夫君外四名提出、衆法第二八号)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出、衆法第三〇号)

○河本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国家公務員法等の一部を改正する法律案並びに馬淵澄夫君外四名提出、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他の退職管理の適正化等のための国家公務員法等の一部を改正する法律案、特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限等に関する法律案及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官株丹達也君、総務省人事・恩給局長戸谷好秀君、文部科学省スポーツ・青少年総括官石野利和君、経済産業省大臣官房審議官中富道隆君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○河本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田嶋要君。

○田嶋(要)委員 民主党の田嶋要です。

まず、質問に入ります前に、きのうの夜、深夜三時過ぎの理事懇というところで、このように職権によつて委員会が立てられた、しかもこの朝九時から、九時二十分から、このことに強く抗議したいと思ひます。おかしいと思ひます。

それから、もう一点でございしますが、この法案の中身を見れば、きょうは菅大臣もお見えでございしますが、総務委員会との連合審査が行われてしかるべき、そのように考えます。私自身も総務委員会でございますけれども、まさにそういう内容でございますが、その通則法も所管は総務省でございます。

そういうことで、連合審査を行っていただきたい

ということを検討いたしたいんですが、委員長、いかがでしょうか。

○河本委員長 理事会で協議いたします。

○田嶋(要)委員 連合審査、協議をよろしくお願いいたします。

それではきょうは、天下り関係ということで、特に独立行政法人の関係で質問をさせていただきます。

さきの党首討論の中でも安倍総理がおっしゃっております。これは社会保険庁の関係でございますが、親方日の丸の体質を変える、そのために非公務員化をするんだというお話がございました。

渡辺大臣、非公務員化すれば親方日の丸は変わるんでしょうか。どういう御認識であるかということ、まず冒頭伺いたいと思います。

○渡辺国務大臣 昔、中曽根行革の時代に、国鉄、電電公社の民営化というを行いました。まさしくこれは劇的な大転換でありました。その結果どうなったか。公務員から民間人になった二つの組織の方々は、どちらも、利用者の立場から見ますと、大変親切になった、あるいはサービスが向上したという評価をいただいたのではないのでしょうか。

独法あるいは今回の社保庁の改革というのは、民営化ということではございません。しかし、公務員の身分が、身分保障という制度に守られて、とすれば親方日の丸的な弊害をもたらすことがあるわけがございます。したがって、そういう体質を変えるのに、非公務員化という道は大いに効果があるのではないのでしょうか。

○田嶋(要)委員 今、公務員を民間人というお話がございましたけれども、大臣、確認ですが、非公務員化というときの非公務員というのは、イコール民間人という意味でしょうか。

○渡辺国務大臣 例えば独法においては、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務事業であって、国がみずから主体となって直接実施する必要のないもののうち、民間にゆだねた場合

には必ずしも実施されないおそれがあるものを実施する法人という定義がございます。したがって、こういう法人の中で非公務員という身分を持つてこうした独立行政法人の事務事業を行っていくわけでございます。世上使われている民間人という定義とは若干この点で異なるかと思えます。

○田嶋(要)委員 公務員と民間人という定義がある中で、非公務員という第三種をつくりまして、何だか、独立行政法人制度が始まったときは淡い期待もありました。しかし、よく考えてみれば、税金で食っているんですよ。民間人とは違って、非公務員も同じように税金で食っている。私は、そのところが基本的には親方日の丸かどうかというのを大きく決定する要因だ、そのように考えておるんです。

したがって、独立行政法人も天下りの問題の一つのテーマでございます。緑資源の問題に象徴されるように、まさにそういう問題が今出てきたわけでございますし、また、民間議員からの主張として年内に何とかという話もございましたけれども、やはり、税金で食っている組織という問題をしっかりと認識していただきたいというふうにまず私は申し上げたいと思います。

それで、きょう、この文部科学省所管の独立行政法人日本スポーツ振興センターの件に関して伺いをいたします。

大臣、どの程度事前に研究していただいたかわかりませんが、今おつけした資料がござい

ますので、ごらんください。いろいろなものの切り張りでこういう資料をつくりましたけれども、これは、先ほど申し上げた非公務員、そして天下り、例によって天下りばかりです。天下りの理事長以下理事、そういう方々の経営によってこういうことが起きているか。社会保険庁の問題がメガトン級であれば、そこまで大きくはないにしても、私が申し上げたいのは、ちりも積もれば山となる、至るところにこういう世界があつて、国民の税金の無駄遣いが果

てしなく続いているんだということです。

だから、独立行政法人は、先ほどもおっしゃいました、民に任せておいたらできない部分をやる、もう必要最小限、その厳正なチェックをもう一度ゼロからやっていたかかないと、無駄遣いがあるだけじゃなくて、そもそもその法人、団体が本当に必要性があるのかどうか、そのことを厳しく見ていただかないといけません。

一ページ目の表をごらんください。一番上の数字はtotoの事業です。toto、サッカーくじです。一番上は、売り上げとございませぬ。一番上は、予定した、当てにした売り上げでございませぬ。二行目が実際の実績、十三年からスタートいたしました。これが、売り上げが五分の一に落ち込んでおるわけでございます。

そして、もつと愕然といたしますのは、そもそもこのtoto事業、もちろん、くじの胴元をやるのが目的ではございませぬ。これは、お金を集めて、スポーツ振興という目的のためにつくられた事業でございませぬけれども、ごらんいただくわかつとおり、一番上の表の下から二つ目、国庫納付金の額、当初の額の九十分の一、〇・四億円まで落ち込んでいるわけでございます。

これはどういう構造になっているか。一番下をごらんください。売上金、多くの皆さんがくじを買って、半分は買った本人に戻るわけでございます。そして、いろいろな経費がかかる、その残ったのが収益ということになります。それを三等分して、国庫に戻すものと、それからスポーツ振興にそれぞれ充てていく、こういう構造になっています。そして、その結果として、今申し上げた平成十八年の国庫納付金は〇・四億円。これはつまり、収益自体が一億二千万しかないということなんです。収益自体が〇・四億円の三倍、三分です。つまり、一億二千万しかない。

まさにこれは、くじを買っている人が当たるも八卦外れるも八卦外れて、経営陣がくじを引くような感覚で、当たるも八卦外れるも八卦外れるという感覚で経営をしてきた、その結果が私はこ

の数字にあらわれていると思います。いろいろ独立行政法人ありますけれども、百一ございませぬが、その中でも、このぐらいはつきりとんでもない経営の結果が数字であらわれている例も珍しいと思います。

大臣、一番上の表、これは売り上げ側の話ですが、では、真ん中の表をごらんください。

なぜこういうふうに行き詰まっているか。大きく言えば経費の側でございますが、もともと、りそな銀行と受委託契約を結びました。二番目の表、支出にかかわる第一位が、平成十五年、十六年にりそな銀行に支払いを行い、十五年がおよそ六十億円、そして十六年に七十八億円の支出をした。

ところが、りそなの契約をやっていたら、もう会社でいえば倒産ですよ。そういう状況の中で、何を思ったか、今度は、また全然違う契約、りそなとは全く関係のない、またゼロからやり直しますよ。大失敗した後でもう一回そういうようなことを始めた。日本ユニシスと契約をしたのが十七年度から支出として出ているわけでございます。わかりますか、大臣。

そして、そのすぐ下に似たような表がございませぬが、これは未払い金、すなわち払っていないお金でございます。一位は全部りそな銀行、十五年に十九億、十六年には百七十億に膨れ上がり、十七年度はおよそ三百億円に未払い金が膨れ上がっているんです。りそな銀行と始めたtoto事業が大失敗をして、残ったものは借金だけ。それを放置した状況で、さらに新しい商売を、日本ユニシスと全く違うスキームでスタートをした。

私が申し上げたいのは、これが天下り官僚の火遊びだということなんです。民間とは全く違う、厳しさのかけらもない形で、こういう形で数百億のお金を手玉にとつて、自分たちの給料、退職金、ボーナスはしっかりと確保しながら、こうやってくじを引くような商売をやっていることは信じられないと思います。大臣、表は大体わかつていただいたでしょう

か。

とにかく、目的はそれなりにいいんですよ、スポーツ振興。しかし、実際にはそれはできていない。何をやっているかといったら、くじを売った収入のほとんどは費用で消えているんですよ。確かに費用として立っているのは、経営陣の給料、ボーナス、退職金。売り上げは、販売計画は全く外れました。売り上げが激減、当てにしていたその甘さ、需要予測、そして商品開発、そして一方で、りそな、すなわち費用サイドもむちゃくちゃな契約をして、固定費が上がって、そして行き詰まる。会社でいえば当然倒産です。そして経営陣は首です。そうですね。

次のページをごらんください。

では、そういう経営を一体だれがやられたか。逸見さんが最初理事長をやられました。この方のものでりそなの契約が行われた。それを引き継いだのが雨宮現理事長でございます。雨宮さんは、それまではtoto担当の理事でもございました、ずっとその間。両方とももちろん文部天下り官僚でございます。片方が初等中等局長、片方が高等教育局長ですかね。およそ何でもこういうところに役割があるのかな、もつと違うところで御見識と実力を発揮してもらいたいと思いますけれども、そういう方々の手によって、やったこともない事業で火遊びをした。そういうことを平気でやらせているのが今の天下りの仕組みなんです。その下の表をごらんください。そういう方々が一体どのぐらいもっているか。

独立行政法人化されたのは平成十五年の十月でございます。理事長、理事、年俸、そして、それに占めるボーナスの額を見ていただきたいと思います。こういった額をもらって火遊びをして、失敗したけれども何の責任もつていない。すぐ下に、退職金に関しては個人にかかわることと公表してないというんですけれども、ボーナスも個人にかかわることと、公表はしていただいております。情報開示基準がさっぱりよくわかりませんけれども。

大臣、一番の重要な問題は、totoは最近BIGとかいう商品が出て、一日で六十五億円売れた、そういう話もありますよ。売れないより売れた方がいい。それは結構な話でございますが、今申し上げた数字、大臣はごらんになって、これは一体何をやっているんだ、関係者からも、つぶしてしまえ、寄生虫、そういう言葉も大臣から出てくるんですよ、現職の大臣から。

渡辺大臣、これはどこのだれが責任をとっているかが全然わからないんですよ。契約したときの理事長はもういないんですよ。そして、契約したときのtoto担当理事、今の理事長、ボーナスが二十万円ぐらい減額されたと本人も言っていたんですよ、二十万円ぐらい。

もうちょっと下の数字をごらんください。一番下の数字、常勤職員は相当減らしているんですよ。

総務大臣もおいでですけれども、独法は人件費を相当厳しく見ているんですよ、総人件費。だから、人件費を減らしていかなきゃいけない。そのため何をするかといったら、自分たちのポストはそのまましつかり残し、そして待遇も変えずに、だけれども職員の頭数を減らす。さらに何をやっているかといったら、常勤をパートタイムに入れかえているんですよ、この表にはないですけれども。パートタイムの方が比率的にふえているんですよ、新規採用は。そういうことでやりくりしながら、自分たちの天下りポストだけはしっかり守り続けているのが見てとれるんですよ、数字で。

もう一つ裏わざは、この間、教育特でも私申しました。人件費だけ見ていると、これは落とし穴なんです。自分の組織だったら人件費、しかし、その天下りが隣の財団法人に行ったり、天下りが株式会社をつくって、そこに発注をして天下りに食わせれば、それは人件費じゃなくて物件費なんです。業務委託契約を結べば物件費なんです。あたかも人件費は独法改革の指標どおり下がってきている、改革している、そういう評価を、総務省の二次評価、そして所管官庁文部科学省の一次

評価もちゃんとしているんですよ。よくやっている、人件費が下がっている。とんでもない話です。裏わざは幾らでもある。

そうやって物件費でお金がOBのいる世界に流れているのが、きょう時間があればやりたいですけれども、ジェットロの委託業務なんかでもいっぱい出ているんですよ。動かぬ証拠が幾らでもある。これはどのページを開いても同じ構図なんですよ。どこを見ても一緒、そうですね。

大臣、これはだれが責任をとっているんですか、こういうとんでもないことになって。普通、何百億も失敗事業をして、売り上げがこういうふうに激減して、当初の目的は何にも果たせないことになって、そして無傷ですよ、理事長以下経営陣。経営責任という言葉が辞書にないんじゃないですか。

これはどこも似たり寄ったり。緑資源の理事長がおつしやいましたね、まさかうちの組織にこういうことがあるとは思わなかったと。私、そういう話を聞くと目が点になるんですよ。どこでも同じことがありそうだという前提のもとに厳しく見ていかないとけないんですよ。税金の無駄遣い、不正行為、それから不適正な会計処理、そういうことを疑って見ていかないと発見できないですよ。私が少しデータをとって情報を見ていくだけでも、首をかしげたことは幾らでも出てくる。

しかし問題は、独立行政法人は、昔と違って事前規制を減らして、フリーハンドを与えて、そのかわり事後規制をしつかりやるのが独立行政法人の制度ですよ。私から言わせれば、それは完全に裏目に出ています。フリーハンドを与えて何になっただけです。自分たちの給料はしつかり守れるような制度ができただけです。もう少し言えば、独立行政法人の公務員に対する給与の比率は上がっていますね、高いですね。一一〇%ぐらいですか。独法になると全体としての所得も上がるんです、給料も。

そういう状況の中で、大臣、大体わかっていた

だいたいの思いますが、これはどこのだれが事業の失敗の責任をとっていると思いませんか。

○渡辺国務大臣 今委員が御指摘されたこと、一〇〇%私は理解していないかもしれませんが、相当すごいことが行われているのかなという印象を受けました。

私は、独法改革について、ついせんだったの経済財政諮問会議において総理から、政府機能見直しの第一弾にふさわしい本格的な独法改革を指示されたところでございます。民間議員から、ゼロベースで百一全法人の見直しを行ってほしいとの御要請もいただきました。したがって、委員が今御指摘された責任の問題も含めて、これらの見直しを行っていきたくと考えております。

○田嶋(要)委員 社会保険庁も、安倍総理もおつしやっていました歴代の長官の責任問題、私はどういうふうな責任を果たすのか見ものだと思っておりますけれども、しかし、これはどの組織の長も、天下っている理事長、どこでも同じことが言えるんじゃないですか。

toto独法と呼ばせていただきますけれども、このtoto独法の理事、理事長はどういう責任をとるのかなと。これは逃げ切りですかね。逃げ切りになつちやううんですよ、こういうのはどうもそれがわからないんですよ、私は。自主的に退職金を返す、それだけです。

こういうことがずっと続いていたら、国民の税金は国民のサービスとして返ってこないんですよ、なかなか。至るところで、程度の差こそあれ、先ほど社会保険庁の問題はメガトン級と言いました。こういうのが百も二百も千も五千も積み上がっていけば、やはりこれもメガトン級の税金の無駄遣いなんですよ。そう思いませんか。一個一個時間をかけていかないと、やはり発見できないんですよ。本当にこれは怒りますよ。

現そして前理事長の経営責任、しつかりとつていただけますか、大臣。

○渡辺国務大臣 百一独法全部の見直しを私一人でできるわけではございません。当然、政府を挙

げてやっていく必要がございます。

これは独法通則法の二十三条でございますが、御案内のように、役員の解任規定がございます。第三項によりますと、主務大臣がそれぞれの任命に係る役員の首を切る、こういう趣旨のことが書いてございますので、一義的には主務大臣がきちんと監督をして、とんでもないことをやっていると法人があつたらその役員の首を切るということが妥当ではないでしょうか。

○田嶋(要)委員 ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

先日、私は、文部科学大臣とのtoto独法を話したときに、toto独法の理事長の指名はだれがしたんですか、任命権者はだれですかと聞いたんですよ。御存じないんですよ。御本人なんですよ。後ろの役人に聞いていますんですよ、おい、だれだ。そういう状況ですよ。任命権者が、自分が任命しているの知らないんですよ。いかにいいかげんかということです。それではおかしくなるのは無理もない。百一、これを一個ずつ見ていけば、ほとんど残らないんじゃないんですか。ほとんど残らない。

このtoto独法も、toto以外にいろいろやっているんですよ。あと四つぐらいやっているんです。どれ一つ見ても、民でもやれるのをわざわざつくって天下りのポストを広げている。しかも、お客様にとつてのサービスは悪い、そんなようなことがいろいろあるんですよ。

これを一個一個見ていただきまして、目標は独法ゼロですよ、目標は独法ゼロ。しかし、どうしても残さなきゃいけない独法は、そのトップは、民主党が言っているように、公募制にしてみらななきゃいけない。これは、イギリスのエージェンシー、公募制がスタートしているんですよ。もうずっとやっている。それが原理原則だと思えますよ。

随意契約なんですよ、トップが今は。業務も随意契約、だけれども、トップの決定も随意契約ですよ。何でもこういう人になっているのか。初等中

等局長が何で胴元をやっているんですか、こういうビジネスを。火遊びですよ、火遊び。官僚に数百億持たせて、自由に遊んでいいよ。ばくちですよ、これは。totoを買っている人のばくちじゃないですよ。経営陣がばくちを打っているんですよ、これは。

大臣、これはお願いしますよ、公募制。これは時間がないので、ちよつと質問はしませんけれども。

それで、このユニシスの前のりそなの契約、これは次のページをごらんください。これは、前理事長のもとでりそなの契約をするときに二つのオフアアがあつて、どっちにしようかなということをやるときは、皆さん立派な御経歴の方でございます。しかし、失礼ながら、どの方が正しい契約の判断のできるスキルをお持ちかなと私は思うんです。立派過ぎるんですよ。会長とか、実務を離れて二十年とか、そういう人ばかりじゃないですか。申しわけないですけども、別に個人に恨みはございませんけれども、私は、ただ一人弁護士がいるから、この人は契約は大丈夫かなと思つたら、有名な方ですね、この方は。離婚訴訟のプロですよ、テレビにもよく出ている。どうやってこういう人たちを選んだんですかと質問したら、お答えできませんと言われました。

ちなみに、大臣、これは私は一週間前からいろいろな情報提供をお願いしているんですけども、半分ぐらいしか出てこないんですよ、文部科学省から。上司の決裁がとれないという一言なんです。これはおかしいですよ、本当に。本当に質問できないんですよ、ちゃんとした情報を得ないと。

このメンバー、これは何でこういう、要するに、これは結局は理事長の責任なんですよ。こういう方々に、どこに発注するのがいいか考えてくれ、こういうことになつていたんですよ。さつき申しました、売り上げが予定を外れて大きく低かつた、なぜそういうときに金融的に厳しい状況

になつたかといえ、固定費を抱えているからですね。つまり、この受委託契約の中身が経営を左右したんですよ、受委託契約の中身が。これは大臣、独法にフリーハンドを与えて、こういうことが起きているんですよ。大臣、御感想をいただけますか。どうですか、このメンバーは。

ちなみに、次のページをごらんください。ちよつと字が細かいですけども、一番下の矢印をつけたところで。第二期の方がユニシスなんです。つまり、今回の契約のところに何と書いてあるか。評価委員の三人、大規模システム

の専門家、官民共同事業に精通した弁護士、ファイナンスの専門家、こういう人たちがじゃないとダメなんですよ。そう思いませんか。会長とかじゃないんですよ、別に。ちゃんと数字のわかる人、細かい分析をしつかりする人が一人いてちゃんとやつていけばこういうことにはならなかつた。

しかし、これは頼まれた側もお気楽にやつたんじゃないんですよ。別に経営責任を問われてとか、こういう事業が失敗になつて株主から訴えられるというのではないわけですから、委員の方々は簡単にお受けをしよう。だから、最終責任はやはり独法のトップにあるんですよ。これは一言いたしたいところですけども、時間がないものですから飛ばします。ひどいですよ、これは。

それで、では次は契約の話をしたいんですけども、最初の、今申し上げた一ページ目に戻ってください。資料一ページ目、りそな銀行との契約。御存じですよ、新聞でも出た、りそな銀行にほとんど訴えられそうになつたんですよ。訴えられそうになつた。これは、総額幾ら未払いがたまつたということですかね。

○石野政府参考人 お答え申し上げます。第一期、りそな銀行への未払い委託料でございますけれども、最終的に二百十六億円でござい

ます。○田嶋(要)委員 細かい資料をいろいろひっくり

返して見えますと、それは、最後、訴えられかかつて払つたんですよ。払つたのはいいんですけども、遅延損害金というのを払っているんですね。幾らだと思いませんか。四億六千二百万円遅延損害金を払っているんですよ。

この遅延損害金というのはどういうものですか、こういうものを払つていいんですか、独法。

○石野政府参考人 遅延損害金の御質問でございますけれども、第一期、日本スポーツ振興センターがりそな銀行に業務委託をした委託料の支払いが遅延したことによりまして、延滞日数にに応じた遅延損害金が発生し、それを支払つたものでございまして、遅延損害金につきましては、国に準じた契約を締結して支払つたということでござい

ます。○田嶋(要)委員 これは、民間だったら考えられないですよ。四億六千二百万の遅延損害金を払っているんですよ、本当に。そういう方が、立派に退職されて、退職金をもらつて、公表で大きな数字の金額をもらつて、違うところに渡り鳥をしている。そのときのナンバーツームも、今理事長をやつて、特に何のおとがめも受けない。大変な金額だと思いますよ。

そして、さらに話が結構なんです、りそなに二百十六億円を返済するのに、今度は、みずほ銀行、また違う金融機関が出てくるわけですが、みずほ銀行からお金を借りているんですよ。その借りているお金が百九十億円なんです。百九十億円借金したんですよ。つまり、こんな借金、するはずなかつた借金なんです。事業計画をしつかりつくり、販売需要予測を保守的に立てて、そしてさつきの、りそなの契約を常識的な契約でしっかりと結んでおけば、そういう目のある経営者が経営をしていけば、こんな百九十億の負債を抱えることはないわけですよ。

百九十億の負債を抱えました。さつき、二百十六億円りそなに払う必要があると。では、一体その差額はどうか。二十六億円のその差額はどうか。これがまた、ウルトラCとい

うか、新しい概念ですけれども、内部融通というふうになっているんですね。何となく臭いですがね。内部融通ですよ。

これは、totoの勘定とそれ以外の勘定の間でお金を融通し合つたということです。どこから融通されたかという、基金ですよ。スポーツのためのいろいろな支援をするための基金、それからお金を融通されたんですね。

政府委員でも結構ですけども、長期の、そして金利をつけた内部融通二十六億円、これはどういう根拠で認められるんですか。

○石野政府参考人 内部融通の点についてお答え申し上げます。

日本スポーツ振興センターにおきましては、業務ごとに勘定を設けておりますけれども、勘定間の整理につきましては、日本スポーツ振興センターに関する省令において必要な規定を設けております。

今回の資金融通につきましては、内部資金の有効活用の観点から、センターに関する省令を改正し、その上で一般勘定から投票勘定に関する有利子の貸し付けとして整理したものでございます。

○田嶋(要)委員 今、内部資金の有効活用とおっしゃいましたけれども、その二十六億円は本来、いろいろな債券とかを購入して利回りを求めて、その金利をスポーツ振興に充てている財源ですよ。二%以上で回るとですよ。今回、お隣のtotoの失敗に金を貸して幾らの金利をつけていますか。一%じゃないですか。この間文科大臣も、toto事業に税金は投入していないと言っているんですよ。それは詭弁ですよ。直接は払っていないけれども、お隣から入っているんですよ、低金利で。

これは、本来のルールでいえば、短期で、金利つけないんだつたらいいというルールがございせんか。どうなんですか。これは、長期で金利つけて融通し合っていますね。それって、どこに根拠があるんですか。

○石野政府参考人 お答え申し上げます。

独立行政法人の区分経理を行っている場合に、勘定間の融通を行っているという例は他の例にもあるというふうな認識をしておりますけれども、日本スポーツ振興センターにおきましては、先ほど申しましたように、スポーツ振興センターに関する省令の規定をもつて内部融通したということでございます。

○田嶋(要)委員 そこがポイントなんですよ。大臣、今政府委員は何とおっしゃいましたか。省令の規定をもつてと言ったんですよ。いいですか。ということは、そこにルールがそういうふう書いてあると普通の人は思いますよね。実際はそうじゃないんですよ。ルールがなかったのに、突然ルールを加えたんですよ。御存じですか。びつくりしますよ、これ。

これはtotoですから、サッカーで言いましょう。試合が始まってから、ハンドもいいよ、オフサイドもなしだよ、キーパーチャージもありだよとルールを変えているわけですよ。ハンドのいいサッカーなんてないですよ。試合が始まってから、そういうルールで、自分たちで変えているんですよ、省令も、会計規則も。やっちゃいけないとはつきり書いてあるのに、例外としてやっていいということにしているんですよ。それでは何だつてやり放題じゃないですか。だつて、やっちゃいけないだけども、大変なことになったから、自分たちの無謬性を維持したいがためにやっていいことに切りかえているんですよ、こんな都合のいい経営ないですよ。経営じゃないですよ、これは。

大臣、独立行政法人で自主性を高めた。こういう自主性が高まっちゃっているんですよ。それで、自分たちの給料、天下りポストは温存されて、厳しくなれば部下を切る。そして、やばくなつたらとつと退職。都合の悪い話は自分たちが、法律じゃない部分は、省令も内規も、何だか知らないそういうものを、全部いろいろな文書をつくつて、証拠だけ残して、それを合法化して、自分たちの失敗を隠しているんですよ。こう

いうことが次から次へと行われているんです。これは、調べないと表に出てこないんですよ。

では、問題は、今二重に評価制度がありますね。所管省庁の評価と総務大臣のところの評価、だけれどそれを指摘しましたか。だれも指摘しない。みんないいかげんなんですよ。みんないいかげん。

大臣、年末までにこういうことを整理していかなくちゃいけないんですよ。不正が至るところにあるかどうかは知りません。しかし、不適正なものがいろいろあるんじゃないですか。全部疑つてかかつていかないと、独法をゼロにするのが本来の目的ですよ。どうしても仕方がない場合は残してください、トップは公募をやってください、そういう形にしていかなければ、ひどい話ですよ、これは。

大臣、最後にお伺いしますけれども、こういうきょう説明したような話、大臣提出の天下り法案、これはなくなるんですか、何か変わるんでしょうか。そういうことを大臣、最後に御答弁ください。

○渡辺国務大臣 今回の国家公務員法改正において、例えば文科省がこういったところにあつて行つてやっていると天下り、これは全面禁止されます。一方、独法改革においては、先ほども申し上げましたように、百一独法の聖域なき見直しを行つてまいります。つまり、人の面と金の面と両面から独法改革は行つていく必要がある。契約が、例えば随契約のようなものがあれば、契約関係からも見直しは当然行われていくわけでございます。したがつて、委員が御指摘のようなものは、一般的に根絶をされてまいります。

○田嶋(要)委員 かけ声倒れに終わらないようにしてください。要するに、いろいろな裏わががあるんですよ。私もまだ勉強中です。さつき指摘した人件費の物件費へのすりかえ、いろいろな時間をかけていかないと見えない。絶対に自分たちからは情報開示は選択的にしかしないんですよ。都合の悪い情報は出さないんですよ。質問して質問し

て質問して、やつと半分ぐらい出てきて、こういうふうなんですよ。怪しいことがいっぱいあるんですよ。国民の税金や、あるいは税金以外でもこういうことがあつちやいけな。ぜひ、最後にお願いを申し上げまして、質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○河本委員長 次に、寺田稔君。

○寺田(稔)委員 自由民主党の寺田でございます。公務員制度改革の議論を続行させていただき

ます。これまでも私、当委員会での公務員制度改革、既に二回ほど登壇をさせていただきました。諸問題につき質疑を深めさせていただきました。そうした中で、年功序列の問題、これを能力・実績主義に変えていく、そしてまた、肩たたきをなくして、あつせんによる天下りを根絶していくことの意義についてお伺いをさせていただいたわけ

ですけれども、やはり国民に信頼をされる公務員像を実現するためには、幾つかの重要なポイントを渡辺大臣としても実現をしていただきたい、そしてまた安倍内閣としても取り組んでいただきたいというふうに思います。

まず第一の点といたしまして、能力・実績主義あるいは再就職規制の導入をしていく。その際、優秀な人材の確保あるいは公務員の能力向上のための育成方針といった人事制度全般について、その実態を踏まえた総合的かつ整合的な検討を十分に行つてその実施を図っていかねばなりません。

また、専門スタッフ職の実現、これも前回大臣と濃密な議論をさせていただきましたが、この専門スタッフ職の実現、そして、今しも議論があら

りました公募制の導入、これも極めて重要でございます。そしてまた、官民の人材交流の抜本的な拡大といったような、人事制度全般の総合的な改革をぜひとも推進をしていただきたいと思いま

す。また、今回のいわゆる新入人材バンク、官民人材

交流センターの創設に当たりまして、その制度設計、有識者会議でもってこれから議論をされますが、再就職のニーズに十分に対応できるだけの十分な支援体制の確保、これは今自衛隊でも援護体制の強化充実が図られておりまして、大臣も、そういうものも参考にしたいというお答えもいただいております。そういった援護体制の強化を図るとともに、各府省からの中立性を徹底して、業務の透明性を図っていく、そういったような原則をぜひとも確立をしていただきたい。

また、このセンターについては、既にこの法律の附則十七条で見直し規定も設けられておりますが、これは三年後、五年後と言わず、センターのあり方を常時見直すことをお約束いただかなければなりません。

また、再就職に関する規制、そしてまた監視体制の運用に当たっては、いわゆる押しつけのあつせん弊害、また強い批判も踏まえて、国家公務員に対する国民の信頼を回復することができるよう、厳格かつ適切な運用を図ること、これをまづもってこの場で渡辺大臣よりお約束をいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 委員から前回も大変適切な御指摘をいただいております。大変我々にとつても目からうろこの話もございました。やはり、公務の御経験がおりになる寺田先生ならではの御指摘だったかと思ひます。

ただいまの御指摘についても、そのとおりであると思ひます。

○寺田(総)委員 ぜひとも実行をしていただきたいと思ひます。

また、今現在、公務員志望者が激減をしております。この実態についても十分議論がなされました。そして、人材確保のためには、公務員として公務に携わることの意義そしてまた魅力を明確化していく中で、公務員のキャリアパスが明確であつて、そしてまた、ライフワークとしての公務、パブリックサービスという人生設計に十分な意義が持てるように、そういうふうな人事制度を

確立することも当然担当大臣としてお約束していただかなければなりません。

また、その際、前回も議論になりました府省間の人事交流の一層の促進、そしてまた能力・実績主義という点も議論をさせていただきました。単に短期的な成果を評価するだけでは足りないわけでございます。

例えば、今まさに法案が出された、このときの担当者のみが高い評価を得て、この前の数年間、一生懸命この制度設計に努力をしていた、もう平成十二年から実はこの公務員制度改革は始まっているわけですね、橋本行革のときからもうスタートしております、そういった準備をしてきた方々にも十分な光を当てていただきたい。そういう公務員としての能力開発に資するものであつて、国民に成果が還元されるような制度運用を図っていただきたい。

そしてまた、官民人材交流センターの運営に当たつては、特に若手職員の交流を一層拡大し、相互にバランスよく交流ができるように、官民の人材交流の拡大についても議論をさせていただきましたが、その運用をお約束いただきたいと思ひます。

大臣、お願いします。

○渡辺国務大臣 やはり官民人材交流センターは、将来において、官から民への一方的な流れだけではなくて、民から官へ、また民から官から民へという人材交流をさらに促進することを念頭に設計をしていくわけでございます。

したがつて、委員の御指摘はそのとおりであると思ひますし、我々もそのことをお約束させていただきます。

○寺田(総)委員 そしてまた、前々回のとき議論をさせていただきました人件費との関係、すなわち、総人件費の抑制という行政改革とこの公務員改革、この両者を十分整合的に同時並行で行っていくこと、このことも、既に前回お約束をいただいておりますが、再度確認をいたしたいです、そしてまた、職員が培ってきたさまざまなノ

ウハウを十分ライフワークとしての公務にも活用できる、そのために専門スタッフ職を創設する、そして、そのための体制整備も前回議論をさせていただきました。そのための俸給表を早急に整備をしていく。そしてまた、公務部門の新陳代謝が阻害されることのないように、すなわち人員構成が高齢化することのないように、必要な定員、定数の配分については格段の御配慮をお願いしなければなりません。

また、この専門スタッフ職員については、兼業規制の大幅な緩和も含めて、当然、知識経験を大学等の研究機関あるいは民間企業にも還元できるような体制整備を行つていかないと専門スタッフ職は根づかないわけでございます。この点についても前回議論をさせていただきました。

また、勤務条件あるいは退職後の生活環境について官民のイコールフットイングを図るため、さまざまな諸外国の事例についても前回御紹介をさせていただきましたが、主要先進諸国の国家公務員の状況も参考にしながら、国家公務員の定年年金支給開始年齢まで引き上げる、このことの検討をお約束いただきたい。

そしてまた、年金の支給額についても、民間企業と同等の水準が維持できるような制度設計、これが重要でございます。すなわち、官民のイコールフットイングを図っていく。そしてさらに、労働基本権の問題、公務員の労使問題については、行政改革推進本部の専門調査会が設置をされております。この専門調査会におきます審議を踏まえて引き続き検討を行つていく、こういうことについてもお約束をいただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 今、たくさん論点について御指摘をいただきました。

総人件費削減等の今後の行政改革の推進に当たつては、公務員の士気の低下を招くことのないようにしなければなりません。一方、専門スタッフ職の創設に当たつて、そのための俸給表を早目に整備していただくことが必要でありますし、公

務部門の新陳代謝が阻害されることがあつてはなりません。そうしたさまざまな要請にこたえるような仕掛けが必要であらうかと思ひます。

勤務条件や退職後の生活環境についても、官民のイコールフットイングという観点からも参考にしていかなければならないわけでございますし、国家公務員の定年年金支給開始年齢まで引き上げることも検討をしていかなければなりません。委員が今御指摘されたことにつきましては、全くそのとおりであると存じます。

○寺田(総)委員 ありがとうございます。

総理もお忙しい中來られました。総理からも、もし可能であれば一言だけこの公務員制度改革に向けた御決意のほどをお伺いいたしまして、私の質疑を終えたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○安倍内閣総理大臣 このたびの公務員制度の改革は、いわば公務員の皆様に誇りや自信を持つて、公のために、国のために、また世界のためにという気持ちを持って仕事をしてもらいたいと思ふわけでありまして。そのための能力・実績主義を導入するわけでありまして、また、今まで指摘されてきたような押しつけ的なあつせん、それが談合の温床になつていっているわけでありまして、それをまさに断ち切るということがこの法案によつて私は可能になつてくる、このように思ふわけでございますので、この改正によつて、公務員の皆様が今後生き生きと国民の負託にこたえていく、こういう公務員制度になつていく、こう確信をいたしております。

○寺田(総)委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○河本委員長 次に、細野豪志君。

○細野委員 おはようございます。

きょうは安倍総理に來ていただいておりますので、安倍総理に質問をさせていただきます。必要があれば渡辺大臣にも答弁を求めますが、委員長、安倍総理に聞きますので、そこをぜひ心配を振るつていただきたい、まずそのことを申し上げ

ます。

昨日、社会保険庁の法案が強行採決をされました。それ自体、我々は大変大きな問題だと強く抗議をしたと思います。ただ、決してこの社会保険庁の議論はここで終わったわけではなくて、きょうここで議論をいたします天下りの問題ともこの問題は非常に深く密接にかかわっている、私はそう思っています。

社会保険庁長官の歴代の天下りを、資料を請求しまして、九〇年以降については出していただきまして、九〇年以前の社会保険庁長官についても、一部資料を要求しまして出てまいりましたので、まずそのことから確認をさせていただきます。一人の社会保険庁元長官の経歴をまず御紹介したいと思います。資料を配っていますので、一枚目をごらんください。この方は、ちよつと迷ったんですが、実名で正木さんという方です。紹介をさせていただきますと思います。

昭和六十一年に退官をされて、その後、社会保険庁関係、厚生労働省関係の団体をずっとこうして天下つていらつしやいます。なぜこの方を挙げたかということをごまかし上げると、この方は、昭和六十一年に退官をされておまして、今消えた年金で問題になっております、年金の手書き台帳の破棄をした昭和六十一年九月の当時の社会保険庁長官なんです。総理も何度か歴代の長官の責任について言及をされていますが、この方は大きな責任を持っている方の一人だというふうに思いますので、実名を挙げて、その後の経歴をこうして御紹介させていただきます。

一つ目に天下つておられるのが、全国社会保険協会連合会。それぞれの都道府県にある社会保険協会の連合体の副理事長に天下つていらつしやいます。給与については、今の時点で連合会の給与規程から、私の方で、現在の規程に基づくところ、この方が幾ら報酬をもらつていて、ボーナスが幾らで、退職金が幾らかということについて計算をいたしました。

ちなみに、過去はこういうさまざまな特殊法人や独立行政法人は給料が高かったですから、今の規程に基づくと実際にもらった金額より低く出ます。ただ、そこは慎重に、最低限これだけはもらっているだろうという金額をここで出してあります。

そして二つ目が、社会保険診療報酬支払基金。これも社会保険の支払いをする団体ですから、社会保険庁のものに関連団体と言うことができません。そこで報酬が一億ちよつと、退職金が八百六十五万円。

次の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、これは理事長、今は独立行政法人化しております。給料はぐつと下がっています。ただ、下がったものでしか計算できませんから、これに基づいて計算すると、報酬が六千六百三十万円、そして退職金が五百三十五万円。

最後に社会保険健康事業財団の理事長、これは非常勤なんですが、調べますと、週四日來られていたということで、規定に基づいて計算すると、報酬が八千五百四十万円、退職金が六百四十六万円ということが出てまいります。

これをすべて足すと、この正木さんという方は、五十五歳で退官をされてから現在の七十六歳に至るまで、支給総額二億九千万円、大臣、そして総理、受け取つていらつしやいます。

まず総理に伺いたいんですが、これを調べる過程で、実は最後まで資料が出てきていないのがあります。これは、社会保険庁の長官のときの退職金が出てこない。それぞれの団体がある程度協力をして、給与の規程や退職金のこと、勤務形態についても教えていただけました。社会保険庁だけは、ずっと私は聞いているのに、退職金が出てこない。これは理由は何か。個人情報だからということなんですか。

総理、これは大きな責任を担つていらして、総理自身も責任について言及をされている方です。ね。社会保険庁の退職金というのはまさに税金で出ています。これを個人情報にしているんです。

か。まずこのことを総理にお伺いしたいと思えます。

○安倍内閣総理大臣 突然の御質問でございまして、今私の持つていている認識、知識の中でお答えをさせていただきたい、このように思うわけであります。

しかし、個人情報保護法との関連においては、これは法律との関連でありますから、本来厳密にお答えをしなければならぬと思っております。個人情報保護法との関連において、本人の了解なしに公表できるかどうかということについては、もう一度これは検討させていただきたい、このように思っています。

そこで、いわば年金記録の問題と歴代の社会保険庁の責任、また社会保険庁の問題、責任につきましては、これは党首討論のときに申し上げましたように、私も、有識者から成る委員会をつくつて、どういう責任があつたのか、どういう問題があつたのか、どういう問題によつてこうした結果になつてしまつたかということについては検証しなければいけない、その検証によつて責任の所在も明確にしていく、そのことが私の責任である、こう考えております。

〔委員長退席、西村(康)委員長代理着席〕
○細野委員 総理、確認をします。もう一度聞きませんが、ほかの団体はそれぞれ給与規程を出して、こういう考えに基づいて給料を出してしまつて、退職金を出してしまつたというのをそれぞれの団体が答えているんですよ。社会保険庁はそれに協力しないんですよ。これは総理、通告はしてないとおっしゃるが、極めてわかりやすい話です。社会保険庁長官でこれだけ大きな責任を負っている人の退職金、きちつと出さなくていいんですか。そういうお答えですか。

○安倍内閣総理大臣 私はそういうことを申し上げていてるのではないんです。前もってこれは言つていただければ、どういう根拠かどうか。それは例えば私がここに立つ三十分前でも結構ですよ。(発言する者あり)

○西村(康)委員長代理 答弁中です。静粛にしてください。

○安倍内閣総理大臣 ほかの方々は、質問通告していただいている方々もおられるわけですから、その中で、法律との関係において、いわば公務員との関係かもしれないし、私は、今ここで直ちにお答えする知識は残念ながら持ち合わせておりません。

これはまさに、法律的な問題がどうあるのか、法律的な問題がないのであれば当然それは開示をさせなければいけない、こう私は認識をしております。

○細野委員 この委員会は委員長の職権で立てられています。なぜかこの委員長はよく代理を使うんですよ。何で総理がいるこの大事な時期に委員長はいないんですか。

○西村(康)委員長代理 今、トイレに行つています。

○細野委員 我々は、職権で立てられたことに對して強く抗議をしております。

総理、最後にもう一回聞きます。この天下りの問題は、社保庁の問題と大きくかわります。そして、社保庁改革の法案をきのう強行採決をされました。今の時点で総理は、この社保庁の長官の退職金は出すという政治判断をされない、そういうことですか。

○安倍内閣総理大臣 ですから、私はしないとは申し上げていないじゃないですか。私は正確に総理としてお答えをしたいんです。

公務員にはどういう権利があるのか、個人情報保護法との関係においてはこういう関係になつていくかということについて、これはまさに社会保険庁長官の退職金を公開するというところについては国がやるわけでありまして、ほかは民間になるわけでありまして、国にどういう義務がかかつていくかということ、やはり法律的にどうかというところは、これは調べさせていただきたい。これは今調べさせていただければすぐわかる話であろう、このように思います。(発言する者あり)

○西村康 委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○西村康 委員長代理 速記を起こしてください。

細野豪志君。

〔西村(康)委員長代理退席、委員長着席〕

○細野委員 今の総理の御答弁を聞いてみると、役所は出さないと云っているんですからね、個人情報保護にです、現実に。だから、それを乗り越えて社会保険庁の改革をして責任を追及するな、ということとは、到底今の総理の御答弁ではできないというふうに率直に感じました。

では、総理、もう一つ聞きます。

社会保険庁の長官、歴代の天下り、私の手元に九〇年以降全員あります。この方は代表例で、大分前にやめておられますからいろいろなところへ天下つていらつしやいます、大体皆さん同じパターンです。社会保険庁の関連の団体に天下つて、そこで給料をもらって、退職金をもらって、この方は約三億ですが、退職金を含めると三億五千万から四億かわかりませんが、それだけ退職してからお金をもらっているわけですね。

社会保険庁の歴代の天下りについて総理はどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 先ほどの点についてお答えをいたします。

私が答えたのは、これは公開できない、そう答えたわけではなくて、ではなぜ国にそういう義務がかかっているかどうかというの、これは調べてみなければわからないじゃないですか。ですから、そういう中身のある議論をするためには事前に伝えていただきたい。

ですから、今は聞きませんでした。聞いた結果、それは、国に対して個人情報保護についての義務がかかっている。ほかのところは民間でありますから、これは国と民間という立場の違いがある。しかし、この人の場合は幾らということはいえませんが、計算方法についてはお答えをできるわけでは

あります。計算方法についてお答えをすれば、事実上、何年いたかということが年数がわかるわけでありまして、推測できるということでございますので、これは、どういう計算方法かということについては、一般的な計算方法についてはお答えをさせていただきます。それであれば、退職金が幾らであるかということはかなり正確に類推できる、私はこのように思うわけでございます。

そして、今御質問がございました、いわゆるわたりあるいは天下りの問題であります。これは今私も確たる証拠はないわけですが、今まではいわば各省庁がいわゆるあつせんを行っていたわけでありまして、各省庁が次のいわば天下り先、そしてその先のあつせんを直接、事実上行っていたわけでありまして、しかし、この法律、今回私も出している公務員制度の改革によって、基本的にもうこうしたあつせんは行わない、行つてはならないということが決まっていくなかでございまして、このようないわば天下りができなくなっていくということをお願いしておきたい、このように思います。

○細野委員 では、渡辺大臣に確認をしますが、二年後に社会保険庁は日本年金機構になりますね。そのときも、トップの方も当然いるでしょう、ほかのスタッフの方もいます、役員もいます。日本年金機構からこうした団体へ、これまでやってきたような天下り、これはこの法律で禁止をされているんですか、禁止をされていないんですか、しつかり答えてください。

○渡辺国務大臣 そうしたあたり、天下りが本省のあつせんが絡んでいっていることであれば、これは禁止されております。

○細野委員 大臣、本当に大丈夫ですか。日本年金機構は特殊法人ですよ、役人じゃないですよ、官僚じゃないですよ。特殊法人からの天下りを本に規制していますか。

○渡辺国務大臣 先ほども申し上げましたように、そういう渡り鳥が各省のあつせんによって行われている場合には、それはもう全面禁止だと

言っているわけです。

○細野委員 ごまかしているんですね。

例えば、社会保険庁に役人以外の人が来ましたが、そしてプロパーの社員がいます、これは天下りを規制できますか。

○渡辺国務大臣 プロパーの場合はまた別でございます。

○細野委員 要するに、官僚が社会保険庁に天下つて、その後再就職することはあつせんの規制はできるけれども、社会保険庁のプロパーの社員、特殊法人のスタッフということになるのかも知れませんが、その人が天下ることは規制できませんね。

それと、もう一つ大臣に聞きますが、では社会保険庁が特殊法人になって、その特殊法人の判断で、厚生労働省やその他の省庁のあつせんではなくて、社会保険庁自身の判断で再就職すれば、この関係なんかは、幾つかの団体は社会保険庁と直接的な関係にある団体であります。そういう団体にみずからの判断で天下つた場合は規制できませんか。

○渡辺国務大臣 ですから、そういうケースで本省が絡んであつせんをやつていけば、それは全面禁止だということですよ。

○細野委員 本省のあつせんがなかった場合は規制できますかということ聞いています。しつかり答えてください。

○渡辺国務大臣 大体、今までのケースですと、確たる証拠はありませんが、本省が絡んでいないとなかなか難しい人事なんです。だから、我々はそのようなケースについてあつせんを全面禁止する。民主党も同じ案じやありませんか、これは違ひますか。同じ案じや、全面禁止をするという点において。

ですから、まさに我々は、そういう問題の本質にスポットライトを当ててこの法案をつくつたという事です。

○細野委員 いいですか、大臣、例えば全国社会保険協会連合会、これは社会保険庁そのものの業務にかかわる団体ですよ。厚生労働省との関係は間接的です。あつせんがなくても社会保険庁自身で天下りをする可能性は十分あります。あつせんがないから天下りがなくなりますというのはいまだに机上の空論で、こういう例を全く規制していないんですよ。

確認をしますが、今まではあつせんがなければ天下りできなかったらうということですが、こういう厚生労働省が直接かわらずに社会保険庁の判断で再就職をした場合、これは規制できませんか。再度確認させていただきます。

○渡辺国務大臣 社会保険庁が絡んでいけば、それは規制対象になるということですよ。

○細野委員 社会保険庁がなくなつて日本年金機構になりますね、二年後に。厚生労働省のあつせんなしに日本年金機構の判断で再就職をした場合は規制できないんじゃないですかということ聞いています。あつせんがない場合です、厚生労働省の。

○渡辺国務大臣 ですから、今までの社会学的実態として、あつせんなしにやっていると云うのはなかなか想像しにくいと言っているんですよ。ですから、まさしくその問題の社会学的実態に即して我々は規制をかけているんですよ。

ですから、御指摘のようなケースで、もしあつせんしている疑いがあれば外部監視機関が出ていくんですよ。いいですか、これはもう何度も議論している話じやありませんか。疑いがあれば、調査の端緒になるんですよ、本人の事情聴取を行うこともあるんですよ、立入検査もあるんですよ。ですから、そういう規制をかけているわけですから、そう簡単に今までのようなあつせんが続くなどということはあり得なくなるということですよ。(発言する者あり)

○河本委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○河本委員長 速記を起こして。

渡辺国務大臣。

○渡辺国務大臣 ですから、社会学的実態として

あつせんがあるのが普通だろうということでは
答弁を申し上げていますが……(発言する者
あり)ちよつと最後まで聞いてください、最後ま
で、答弁中なんですから。

ですから、機構のプロパーの職員でその人がど
こかに再就職するという場合には、規制はかかり
ません。

○細野委員 整理して申し上げますと、大臣、いい
ですか、社会保険庁が日本年金機構になります
ね、日本年金機構のプロパーの社員が日本年金機
構の判断であつせんをして天下る場合には、政府
の法案だと規制の対象になりません。そしてもう
一つ、元官僚でも、厚生労働省があつせんをせず
に社会保険庁に一回就職をして、一回天下つて、
そこは規制がかかりますよ。そこで厚生労働省が
かわりなく日本年金機構自身の判断で再就職を
した場合には、規制対象にならないんですよ。

要するに、省庁のあつせんがかぎであつて、社
会保険庁自身の判断、これが日本年金機構になつ
た後は、その判断で再就職をするのは規制の対
象にならないんですよ。

○渡辺国務大臣 ですから、そういう純粹理念の
話でいけばそれはならないと言えようかと思いま
すが、しかし、実態としては大抵絡んでるケー
スが多いんですよ。ですから、疑いがあれば外部
監視機関がちゃんと出ていくと何度も申し上げて
いるじゃないですか。

○細野委員 大臣、それは甘いと思いますよ。な
あなあでやってきたんじゃないですか、社会保険
庁とこの団体が。(発言する者あり)違いますよ。
社会保険庁自身とこれらの団体があななあでやっ
てきたんですよ。そのあつせんを、社会保険庁
が日本年金機構になつても、そこ自体の天下り、
あつせんは残るじゃないですか。それは自由なん
ですよ。

では、民主党の提案者に伺いますが、この特殊
法人からの天下りですね、民主党の考え方はどう
なんですか。

○武正議員 まず細野委員に申し上げますが、日

本年年金機構法第八条第七項では、今回の政府の提
出法案、国家公務員法の「第百六条の二第一項の
規定は、適用しない。」すなわち、日本年金機構の
職員には、いわゆる政府の提出法案のあつせんの
適用除外である、まずこのことを申し上げておき
ます。つまり、今回の政府案のあつせんの適用除
外なんです、日本年金機構は。これがまず第一
の問題点。

民主党は、いわゆる特殊法人からの天下りにつ
いても二年の規制をかけております。対象にして
おります。関連の深いそうした営利企業への天下
りは、当然対象にしております。

また、もう一つつけ加えておきます。担当大臣
は根絶、根絶と言いますが、もう一つまた例外
は、例えば独立行政法人が百一ありますが、政府
の対象はわずか八つです。九十三の非特定、非公
家公務員型の独法は対象外であります。

もう一つ例外があります。出向であります。出
向、あるいは係長以下、そしてまたセンターが仲
介、そして今第三者機関と言いました非常勤五
名、大変弱い組織、これらが承認する四項目につ
いては、現職の在職中の就職活動はフリーであり
ます。

このように抜け穴だらけであることも申し添え
ておきます。

○細野委員 では、総理に聞きます。

社会保険庁が二年后日本年金機構に、法案が通
れば、参議院で通ればそうなります。日本年金機
構になつたら、日本年金機構自体は天下りの規
制はかかりません。厚生労働省のあつせんがあれ
ば別ですよ。あつせんがない、日本年金機構自身
での判断の天下り、再就職は、これは規制がかか
りません。総理、これでいいんですか、本心に。
○安倍内閣総理大臣 今の質問は、日本年金機構
からその先へのいわば再就職の件についておっ
しゃつていらっしゃると思ひます。

しかし、日本年金機構からその先への再就職
と、今ここで委員がお示しの元社会保険庁長官の
方のいわばわたりと言われているこの経路とは、

これは全く別の世界だということをまず申し
上げておきたいと思ひます。

まず、この社会保険庁長官、もともとこれは本
省のキャリアであつたわけですね。本省のキャリ
アでなければ、社会保険庁のプロパーの人が、こ
んなように理事長、理事長、理事長と行けるわけ
がないんですよ。そして、そもそも、例えば医薬
品副作用被害救済・研究振興調査機構、これは全
く関係ないじゃないですか、社会保険庁と。これ
は本省の、例えば薬務局のあつせんがなければ行
けるわけがないんですよ。ですから、日本年金機
構の方がこのような人生は絶対に送ることはでき
ないということとははつきりと申し上げておきた
い、このように思ひます。

ですから、これは全く別の世界であつて、そし
て、日本年金機構は、いわば私たちは今までの親
方日の丸型の社会保険庁を変えていく、廃止をし
て解体をしていく、そういう決意をしたんですよ。
だから、いわば今までのような公務員型ではない
特殊法人としたわけでございします。公務員型でな
い特殊法人になりましたから、今後は、ここに行
くについては当然あつせんがいっぱいではないとい
うことになるわけですが、その先について
はいわば民間と同じくくりになつて、それは民間
型、非公務員型のほかの特殊法人と同じになるわ
けであります。

しかし、そこでもう一度申し上げておきたいの
は、こういう人生を歩むことができるのは、まさ
にこれは本省のキャリアであつたからこそ天下つ
ていくことができた、こういうことを申し上げて
おきたい。それと、今後、いわば日本年金機構の
プロパーの方々がこういうような人生を歩むとい
うことは当然想定し得ない、私はこのように思ひ
ます。

○細野委員 では、総理、もう一回聞きますが、
日本年金機構が新しく誕生しますね、そこからの
再就職というのは、そこ自体に何か規制をする、
そういう枠組みというのはあるんですか。要する
に、では、この社会保険庁の元長官と同じ人生を

歩む人はいないにしても、社会保険庁自身が再就
職先を渡っていく、これを規制する法案はあるん
ですか。

○安倍内閣総理大臣 今、委員が具体的な例を挙
げておられますから、この具体的な例にのつとつ
てお話をさせていただきますと、いわば日本年金
機構はこのどこにも権限を持っていないというこ
とははつきりしていますね。どこにも権限を持つ
ていませんよ、それは。次に行く、例えば全国社
会保険協会連合会は、保険局の保険課ですよ。厚
生省の保険局の保険課ですから、厚生省の保険局
の保険課が例えばこれをあつせんしなければ、こ
こには行けないんですよ。それは事実上はつきり
しているんですよ、私はこのように思うわけであ
ります。日本年金機構はいわば非公務員型の、こ
れは皆様の年金をお預かりする、今までの社会保
険庁のような労働慣行のない新しい仕組みを私た
ちはつくっていく、このように決意をしたわけで
ございしますから、それは御安心をいただきたい、
このように思ひます。

○細野委員 今、総理の答弁からわかるよう
に、日本年金機構から自身の判断による天下りは
規制がないんですよ。そこで新しい世界ができて、
日本年金機構のもとにさまざまな利権ができて、
そこに天下るのは自由なんですよ。

総理、いいですか、これまでの社会保険庁は規
制の対象だつたんですよ。社会保険庁は規制の対
象だつたのが、これだけ問題になつて、日本年金
機構に移行したら、天下りが自由化されるんじや
ないですか。その問題を、今みたいにするかえ
て、このケースだけで、この人生はないですよな
んという答弁はあり得ません。

質問をかえます。もう時間がありませんから、
もう一つだけ聞かざるならぬので、質問をか
えます。

わたりの問題について、社会保険庁だけでは
フェアではないと思ひまして、元建設省の事務次
官の天下りについても調べました。
こちらの方は個人名は伏せようかと思ひます。

五十八歳で、平成十年に旧建設省を退官されて、顧問を務めた後、住宅・都市整備公団、今の独立行政法人都市再生機構の副総裁に天下られました。そして、副総裁から総裁になって、独立行政法人になって理事長、この間に総額一億二千四百五十万円の報酬を受け取られています。退職金は二千六百五十万円。総理、いいですか、これは、私が最低限、ボーナスも含めて、今の基準で少な目に見積もつてこの金額なんです。

そして、その次に、非営利団体に短期間非常勤で勤めて、その後、今は財団法人民間都市開発推進機構の理事長として天下つていらっしゃいます。

今、この方は、平成十七年からですから、二年間やって、まだ理事長にいらつしやるわけですが、理事長の在任期間が平均七年。あと五年在任をすると、報酬が一億五千万円、退職金が二千八百七十万円、すべて合わせると、この見込みだけで三億五千五百万円です。

この方は今六十七歳、五年と換算しても七十二歳。もう一つ恐らく天下るでしょうね。そうすると、建設省の事務次官は退職してから五億ぐらい受け取るんですよ。とんでもない。

我々が再三再四指摘しているのは、このわたりの実態をきちつと調査してくださいということ。大臣はわかつていらつしやると思いますが、平成十六年から十七年のわたりの実態について調査をして、十六件と出てきました。この方は、その期間に財団法人民間都市開発推進機構に天下つていらつしやいます。これは、国土交通省のもとでさまざまな融資をしたりしている、べつたりの国土交通省の所管の財団です。これはこの十六件に入っていないんです。こういうわたりのとんでもない事例がいっぱいあるんですよ。政府はその調査をしていないんです。

総理、いいですか、わたりをしつかり調査してください。社会保険庁だけじゃないです、各省庁やっていきます。それを調査しなければ、いいですか、総理、これまでもわたりは隠然とやってきた

んです。法律が通つたつて隠然とやれるんですよ、そんなのは。わたりの実態をきちつと調査してください。

総理に御答弁いただきたいと思っています。

○安倍内閣総理大臣 渡辺大臣はこのように答弁したんだらうと思います。今御指摘の十六件、調査をして、役所が認めたのは十六件であります。しかし、十六件ということはないだらう、これはもしかしたら水山の一角かもしれないというのが渡辺大臣の答弁であつたんだらうと思います。私もそのとおりだと思います。それは国民的な、皆さんの感覚。

しかし、今、もう一度調査しろと言っても、恐らく役所には、残念ながら、今までそうした資料を残していないところ、大きな問題があつたんですよ。ですから、これは、我々は、これからどうするかということが大切じゃないですか。ですから、これからもう二度とそういうわたりはさせない。だから、二度目以降のあつせんは一切認めていない、それが私たちが今提出をしている法律だということは申し上げておきたいと思っています。

○細野委員 いや、全く信用できません。現状のわたりがどうなつたかの調査すらまともにできずになめられている行革事務局のもとで、法律ができたつて、わたりのあつせんがやつたかやられな

いか、きちつと本当に調査できるんですか。総理、いいですか、ここに本当にあつせんなしで天下つたと思いますか。そういうことになっていないんです。

時間がなくなりましたから、最後に委員長に伺います。

わたりのあつせんについて、理事会できちつと調査をすると委員長おっしゃいましたね。今、資料が出てきていますが、これは委員長の指示です。二回目以降の再就職、事務次官について、一九九〇年以降出していただきました。見たら、これは確認中ばかりじゃないですか。委員長がきちつと調べるとおっしゃつて、理事会で調査を、

きちつとおつしやつたわけでしょう。これをきちつと、確認中を全部調べて、これだけうまい汁を吸つてきたわたりがあるんですよ。これをどうするか、これをどう考えるかという判断なしに、この法律を議論する意味はないんです。これまで建前で、実態に即さずに議論をしてきた、これはほんでもないことです。

委員長、再三申し上げていますし、委員長自身もおつしやいました。事務次官のあつせんの有無については最後まできちつと確認をして、それを採決の前提としてください。御答弁ください。

○河本委員 さまの理事会でも、資料を求められた結果、精査をする、確認をするという作業がまだ進んでおる、こういう認識であります。さらに進めます。さらに作業を進めてまいります。(発言する者あり)速記をとめて。

(速記中止)

○河本委員 速記を起こして。

○細野委員 馬淵さんに譲りますが、これは再三申し上げますが、わたりというのは国民が一番怒るんですよ。民間の人は、わかりますか、六十歳で定職をしてから三億、五億なんというお金をもらう人は、これは民間ではあり得ないんですよ。それをきちつと調べて実態がどうか、これを調べてください。

それで、委員長はそれを約束したんですから、きちつと最後までやつてください。それをやつていただかないと、このわたりの実態が明らかにならない限り、当然この質疑は終わらないし、採決すらあり得ない、そのことを委員長に強く申し上げて、また法案担当の皆さんに申し上げて、私の質問を終わります。

○河本委員 次に、馬淵澄夫君。(発言する者あり)静粛にしてください。

○馬淵委員 民主党の馬淵でございます。今、細野委員が質問をしたその安倍総理の答弁

の中で、再就職情報はないという御答弁がありました。これについて、総理、再就職情報を持ち得ていない、今、各省庁、再就職情報はないんだというこの御認識でよろしいんですか。

○安倍内閣総理大臣 いや、私が申し上げましたのは、再就職について、いわゆる我々が言っているあつせんによるわたりということを認めたのが十六件以外には出てきていない。ですから我々は、それを調査して正直に出さない、このようにももちろん言っているわけでありまして。しかし、彼らはなかなか出てこないのが事実です。出てこないからといって、それを全面禁止する法律をこ

れは立法しなくていいんですか。彼らとしては、出さなければそれが立法を妨害するのであれば、なかなか出さないんですよ。

我々は、恐らくあるだらう、もつとあるだらうと。ないんだらうということであつて、それを認めるわたりはそもそも行われていないんだから、わたりを禁止する必要はないという法律を出しているんだつたら別なんです。わたりはもつと行われていただらう、だから全面禁止しようという法律を出しているんですよ。

だから、今、調査をもう一度やつてみなければこの法律を通さないと民主党が言っているその論拠が私は全くわからない、このように申し上げておきたいと思っています。

○馬淵委員 我々は、だから肩たたきを禁止して、そして、離職前五年間の、その影響力を行使し得る関係の法人等あるいは企業に関しては、五年間の再就職のあつせん禁止を明確に打ち出した対案を出しているんです。

ところが政府は、今総理がおつしやつた、わからない、十六名のわたりしか出ていない、だけれどもそれ以上にあるかもしれないから我々は法案を出したんだとおつしやつているが、その法案は、一方で天下りバンクという公的なあつせん機関をつくるという法案じゃないですか。そこが問題の本質を解決するような方策に全くなつていない。だから我々は、立法事実を明らかにせよと繰

り返し申し上げているわけであります。

この問題について私は違う角度からお尋ねをしていきたい。

いわゆる天下りバンクを今回構想されているようでありますが、既に総務省では試行人材バンクというものがつくられています。これは、平成十二年から今日まで七年間、役所に勤めた方々の再就職、あるいは今後みずからやめていかれる、御自身が新たな道を開かれる、その中であつせんをしていく、情報を提供していくという人材バンク、これは試行という形で行われてきました。

そして、この試行人材バンク、これを調べてみますと、今日まで登録数が、平成十二年、九百十三、あるいはその翌年も九百九十八、千人未満で推移しましたが、余りにも登録数が少ないということで、一方でこの枠組みを広げた。平成十九年の四月一日では二千二百四十九となつていますが、それに対する求人登録件数というのは、これはお手元の資料の①でございしますが、この求人件数が合計で百一であります。これを見てみますと、年間ですと五件あるいは七件といった大変少ない件数で、この人材バンクというのは、実際にはたった一件の成立しかなかったわけであります。

このような実態がある中で、今回政府はいわゆる天下りバンクをつくらうとしていますが、まず、この人材バンクが実績を上げていない理由についてどのようになっているかということ、この委員会の中でもたびたび質疑に上がりました。わかりやすいのは、これは質問主意書で江田憲司議員が質問をされております。これは平成十九年の四月十二日、質問主意書を出されていますが、そこでこの人材バンクの成果が十分に上がっていない理由として三点挙げられています。求人登録件数が伸び悩んでいる。あるいは、求人が各府省等に直接行われる例が多い。これが現行のいわゆる早期退職勧奨制度での天下りのあつせんでありまして、そしてもう一つ、職員と求人者との間の求人内容の条件面での不一致が生じた例が多

い。これが挙げられています。

これはどういうことか。つまり、五十歳以上の方々が登録をしている、そして、それに対しての求人がたつた一けた。三十年近く公務労働、公務員として働いてこられた方々が民間の企業にすぐさまマッチングするというのはなかなか難しいと考えられる。

そして、ここにもあるように、今申し上げたように、「求人内容の条件面での不一致が生じた例が多い」と書いてありますが、これはつまりどういうことか。五十歳代、あるいはそれ以上の方々が、現行の俸給制度でいえば一千万円を超えるような年収となる。三十年近く民間ではないところで専門的に仕事をされた方々が、果たしてこれだけの報酬を得るということにすぐさまマッチングできるのかというと、これはなかなか難しいのがこの試行人材バンクの結果なんです。つまり、こうした数値を見ても、公務員の方々が一般、民間さまさまなところにも広く紹介をしていくというのは非常に難しい。

このことについて、まず渡辺大臣、いや、総理にお聞きしましょう。総理、いわゆる民間の市場原理の中ではそういった方々を受け入れるという環境がなかなか整っていない。とりわけ、この条件の不一致が指摘されているわけでもありません。これは内閣が質問主意書にお答えをされています。この市場原理では非常に難しいんだ、だから、これをあえて就職させようとするとか具体的な付加価値が必要となる、つまり押しつけ的なものというものは構造的には無理なのではないか、こういう認識を私は持つわけでありまして、総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 今回、官民人材交流センターをつくるに当たりまして、例えば政府・与党で最大の議論になりましたのは、いわば本省のあつせんをどうするか、これが一番大きなポイントであった。私はこのように思うわけでありまして、

今おっしゃったように、今までのこのいわば試行的な人材バンクがなぜ機能しなかったかといえ、これは各省庁がみんなあつせんしているからなんです。各省庁があつせんしていれば、みんなそのあつせんに乗って就職をしていくんです。そして、そういう人材をよく知っている人たちは、むしろそのルートで受け入れた方がいいだろうというものであります。残念ながら、これはまさに官製談合の温床になつていた。この温床を私たちはたたき壊すという決意をして、各省のあつせんをすべて禁止にした。それが今度の新しい官民人材交流センターであります。

今までのように、あつせんによる就職は一切行われない。そして、それと同時に、これからはいわば新しい公務員の世界ができていく。いわばこれは、実力主義、実績主義、能力主義になつていくんです。そして官民が交流をし、また、国際的な人材であれば、官民だけではなくて世界とも行ったり来たりする。こういう人材が新たな人生を歩んでいく。自分で能力を切り開き、公のためを尽くしていく。そういう人生を可能にする仕組みをつくっていくことがこの法案によつてできる、私はこのように確信をいたしておるところでございます。

○馬淵委員 結局、公的なあつせん機関を設ける、いわゆる官民のイコールフットイングには全く目を向けない。民間では、これはハローワークを利用したり、あるいはさまざま人材ヘッドハンティング会社を使つたりします。こうしたことには目を向けずに、あくまで官僚というのは優秀だという、まるで、あたかも選民意識のようなものを持つて物事を見ておられるというのが根底に流れていると、国民の方は感じるんじゃないんですか。

総理、ではお尋ねしますが、ハローワークではなぜできないとお考えなんですか。総理、お答えください。

○安倍内閣総理大臣 いわゆる民間の方々と公務員、いわば、公務員の方々は公務員法によつて身

分を保障されているわけでございます。その中において、我々、これから能力主義の人事を行っていくわけでありまして、最後まで皆さんが本省に残つていたいということになつていけば、これはいわば効率的な人事も行つていくことができないわけでありまして、その中において、これはやはり、新たな道を進んでいくという方々については、その道に進んでいくような、そういう仕組みをつくっていくことが大切である。

これはポイント、やはり各省の押しつけ的なあつせんがあつた、しかし、私たちはその押しつけ的なあつせんをすべてやめていくということにしたわけでありまして、かつては予算や権限を背景としたあつせんということに限つていたわけでありまして、国民の目から見ても、あつせん、これもやはりだめだろう、こういう結論に至つたわけでありまして、各省によるあつせんをすべてやめさせる、これがこの法律でございます。

○馬淵委員 今の御答弁は、総理、国民の方々は全くわからないと思ひます。なぜ公務員は、官は、税金で再就職があつせんされる機関でその後の人生を開かれるのか、これについては全く理解できないです。今既にハローワークという機関があるのに、組織があるのに、これを使わない。公務員は身分が保障されている云々の話ではありません。

さてそこで、今つくられようとしている天下りバンクですが、いわゆる天下りバンク、これについてお尋ねをしていきたいんですが……(発言する者あり)いわゆる天下りバンクと私は思つております。

さて、渡辺大臣、このいわゆる天下りバンクの中で、ここには民間を使うお考えはありますか。民間のいわゆるあつせん会社も含めて、これをそこに組み込んで使われるというお考えはありますか。

○渡辺内閣総理大臣 この法案の企画立案をやっている最中において、私は、民間を使うつもりはないという事を申し上げました。

その後、制度の詳細設計は有識者懇談会でいうことになりましたので、詳細はこちらの懇談会で決まるものと思います。

○馬淵委員 大臣は記者会見ではかつて、民間を使うつもりはありませんと言明をしておられました。そして、バンクはどういうものをイメージされているのかということについては、例えば防衛省の援護事業、これをイメージしているというふうにおっしゃっておられます。この委員会でも同じようにこの防衛省の援護事業をイメージされているとおっしゃっております。

さて、お尋ねします。渡辺大臣、よろしいですか。援護事業をイメージされているということですが、この新人材バンク、我々は天下りバンクと称していますが、今、このバンクで民間を使うつもりはないと言ったのは以前だけれども、現行は有識者懇談で決めるとおっしゃった。何一つ今決まっていないということであるかと思えます。このバンクには、公務員の方々があつてを希望すればどなたでも受け入れるということでしょうか。

○渡辺国務大臣 一般職の国家公務員であれば、キャリアとかノンキャリアとかにかかわらず、これは利用できます。

○馬淵委員 先ほど申し上げたように、大臣が、これは防衛省の再就職あつてのイメージということで、自衛隊の場合に、若年退職制度がある、その再就職の援護事業、これが参考になるうかと思えますというふうにおっしゃっております。そして、この援護事業というものはどういうものか、これを少しお伝えしますと、全国の自衛官、若年定年制自衛官、この方々は、五十代の前半から肩たたきの年齢と同じような形で退職をされていきます。この方々の再就職をしっかりと援護しなければならぬということで、防衛省はこの援護事業ということを局をつくり行っております。

この防衛省の援護事業にかかわっているのは全

部で七百七十名、これはお手元の資料の三番にございますが、七百七十名の方々が隊員数としてかわつてこられている。さらに、こうした方々が全国で、求職、求人、これにマッチングさせるため、さまざまな事業会社を訪ねていつて求人の情報を集めてきているわけです。これは、駐屯地あるいは地方協力本部等々を合わせますと二百二十カ所、大変な数であります。

全国にこうした形で展開をしている七百七十名の隊員の方々と、さらには、あつせん事業そのものは、これはできない、紹介事業は省としてはできないわけでありまして、これを財団法人の自衛隊援護協会にゆだねています。こちらの人員が五十名。つまり、八百二十名の組織で、全国二百二十カ所あるいは財団の七支所、これらを使つて隊員の方々の再就職のあつせんをされています。

大臣は先ほど、さまざまな、キャリア、ノンキャリア問わずにこのバンクは利用ができるんだとおっしゃいました。退職をされる方々のあつせんの規模と同等、あるいはそれ以上となるとお考えでしょうか。いかがですか。

○渡辺国務大臣 規模等については、詳細設計は有識者懇談で行いますが、このお示しいただいた資料はちよつと数が少ないんじゃないんでしようか。これはどこからどの範囲で出しておられるのか知りませんが、私がヒアリングをしましたときには、たしか一万四千名ぐらいの退職者がいて、そのうち七千名ぐらいを援護対象として扱っているという理解でございました。

その中には、二十二、三歳ぐらいで民間に出ていく若い人たちもいるんですね。中には三十回ぐらいお見合いをやつたけれどもなかなかうまくいかないというケースもあるらしくて、やたら手間暇がかかるというところでございますから、要するに、これを全部そっくりそのままねする必要は全くないわけではございまして、もしコストパフォーマンスが悪いのであれば、どうやつたらコストパフォーマンスをよくするか、そういうこと

を学ばないといけない。

○馬淵委員 全くお答えいただいていないようであります。数字のことについて説明しますと、確かに退職者は一万四千名。しかし、それに対する援護希望者がおられる中で、任期制の自衛官、これは二十代でやめていかれます。こうした方々は、これは今回、私は、天下りバンクの設計を、大臣が防衛省の援護事業のイメージと明確におっしゃっているから、これに今重ねてお聞きをしております。

その中で見ますと、援護希望者が四千四百七十九名、これは平成十七年度です。このお示しの資料と若干数字が違ふんですが、恐らく大臣は、私がもう一方で持っている数字をごらんになったんでしょう。今御提示したのは防衛省の数字ですから、これを見ますと、援護希望者が四千四百五十一、そして就職決定者が四千三百三十、ほぼ一〇〇％に近い形で就職されるわけですね。

この規模でほぼ一〇〇％就職させるには、つまり、八百名として全国に二百数十カ所といった大きなネットワークを張らないと、これはなかなか実現しない。試行人材バンクでは、明らかにミスマッチが起きて、条件の不一致があつて、また求人数が集まらない。現行の試行人材バンクで十分そのことはわかつていた。つまり、構造的に無理があるんだと。そして、その構造を解決するためには、自衛隊のこの援護事業のような形でやつていくということがそもそもイメージとしてあると大臣はおっしゃっているわけです。

さて、お尋ねします。大臣は、この委員会の質疑の中でも繰り返し、この人材バンク、いわゆる天下りバンクの規模については有識者懇談とおっしゃいましたが、その中でも数字は若干述べておられます。そして、その再就職あつせんの規模については、約一万名の退職者の中で、四千名、これらが勧奨退職である、そのうち半分の二千人ぐらいが恐らく勧奨退職の中でさらにあつてをすることをなさるだろう、このようにおっしゃっていました。

お配りをした資料の②をごらんください。お渡ししておりますのは、これは人事院の方の、平成十七年度における一般職の国家公務員の任用状況調査報告というものであります。

この②の資料は、人事院がいわゆる給与法によつて把握しているものでありますから、大臣がお話になられた数字とは大きく異なつています。しかしながら、この数字を今ごらんいただいている表の中で見ますと、辞職と呼ばれる方々、二万五千七百九十四名いらっしゃいます。ここから、例えば郵政公社あるいは独立行政法人や検察官等々、こうした方々を除くと、非現業の職員として一万六千八百、約一万七百名近い方々になります。この一万七百名というのが、恐らく大臣がおっしゃっている退職者の数、一万人という数字だと私は推定をしております。これはまた、この委員会の中の田端委員の質問の中にも同じ数字が出ておりました。平成十七年度で一万一千人、そしてそのうち三千六百人という数字が出ておりました。

この一万七百人がしいう数字が離職者数、いわゆる定年退職ではない、また、これは自己都合も含めてということになるんですが、この一万七百人何がし、これらの方々のうち、今申し上げたように、一万七百人のうち約半分近く、勧奨退職が大体五十歳以上の人のところから始まると推定いたします。この②の表で、五十歳以上の方々の人数、これは人事院の把握している人数ですから、ほぼ五十歳以上の方々がいわゆる肩たたきでやめていかれるであろうと推計をすると、勧奨退職の数は約三千七百人ほどになります。一万七百人のうち勧奨退職数は約三千七百人、これも田端委員が御指摘をした数字と同じであります。

三千七百人の勧奨退職の方々、そこに加えて、大臣は、希望すればあつせんをしておっしゃいました。つまり、このバンクの中では、五十よりも手前のさらに若年の方までも含めて、希望すればあつせんをしていく形になる。また、退職後の方々もあつせんをしていく形になる。このバンク

の抱える、対象とする人数はどうなるんですか。少なくとも、現行ある数値から推計しても、三千数百名以上の方々を、年間に全国でこれらの方々を再就職させるという事業を行うんですよ。大臣はこの委員会の中では、例えば二千人で、一人当たり百人やれば二十人、そんな数字をおっしゃいました。とんでもない。もともと大きな組織が必要になる。

援護事業で、先ほどお示しをした四千三百、四千四百といった方々を再就職させるために八百二十名ほどの組織を抱えて、そしてこれは予算は十八億ほどかかっています、この組織が、就職させていくのに、求人件数は一万二千三百件、そして二万六千七百人の求人数を集めてきているんですよ。四千人の方々を再就職させるのに二万数千人の求人数を集めねばならない。それには千名近い陣容が必要になるんです。

大臣、まさに税金で天下りをさせていく組織をつくるということじゃないですか。大臣、あなたは今まで規模も有識者懇、有識者懇とおっしゃっていました、これを見れば明らかに推計できている。あなたははつきりと、イメージしているとおっしゃった。その中で、数千名をあっせんするとなれば、再就職させるとすれば、これは千名規模になるんですよ。今、援護事業だけでも十八億の予算がかかっている。つまり、税金を使つて天下りをさせていくということをこれから公然とやっていくという仕組みじゃないですか。いかがですか。

○渡辺国務大臣 何か馬淵議員はちよつと勘違いをなされておられるんじゃないでしょうか。今回、国家公務員法改正において、かなり厳しい行為規制をかけるんですよ。自分で職探しをすることは禁止をするんですよ。そういう厳しい行為規制をかけた上で、国家公務員には身分保障というものがある、では、どのような形で、本人の能力、実績が正しく評価をされて再就職ができるか、今みたいに予算や権限を背景にしない中立的な機関をつくるかということに心を砕いてきてい

るんです。

ですから、自衛隊の援護システムを我々は勉強しました。しかし、もしコストパフォーマンスが余りにも悪いというんだつたら、なぜそういうパフォーマンスが悪いのか、それを研究すればいいじゃないですか。もつとコストパフォーマンスをよくするためにどういう仕掛けが必要なのか、それを考えればいいじゃないですか。

ですから、まさに今までの天下りではなくて、では聞きますが、若い自衛官が再就職するとき、天下りと言うんです。違うじゃないですか、再就職支援じゃありませんか。まさに本人の能力と実績が正しく評価をされて再就職していくことが、なぜいけないのであります。公務員だって、再就職する、職業選択の自由があるじゃないですか。ですから我々は、コストパフォーマンスをよくする、それを詳細設計は有識者懇でやると言っているわけでありまして。

○河本委員長 馬淵澄夫君、申し合わせの時間が来ておりますので、端的にお願いします。

○馬淵委員 大臣、私は、だから何度も申し上げている。この援護事業をイメージされていくのであれば、援護事業は明確にこれだけ人がかかるというこれは証拠なんです、証左なんです。よ、かつての試行人材バンクは、全く求人数が集まらないという構造的な問題があるということを示しているんですよ。だから、新たなバンクをつくる場合には、千名規模の大きな大きな組織になつてしまふんじゃないですかというところをお尋ねしているんですよ。そのことをなぜあなたは隠すんですか。あなたはなぜそのことをはつきりと

○渡辺国務大臣 大きな組織をつくらうなんて言っていますよ。自衛隊の援護システムのいいところはいただく、まずいところは捨て去る、そういう設計をしましょうと言っているだけじゃないですか。（馬淵委員「規模を聞いています」と呼ぶ）

○河本委員長 渡辺国務大臣、端的に御答弁願います。

ます。

○渡辺国務大臣 もう一度申し上げます。

自衛隊の援護体制、再就職支援体制をそつくりそのままだめしよつとと言っておりません。要するに、政府の閣議決定の文章でいきますと、「実効性のある効率的な組織・運営とする」ということを決めていくんですよ。その上で、必要最小限の体制を構築すると言っているわけでありまして、ですから、先ほどいみじくも数字を申し上げたように、大体、一万人退職をする、そうすると、四千人ぐらゐは肩たたきだ、あつせんしているのは二千人だ、そういうことを申し上げたわけでしょう。そのことを今馬淵委員が御指摘をされたんじゃないですか。

○河本委員長 馬淵君の申し合わせの時間は経過しました。

次に、吉井英勝君。吉井英勝君。（発言する者あり）

渡辺国務大臣。

○渡辺国務大臣 とにかく、実効性のある効率的な組織にするんですよ。だから、自衛隊のように一人で十人という規模でいいのかどうかは大いに検討しなければいけないのであつて、必要最小限の設計にしましょうということを言っているわけなんです。だから、私は、この前お答えしたように、一人で二十人の場合だつてあるじゃないか、うまくすれば一人で三十人、四十人だつてあつていけるじゃないか、そういうことを言っているんですよ。（発言する者あり）

○河本委員長 馬淵君、簡潔にお願いします。

○馬淵委員 いいですか、大臣、大臣は、この委員会の中で、例えば二千人を百人ほどのあつせんができれば二十人だ、このようにおっしゃった。大臣は、大変これは私は国民をだます答弁をされているんですよ。これは、いいですか、大臣、私はなぜ規模のことをお尋ねしたかという、先ほどの自衛隊の援護事業もそうです、あれは一人当たり五・五人から五・七人なんですよ。そして、さらに言えば、

民間のあつせん事業をされている方々の五人から六人、七人ぐらゐがこれは限界なんですよ。あなたがやろうとしていることをすれば、これは千人規模の大きな大きな組織になるんですよ。なぜあなたはそれをごまかして言うんですか。しつかりと規模を答弁してください。

○渡辺国務大臣 一人で五人とか、そういうことを決めないでいただきたいと思ひますね。いいですか、自衛隊の援護システムだつて大体七千人ですよ、このあつせんによつて。若い人も入れればですよ、退職者も入れればですよ。中には一人です三十人ぐらゐお見合いするケースもある。ですから、要するに、その分だけ人数は膨らんでいる。でも、民間だつたら、例えば一人で二十五人とか三十人とかやつていられる実績のあるところだつてあるんですよ。

だから、詳細の制度設計は有識者懇でやると言つたじゃないですか。ですから、一人で五人しかできないとか一人で十人しかできないとか、決めてかかる必要はないじゃないですか。基本原則として、人数は必要最小限の人数でやりまふよということをお申し上げているんですよ。

○河本委員長 馬淵君の申し合わせの時間は終了いたしました。

○馬淵委員 いいですか、委員長。いいですか、大臣。大臣、いいですか。大臣はこの委員会の中で、先ほど申し上げたように大変大きな数字を言つておられるんですよ。しかし、民間では、人材あつせん事業では五人から七名ぐらゐ。しかも、先ほど申し上げたように、試行人材バンクでは、条件面が合わない、非常にマッチングが難しいという事実が、試行人材バンクの七年間の実績の中でわかっているんですよ。これほど難しい事業をやろうとするのに、あなたは、一人で百人ぐらゐやれば二十人で済む、ミスリードしているじゃないですか。あなたはそうやって、人材バンクという名前を使いながらも天下りあつせんを公的にさせることを進める、そんな法案の提出者になつてい

我々民主党は、だからこそ、天下りを完全に根絶するには、肩たたきをやめ、そして五年間の再就職は、関係するところは禁止、あつせん禁止と明確な方針を出している。なぜそれを大臣は、ミスリドしながら、あなたは規模を語らないんですか。お答えください。

○河本委員長 馬淵君、吉井君に席を譲ってください。馬淵君、席を譲りなさい。申し合わせの時間は終了しました。(発言する者あり)再三申し上げますが、馬淵君の申し合わせの時間は終了いたしました。吉井君に席を譲ってください。馬淵君、吉井君に席を譲りなさい。(発言する者あり)馬淵君。

○馬淵委員 いいですか、あなたがミスリドして、このいわゆる天下りバンクを、国民には筋肉質の政府をつくらうと言いつつ、大きな公的あつせん機関をつくらうとしている。それを国民が納得できるんですか。安倍総理も、ハローワークがあるのに私が言ったのには答えをされない。こんな法案を通すなということを国民が納得できると思っていますか。

断固として採決には応じられないことを申し上げて、私の質疑を終わります。

○河本委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

今のやりとりでも、審議はまだ途中、とても審議は尽くされていないということが明らかになったと思うんです。

実は、けさの午前三時に、非常に異常な事態です。夜中の午前三時に理事懇を持つというのには異常なんです。そこで本日の日程案が示され、それから、総務大臣も出席を求められれば出て答弁するというお話ですが、私は、総務大臣の質問については、内閣委員会と総務委員会の連合審査をもとと武正さんと総務委員会の理事会で求めているわけですが、内閣委員会でも松原さんなどと求めているわけですが、総務大臣質問というのは内閣委員会と総務委員会の連合審査のときに、引き続き開かれるであらうから、そ

のときにきちんと質問をしたいと思っていますので、きょうは安倍総理にだけ質問をしたいというふうに思います。

それで、さきの本会議で私は、天下り規制を強化するためには、規制対象を営利企業だけでなく公益法人や特殊法人に拡大するというのと、それから、規制期間を二年から五年に延長するなど、まず国公法百三条の抜本的強化が必要だ、このことを求めました。これに対して、総理は私の質問に、官と民の垣根を低くすることが望ましい、官民の人材の関連な交流を損なうこととなるから賛同できないというのがあなたのお答えでした。

総理に伺っておきたいのは、国公法百三条二項で天下り規制を強化すると、なぜ官民人材交流が阻害されるということにつながってくるのか。これを総理にまず伺いたいと思うんです。

○安倍内閣総理大臣 私どもが目指している社会というのは、複線化した社会でなければならぬ、いろいろな節目節目で自分がいろいろな人生を選択していくことができる社会でなければならぬ、このように思っています。二十二歳、大学を卒業して官の世界に入つて、しかし、公を担うのは官だけではない。民間の会社、あるいはNGO、NPOもあるでしょう、そういうところで経験を積んで、また戻ってきた、そう思っておられる方もおられるんだろうなと思います。

ですから、今、吉井委員がおっしゃったような規制をかけますと、行ったり来たりができなくなってくるという問題があるわけでありまして。つまり、ダイナミックにいわば人材が交流していく中で、いろいろなキャリアを経てきた人材が官の中でも公を担っていく、こういう、いわば公務員が育っていくことによって、より行政は今新しい時代に即したものに、また国民の期待に沿うものになっていく、このように思っております。

○吉井委員 総理、そもそも国公法というのは、これは私企業からの隔離ということ、その趣旨としては、公務員の全体の奉仕者としての公務専念

と、それから公務の公正中立の維持というところにあるわけですね。総理は、天下り規制を強化すると官民の人材の関連な交流を損なうと、この間の会議録を読み返しておりますも言うてはるわけですが、官民交流というのは、基本的には官民人事交流法が根拠になっているんですか。

この官民人事交流法の第二十一条を読みますと、交流採用職員が離職後交流元企業の地位につく場合には、国公法百三条第二項の規定は適用しない、つまり、天下り規制を除外しているわけです。適用除外にしているんですか。だから、国公法百三条二項を強化しても、官民人事交流にもととリンクしないんです。つまり、官民人事交流に影響しないという仕組みというのはちゃんとあるんじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 先ほど私が答弁した趣旨のつとめて、この官民交流法における官民の交流をさらに我々は拡大していきたい、このように考えております。それは今後でございますが。

○吉井委員 だから、官民交流法で国公法百三条の二項の規定というのは適用除外となっているんですよ。だから、天下り規制のために国公法の百三条を抜本強化しても、これは何もかわりはないわけですから、国公法百三条を抜本強化すれば何かこれが官民の自由関連な交流を妨げるという論は、そもそもおかしいんじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 我々は、先ほど申し上げましたように、今後、官民の交流を現役もOBも含めて拡充していきたい、このように考えているわけでございますので、その観点から、それが阻害されてはならない、このように思っております。他方、今まで天下りが官製談合の温床となつていた、そういう天下りのあつせんは一切やめていくということになつていくことは申し上げておきたいと思ひます。

○吉井委員 総理がこれまで言われてきた天下りという言葉、今、官民人材交流と言いかえていくように思いますが、それにすぎないと思うんですが、天下りの原則禁止という垣根を全部取り

払って、結局、天下りも天上がりも自由にできるようにする、天下り原則自由に百八十度変えておいて、それで各府省のあつせんやOBの働きかけを禁止するからといって、私はこれは説得力がないと思うんですよ。実際、ヤフーの世論調査を見れば、九割の人がこの法案では官製談合はなくなる、これは世論なんです。

それから、緑資源機構の官製談合など、次々に発覚してきている官製談合事件というのは、要するに、これは官製談合が天下りと密接不可分の関係にあるということを示しているわけです。だから、あなたのやり方では、原則天下り禁止というのを取つ払って天下りも天上がりも自由へと百八十度変えるということになつてしまつたら、それは、官業癒着の防止を後景に追いやって、逆に、官民交流という名で、官業癒着とかあるいは官製談合の土壌をつくつてしまつていくことになつてくるんじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 今委員がおっしゃったのは、我々のこの法律によつて官製談合がなくなる、このようにおっしゃつたわけでありまして。では、なぜ官製談合があつたか、こういうことをございまして。それは、いわば役所が予算や権限を背景としてあつせんを行つてきた、あつせんを行つてきて、OB、現職を受け入れることによって、いわばその借りを返すために官製談合を行つて、それを認めてきた、それによつて国民の税金がいわば無駄遣いされてきたということでございます。国民の税金が無駄遣いされてはならない。この官製談合をなくしていくためには、今私が申し上げましたように、こうした、いわば省庁の予算や権限を背景としたあつせんだけではなくて、直接あつせんすることはもうすべてやめていくというのがこの法律でございます。

一方、もちろん公務員の方々も高い能力を持っています。そして、その能力を背景に、職業選択の自由があるわけでありまして。ですから、その中で第二の人生が歩んでいける、それは当然だろう、このように思うわけございまして、今、吉

井委員がおつしやつてゐるように、もう全くこれはいわば公務員だけで人生を終えなければいけないということではないだろう、私はこう思うわけでございます。

要は、公務員という職を利用して、そういう影響力を行使してはならない。また、行った会社において、今までのキャリアを利用して、何かそういう不正なことはしてはいけない。ですから、厳しい行為規制が今後はかかつていく。吉井さんが今おつしやつたようなことは絶対に起こしてはならない、そのための法律が今回の法律だということとは重ねて強調しておきたい、このように思います。

〔委員長退席、後藤田委員長代理着席〕

○吉井委員 要するに、各府省のあつせんを禁止するということお話なんです、官民人材交流センターには、しかし、これは十八条の七の五項のことで、これまでからこの委員会でもやりとりしてきた話ですが、ここでは関係省庁が関与できる仕組みがつくられていきますね。

もともと、この官民人材交流センターは、「官民人材交流センターの所掌事務を遂行するために」ということで、関係省庁から情報をもらったり、いろいろすることになってゐるんです。この「所掌事務を遂行する」というのは、まさに、マッチングがうまくいくように関係省庁から情報をもらいましょう、対象職員の情報各府省の人事当局からとりましょう、これが今度の法案なんです。ですから、それではそもそも、関係省庁のあつせんをやめるとかいいながら、全く断ち切ることができない、これははつきりしていると私は思うんですよ。

センターによる再就職の手続というのを見ていきますと、これは、離職対象者本人が再就職の要望をセンターに申請書を提出することから始まるんです。この申請書に必要な人的情報を記入する様式を作成して、本人がいろいろ書くわけですね。必要なら求職に必要な書類を添付させるなど、これは、申請方式をつくらば、必要な情報は

全部入ってくるようになってゐるんですよ。こうした申請の書式は、どこの役所でも一般に国民に義務づけていたりするわけです。だから、そうすれば、別に各府省の人事当局と関与ということと連絡をとらなくても、やっつけてゐるんですよ。

総理の答弁で、政府は、各府省のあつせんを禁止するとか、各府省からの出向者に同一府省の再就職の事務を取り扱わせないなどということとをずっと強調してきてゐるわけですが、わざわざ各府省が関与できる仕組みをつくつてゐるのが十八条の七の五項ですから、これは各府省を関与させないという安倍さんの言つておられた方針に逆行することになるんじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 今までは各省の人事当局が直接企業とかかわつてきた、こういうあつせんはもう今後は一切やめていこうというのがこの法律でございます。

そして、今度の人材交流センターは、いわばこの人材交流センターの職員がいわゆるあつせんを行うわけでございます、就職の支援を行うわけでございます。

そのためには、就職の支援を行う対象者のための情報が必要であります。例えば、この人物はこういう法律の改正にかかわつてきて、こういう法律については十分詳しい能力や知見を持つてゐる、あるいはこういう語学も非常に堪能であるということを知つておく必要があるわけであります。そういう情報を得るために、センターの職員が各省庁の人事当局に情報の提供を求めるのは当然ではないか、こう考えております。

もちろん、このセンターがいわば各省庁のあつせんのトンネルになつてはならないわけでございますので、センターの職員は出身官庁の職員のも申し添えておきたいと思ひます。

○吉井委員 今のお話にありましたように、要するに、これまでは各省庁の幹部が直接働きかけて就職あつせんをやつておつたわけですね。しかし、それはやらないといひながら、センター長が

各省庁から情報を得る。今おつしやつた英会話だ何だという話は、全部本人が申請書に書けば済む話なんです。本人が情報を全面的に提供するということが済むのに、わざわざセンター長が関係省庁に連絡をとる、関与をするということは、そこから情報を得て、センター長が直接今度はその企業に働きかけていけば、省庁の幹部がセンター長にかわるだけで、何ら変わらないじゃないですか。私は、それが最大の問題だと思ひます。

そのことを、何かあたかも天下りが禁止できるとか、あるいは各省庁の関与が排除できるとか、それは全然違う話であつて、そのことを正さない限り、私は、この天下り規制とかあるいは官製談合、癒着などというものはなくならないと思ひます。どうですか。

○安倍内閣総理大臣 この官民人材交流センターを機能させるためにも、いわば民間の企業にしても信頼あるものにしていかねばならないわけでありまして、この交流センターが出す情報が間違つていないというものでなければならぬわけであります。

もちろん、御本人の申請、ほとんどの方々はまじめな申請をされるかもしれない。しかし、中には、自分の評価を、非常に自己評価が高い方がおられるという可能性だつてないわけではないんです。ですから、それは客観情報をやはり得るといふ努力もした上において、こういう人物ですと自信を持つてその企業に紹介できるといふことにしなければならぬ、このように思ひます。

そもそも、このセンターは、民間会社に対しては予算や権限も全くないセンターでございますから、吉井委員がおつしやつていたような御懸念は全く当たらない、このように思ひます。

○吉井委員 ハローワークでも、それは全部個人が、こゝへ就職したいということで自分の情報をちゃんと申請するわけですね。それに基づいてき

ちんとやつてゐるわけなんです。天下りを禁止するということであれば、それは、その情報を得るといふ、個人の情報だけじゃ

なしに、結局、民間企業の情報などを得て、それで、今までは関係省庁の幹部がかけていた圧力的なものが、センター長が圧力的にかけていくとなれば、これは何ら変わらないんです。

私は、やはりこのことをきちんと説明していかないことには、渡辺さんは今手を振つてゐるけれども、これが問題なので、こういうことを徹底的に説明する審議というものを続けていかないことには、とてもじゃないが、この法案を簡単に進めるといふことはできるものじゃない、そのことはきよの午前中の質疑を通じて明らかにしてきた、このことを申し上げまして、時間が参りましたので私の質問を終わります。

○後藤田委員長代理 次に、田端正広君。

○田端委員 公明党の田端でございます。

いよいよ議論も相当煮詰まつてきたなということを感じておりますが、公務員の改革については、野党の皆さんもまた国民の皆さんも、これはぜひやろうということ、それはもう大きな一つの流れだと思ひます。特に、天下りあるいはわたりについては、これはもう徹底的にやろうというものは、与党も野党もなく、また国民の期待してゐるところでもあるわけだと思ひます。

きょうは総理にお出ましいただきましたので、総理にお尋ねしたいと思ひますが、つまり、早期退職勧奨等、そういう仕組みもまた大きな問題だと思ひますし、それから、官民人材交流センター、官民交流というものの今後のあり方とか、こういったこともいろいろ大事なこともあるし、それからまた今後スタッフ職をどうするかとか、そういったこともいろいろ議論にはなつていくんだと思ひます。

問題は、人材交流センター、これが一番のポイントになると思ひますが、まず、このイメージですね。私は、やはり透明性というのが一番大事だろう、そして、そこでどういう責任において再就職支援をなしていくか、責任と、そして透明性を担保する、この二つが一番大きなポイントではないかと思ひますが、ここのイメージをまず確定し

ていただくことが大事だと思ひますので、総理のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 このセンターについては、まずは、再就職支援のセンターとして十分に機能していくものでなければならぬ、こう思うわけでありまして、公務員の方々が第二の人生を切り開いていく、また官民の交流を盛んにしていくことによつて、ある意味では、新しい時代においてより質の高い公務員を得ることができるといふ結果に結びついていかなければならない、こう思っているわけでありまして、と同時に、今までいろいろな指摘がなされてきました、いわゆる天下りの問題、そして、この天下りがいけば官製談合の温床になつていたという問題がございます。その観点から、まさに今委員がおつしやつたように、透明性そして中立性が極めて重要である、こう考へています。

制度改革の進捗とともに、各府省等の人事の環境としての再就職あっせんからセンターによる再就職支援に重点をまず移していく、その透明性また中立性のために移していくこととでありまして、センターを内閣府に置き、そして、各府省等からの中立性を徹底していかなければなりません。そして、センター職員は出身府省職員の再就職あっせんを行わないということにいたします。府省等の人事当局と企業等の直接交渉も禁止をしていきます。今まではこれが行われ、そしてあつせんが行われてきたわけでありまして、それを全面的に禁止をするということとあります。そして、あつせんによる就職実績の公表も含め、業務の透明性を確保するとともに、外部監視機関による厳格な事後チェックもさらに進めていくということとでございます。こうしたことを原則といたしております。

こうした今申し上げました原則に従つて制度をつくつていけば、透明性そして中立性は必ず担保できる、確保できる、私はこう確信をいたしております。

○田端委員 そのお言葉どおり実行されることが

本当に大事な点だと思ひます。

もう一つは、この問題については、今の公務員の方々が賛成するといひますか、気持ちの上で、ああ、いい改革だと思ひるような、そういうものでなければならぬのが、なおいろいろな議論があるといふことは、まだずっと落ちていないんだなといふことを感じます。

それからもう一つは、若い人で公務員を志望する人が減つてきた、こういうことがあります。もう一つは、何か公務員というのは性悪説みたいな感じで、公務員は悪いんだみたいな、それは事件を起こしたりいろいろなことは悪いと思ひますよ。だけれども、まじめに働いている公務員はいっぱいいるわけですから、そのところが何か話がごちゃごちゃになつてきているんだな、こう私は思ひます。

だから言ひたいことは、新しい、若い人に公務員に手を挙げていただく、今働いている公務員の方が本当に活力に満ちて頑張つていける、そういう雰囲気をつくるためには、私は、公務員改革の、パッケージ改革と言われているところの全体像をもう少しきちつと提示されて、そして、基本法は来年の通常国会というお話でございますけれども、できるだけそのところをもう少し先出ししないと、これだけが先行して全体像がおくれているといふことになると、現場の中でそういういろいろな違和感が出てくるのではないかと、こう思ひますが、総理のお考えを伺ひたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 今委員がおつしやつたように、公務員の皆様が国民の声にこたえてその能力を生かして仕事ができる、そういう公務員の仕組みをつくつていく必要がある、このように思ひます。いたずらに公務員たきをするのは、むしろこれは、いわば国にとつても損失につながつていく、こう思うわけでございます。むしろ、公務員の方々が、自分たちの能力を生かして地域や国、世界のために貢献できる、よりよい世界をつくつていくために自分の今持っている力が生かせる、そういう制度にしていく必要があるだろう、

こう思うわけでございます。

と同時に、やはり公務員の方々の規律を保つていくためにも、そういう観点からも、公務員がある意味において制度の中で身分が保障されているといふことも、それは大切な点だろう、私はこのように思うわけでございます。その中で、この今回の改革は人事管理制度全体に改革をもたらしていくものであつて、パッケージとして改革を進めていく必要がある、このように思ひます。

このため、公務員制度の総合的な改革を推進するための基本方針を盛り込んだ法案を次期通常国会に提出する考えであります。また、この立案に向けまして、私のもとに有識者から成る検討の場を設けて、採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について総合的、整合的な検討を進めていく考えでございます。

〔後藤田委員長代理退席、委員長着席〕

○田端委員 そういう意味でこの公務員改革は、国の中核に当たる部分の改革であり、行政改革の最後の、一番今までできなかったテーマだ、こう思ひます。総理が大きな勇気と決断を持つてこれをやろうという、これはもうすごいことだと思ひます。

そういう意味では、今まではいろいろな議論がありました。議論はあつた、しかし、公務員改革はぜひやつてくれというの、もう国民の皆さんも言つていられるし、与野党も挙げて、いろいろな意見があるにしても、これはやる必要がある、やらなきゃならないという思いでは一緒でありますから、ここからはもう、一歩踏み込む、実践をしていくという段階に、議論を超えてそういうところから今来ているのではないかと、私はこう思つておりますが、総理の御決意をお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 今まで、数々の公務員制度に絡む問題が起つてきたわけでありまして。予算や権限を背景としたあつせん、そしてそれが官製談合の温床になつていた。そして国民の大切な税金が無駄遣ひされていた。私たちは、それを断ち

切ろう、こういう決断をいたしました。

それと同時に、公務員の皆さんが自信と誇りを持つて能力を生かしていくことができる、そういう仕組みをつくつていく、まさに六十年ぶりの大改革を行う、これが大きな第一歩となる法案である、私はこのように確信をいたしておる次第でございます。

○田端委員 ありがとうございます。

○河本委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○河本委員長 速記を起こして。

次に、木原誠二君。

○木原(誠)委員 自由民主党の木原誠二でございます。

一連のこの公務員制度改革にかかわる議論をずっと聞いておりました、人を得る、人材を得るということは大変重要なことだ、こんなふうに思うところでございます。

総理は、美しい国づくり、これもまた人材、教育再生ということに取り組んでいただいております。公務の世界もまた、これから伸びていくためには、やはり人を得ていかなければいけない。そのための公務員制度改革だ、このように思つております。そういう意味では、器の改革から公務員制度の改革というのに取り組んでいただいた、その決意に心から感謝と感銘を受けたことを申し上げたい、このように思つております。

ただ、実際には、若い人たちは公務の世界から離れていくという現実がございます。国家公務員の採用試験応募者数も減つてきておりますし、二十代、三十代、四十代の離職者というものがまたふえてきているわけでございます。その背景は一体何かなと考えたとき、私は、やはり国民の信頼が薄れてきているということにあるのかな、こんなふうに思つております。残念ながら、給与も低いというふうにも思つていられる方もいらっしゃる。しかし私は、この部分が一番大きなところではなくて、やはり国民の信頼を勝ち得ていない、その自信の揺らぎが大変大きいのか、こん

なふうに思っております。

では、なぜ国民から信頼を失っているのか。私は、天下りの問題、これは非常に大きな要因であろう、このように思っております。先ほど来この委員会でも審議がございましたけれども、実力もない、能力もない、にもかかわらず天下りをして受けて天下りをする、あるいはわたりをする、やはり私は、この部分をしっかりと根絶しなければいけない、ぜひそのことをやらなければいけない、このように思っております。

公務員は、大半の人はしっかりと働いていただいている、しかし、すべての公務員があたりかたも悪いのかのように、あるいは公務員だけではなく、特殊法人や独立行政法人まで含めて、何か公的なものにかかわる人間は悪いことをするかのよう、そういう問題設定はやはり間違っている、私はこのように思っております。そういう方を公的世界の中に閉じ込めていくだけでは問題は解決をしない。

そういう意味では、天下りのあつせん、この根絶に向けてぜひしっかりと取り組んでいただきたい、このように思いますけれども、簡潔に総理から決意のほどをお伺いできればというふうに思います。

○安倍内閣総理大臣　ただいま木原委員の御指摘の中で、最近、公務員を志望する方々の人数が減っている、私もそのように承知をしています。これは、ある意味では時代の大きな変わり目なんだろう、私はこのように思います。

かつては、いわば公務員というのが、ある意味においてはピラミッドの頂点的な、そういうイメージがあつたわけですが、今は、公のために仕事をしようという思いのある方々にとつても、公務員だけが選択肢ではなくて、NGOやNPOもあるし、あるいは民間において公を担うことも十分に可能である。また、そういう世界に行つた後、また公務員の世界において公を担つていこうと思つている方々もいるだろう、このよ

うに思います。そういう方々のいわばニーズを受けとめられるような仕組みに変えていく必要もある、このように思うわけであります。

と同時に、公務員を志望される方々の多くは、いわば、例えば民間に行つた方が将来に得ることができる報酬はもっと大きいけれども、自分はいわば地域や国のために仕事をしたい、人生をかけたいという思いで、多くは皆さん、二十二歳のときに、あるいは十八歳のときに、大志を抱いて公務員になられるんだろう、私はこう思うわけでございます。

ですから、そういう方々が能力を本当に発揮できる仕組みをつくっていくことも必要でしょうし、また、皆さんが国民から信頼され尊敬される、そういう公務員制度であつて初めてそういう方々もつと応募してくるのではないか。そのために、いわば押しつけ的なあつせんによつて人生が保障されているという制度をもうやめる、断ち切る、そのための法案を提出したところでございます。

○木原誠委員　ありがとうございます。

まさに今回の法案は、そういう意味では、最大の問題点である省庁によるあつせん、そして天下り、わたり、そしてさらに言えば、予算や権限を背景としてまさに押しつけていく、この部分をしっかりと根絶していくというところにあるんだろう、こんなふうなふうに思っております。そして、この法案が成立すれば、そういうものをしっかりと第三者機関を通じてチェックしていく、その仕組みもつくっていくことであらうかというふうに思っております。

一方で、既に天下りをしてしまつた方々、先ほども社会保険庁長官の天下りの事例が出ておりました。私どもも、やはりこれは怒りを禁じ得ないところがございます。この法案のもとで今後こういった事例はなくなる、それは大変ありがたいことであるけれども、既に問題を起こしてしまつた、あるいは問題がある、こういうわたりについては、我々、やはり責任の所在というものをしつ

かり、はつきりさせていくことも大変重要ではないか、このように思います。

この社会保険庁長官OB、わたりを繰り返す皆さんについて、今回の社会保険庁の問題と関連して、責任のとり方あるいは責任の所在の明らかかな仕方、総理はどのようにお考えになつているか、お聞かせいただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣　今回の年金の記録の問題、これは本当に国民の皆様にとつて大変な御心配な不安であらう、このように思うわけでございます。

基礎年金番号をいわば制度としてスタートさせた、また、その制度をつくるに際してシステムをつくつた、例えば平成八年以降の歴代の社会保険庁の長官も含めて、やはりこれはどこに責任があつたのか、そしてどういう理由でこういう結果になつてしまつたかということをつきつちりと検証していかなければならないわけでありまして、これは役所がやるということではなくて、やはり第三者、有識者による検証の委員会をつくつて、こ

に思います。
天下りについて、もう一点、お話を伺わせていただきたいというふうに思っております。
○河本委員長　木原君、申し合わせの時間が経過してあります。端的にお願いします。
○木原誠委員　わかりました。あともう一点だけお伺いをしたい、このように思っております。
今、天下りの根絶について……(発言する者あり)済みません、私、今質問させていただいておりますので、よろしくお願ひをいたします。最後の一点、御質問をさせていただきたい、このように思いますので、どうぞ……(発言する者あり)委員長、一点。
○河本委員長　続けてください。
○木原誠委員　はい。
今、天下りの根絶をしなければいけない、そしてわたりも根絶をしなければいけない、今政府が法案を提出して、そして取り組んでいこう、このように思っております。他方で、民主党の皆さんからも法案が提出をされております。この民主党の提出された法案、私も冒頭で申し上げましたけれども、すべての公務員を早期退職勧奨をやめさせて、そして最後まで勤め上げさせる、あるいは公務員の世界の中に閉じ込める、こういう考えでございます。私自身は、この考えにどうも納得がいかない、このように思いますけれども、一つだけ大きな問題は、やはり人件費がかさんでくる、このことはこの委員会の中でもずっと議論されたことでございます。最後まで明確な答弁がなかつたというふうに思います。

私は、現在の政府の長としてもちろん大きな責任がありますし、こういう状況になつていくことについて、国民の皆様にも本当に申しわけない、この思いであります。その責任を果たしていくためにも、今申し上げましたように、政治がしっかりと責任を持って、この責任とそして原因を究明してまいります。

○木原誠委員　ありがとうございます。第三者による、有識者による検証をしつかりしていく、こういうことでございました。

同時に、今総理からもまさにお話をいただきまして、政治の責任で最後はしっかりと判断をしていくということもお話をいただいたわけでございます。ぜひ、第三者の有識者に任せただけではなくて最後の政治的な決断をとつていただきたい、このことをお願いしておきたいというふう

この民主党の案によつて、大きな政府が実現してしまう可能性があるというふうに私は思います。この点について、最後に渡辺大臣にお答えをいただきたいと思ひますけれども、政府の案は、あくまでも小さな政府を実現する中で公務員制度改革をしつかり両立していくんだ、そういう理念であるということだけを確認して、私の質問にさせていたいただきたいと思ひます。
○河本委員長　渡辺国務大臣、端的に御答弁願ひ

ます。

○渡辺国務大臣 安倍内閣は、簡素で効率的な政府を目指しております。したがって、公務員が仕事もできないのに公務にあり続ける、そういうことはございません。仕事がなくれば公務員はやめていただくというのは当然のことでありまして、まさしく能力・実績主義を導入し、再就職をするときも能力と実績が正当に評価されて再就職ができる、そういう路線を目指しておるところでございます。

午後二時十二分開議

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この関係の業務契約ですけれども、従来、関係法人が実施しておりました賃貸住宅の大幅規模の補修工事、これはもう平成十五年に競争入札で出す、それから実施設計、測量等につきまして段階的に撤退するといったようなことでやってきております。

○河本委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時九分休憩

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ、住民サービスの提供ということで、例えば、賃貸住宅の管理をやっておりますので、水道が壊れたということになりますと、緊急事故対応というのが出てまいります。それから、権利者と公共団体の折衝業務、企画判断を伴います、民間業者には委託できない機密業務の代行、補完的な役割の業務を実施しております、そういった結果、関係法人との契約は原則随意契約というようにな形でやっております。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

しかし、今後これらの業務につきましても、本

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性の導入を検討したいというふうに思っております。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

競争性のない随意契約につきましては、真にやむを得ない場合を除きまして、一般競争入札等への移行を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

普通のいわゆる都営住宅に近いようなマンションで、その敷地の中にある駐車場をこの日本総合住宅生活というところが管理をしています。全国のURの物件はほとんどこがやっているんですが、住民からも話を聞きましたが、それこそ、近くの不動産屋にやってもらうか、直接ビル管理をやってしまった方がはるかに楽ですよと言っていました。何で敷地の中にある駐車場をこが管理するのか、住民は首をかしげていました。

もう一つ言うと、私、何個か見てまして、例えば、最近であれば汐留とかお台場とか、あいうところにも新しいのを建てていますよね。東京都内にも相当あります。URの物件を見ていると、今までUR本体で管理をしていたのを、今度、住宅管理協会というところに丸投げをします。そういう案内が住民に回っていますよ。これなんか、URが経費節減の名をかりて天下り先金を流しているだけと、こんなの見ればすぐわかるんです。

国土交通省、そういう実態を本当に把握していますか。さつきべらべらといういろいろと御答弁されましたが、本当にURの随々の状況を国土交通省は監督して見えていますか。

○神政府参考人 駐車場の管理とか住宅の管理というのは、本来、そのもの自体が、例えば民間のマンションというようにことを想定しますと、民間のマンション管理組合が実施するとか、賃貸住宅であれば大家さんがやるということになっているわけですね。だから、そもそも大家さんとしてやっているような業務をアウトソーシングするというような形でやっているのが実態でござい

ます。それで、例えば駐車場に関して言えば、UR自体が駐車場をわざわざつくってやるのはどうかという議論があつて、したがって、土地をお貸しして、そちらの方で駐車場をつくっていただいて、その駐車場を管理運営するというような形でお任せをしてある、こんな実態になっているわけでございます。

○細野委員 これを調べていて、どうも天下りと補助金の流れの関係が怪しいなと思ったものですが、ちよつとグラフをつくつてみたんですが、大臣、一枚めくつていただけませんか。

これは上位五つの団体ですが、まず、一番大きい住宅管理協会ですね、金額百九十五億円、一般職と役員を合わせると百四十六人天下つています。二番目がURリンクエージ、これは百六十九億円に対して、合わせると百二十六人です。それで次が日本総合住宅生活、これは百四十三億に対して七十一人。これは独法からの天下りオンリーですよ。独法から落ちてくる金と天下つてくる人の数は、明らかにこれはリンクしているんじゃないですか。

これは累積なんですけれども、何年間か合わせて、平成八年から十七年で累計して天下つている人と、平成十七年度、一番近々で契約額がきつととれる十七年度を比較しているんですが、国土交通省、よくこれを見てくださいよ。見事にリンクしていますよ。一人頭、計算すると一億円ちよつとです。こういうのを持参金つき天下りというんじゃないですか。こういう状況を本当に把握していますか。

○神政府参考人 過去十年間に、住宅管理協会、URリンクエージ、日本総合住宅生活、URサポート、URコムシステムに再就職した人数でござい

ますけれども、各法人に調査依頼したところ、約四百五十人というふう聞いております。ただ、この数字は十年間の累計でございまして、既に再就職先を退職している方が含まれておりますので、十八年度末の時点で申し上げますと、在職者数は二百三十七名というふうな形になっております。

それから、先ほど、その前のページ、九百八十億円というのが出てまいりますが、ちよつと私どもこの数字はわかりかねております、実は補助金は四百数十億でございまして、予算の執行上、下半期に交付するということはなくて、大体上半期に執行しているものですから、ちよつと九百八

十億円という数字が私どもとしてわかりかねる数字になっております。

○細野委員 わかりました。これは一応交付金と補助金を合わせた金額で書いたつもりなんです。が、私も数字はチェックします。ただ、天下りの数は直接国土交通省から聞いた数ですから、これは、この期間であれば間違いのない数ですね。

いろいろおつしやいましたけれども、要するに、子会社をつくつてそこに天下つて、もともと税金で来ているお金がURから流れているという構図は、この図を見れば、これはわざわざ加工してつくつたんじゃないですかね、何かおかしいなと思つてばつとつくつたらこういうグラフになったということですから、これは確実にリンクしていますよ。

ここから大臣に伺いたいんですが、これは午前中の日本年金機構と同じなんですけれども、このURの天下り、これは全員プロパーなんです。国土交通省から天下つていないんじゃないんです。国土交通省からURに行つて、URから天下つてい

るんじゃないんです。独立行政法人プロパーの人がこれだけ天下つて、そこに税金が流れて、随意契約でいつているんです。

大臣、これは規制できますか、今度の法律で。

○渡辺国務大臣 ですから、この場合の問題は、今回の国家公務員法改正で扱っている天下りとは別個に考えていくべき問題だと思ひます。

○細野委員 穏やかにと言いましたからきょうは穏やかにやりますけれども、天下りの根絶とおつしやつたんですね。天下りを根絶して税金の無駄遣いをなくしますと何度も何度も大臣は力を込めて議論されたんです。これは天下りであり、厳密に言えば役所じゃないから天下りじゃないとおつしやるのかもしれないが、我々の理解では天下りです。独立行政法人というのは、外から見れば、極めて官の色彩の強い、そして親方日の丸の組織ですから。そして、税金の無駄遣いでいえば、独法の方が、直接出ているものよりはるかに

の無駄遣いをなくすというのであれば、これを落としては、正直言つてお題目だけですねという話ですよ。

これが落ちてくるのは、私は政府提出法案の大きな問題点だと思います。いかがお考えでしょうか。

○渡辺国務大臣 今回の改正案は、本省が絡んだあつせんによる天下り、恐らくこれが司令塔のような形になっているんだらうと思ひます。そして、今御指摘のようなプロパーの再就職、これが本省の天下りと共鳴し合つて似たような構図をつくつていつているという構図はあるのかもしれない。したがつて我々は、まず司令塔の方の問題を根源的に断ち切るということを考えたわけでございます。

そして同時に、独法改革については、人、つまり天下りという人の問題だけではなくて、お金のルートを改革していくことを私は提言しているわけでありま

す。独法には、先ほどお示しになられた都市再生機構のような資産保有型の独法もあれば、研究型の独法もあれば、緑のような予算配分型の独法もあれば、いろいろあるわけでありま

すから、それぞれの独法ごとの処方せんをつくつて、お金のルートをどう改革していくかということが、総理の指示を受けて今始まつたところでござい

ます。したがつて、こういった独法が本来の姿になるのであれば、独法の職員までひつくるめて天下り規制ということをはかるのは別のやり方で、きちんと問題は解決していくものと思ひます。

○細野委員 大臣、私も当初は、一番深刻なのは役所からの天下りだと思つていたんですね。そうやつて独立行政法人に天下つてい

独法からの天下りの方が深刻なんです。

緑資源機構で六人逮捕されていますが、そのうち二人は緑資源機構のプロパーの人が子会社に行つて談合をあっせんしていたんです。そして、林野庁の人というのは談合に手をかざずに、きれいなところについて逮捕を免れているんです。独法の人がやっているんですよ。本当はそこが一番深刻なんじゃないかというところは、このURの例を見ても、これは余り国土交通省から天下つていませんからね、緑資源機構を見ても、私はこれは明らかだと思ふんですよ。そこは、ぜひちょっと認識を改めていただきたい。共鳴じゃなくて、こっちの方がひどいです。こっちがいかにひどいかというのを頭に入れて、これからの、法案が通るか通らないか、まだこれはわかりませんが、それはしっかり御認識をいただきたいと思ひます。

そこで、民主党の提案者に聞きますが、この独立行政法人からの天下りをどう規制するのかというのは非常に難しい問題ではあります。それに取組んだのが民主党だというふうに私は承知をしています。どういう考え方をしているのかということについて御答弁をいただきたいと思ひます。

○馬淵議員 お答えいたします。

今、まさに委員が御指摘のように、この独立行政法人等、こうした公益法人等は、実は天下りの根絶の中で見過ごしてはならない部分であると私もは考えておりました。そのために、今回の規制の中では、こうした法人と公益法人等に対しては、民間の営利企業よりもむしろ八割、九割、まあ九割以上という数字で出ておりますが、その天下りの実態というのはこうした公益法人等に流れておりますので、我々は、官からまず当然ながら関係する営利企業並びにこうした公益法人等、独立行政法人等も含めて、離職前五年間の関係するところには、これは再就職は制限をする、また、当然ながら、あつせんもこれは制限するということをしっかりと枠組みとして載せております。

○細野委員 大臣、ここはかなり考え方が違うんです。要するに、国家公務員法の改正ということで、本体の天下りのみに焦点を絞っているのと、そもそもの天下りそのものを根絶して税金の無駄遣いをなくす、そういう問題から出ている民主党案と、相当開きがあるんですね。いろいろ、それこそリストラにならないじゃないかという議論はありましたが、この部分に限って言うと、独法をきちつと視野に入れている民主党の方が私はすぐれていると思ひますよ。大臣、いかがでしょう。

○渡辺国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、独法の問題というのは国家公務員法の天下り規制とはまた別の種類の話だと思ひます。

ただ、今回の改正によつて、相当大きな改革へのインパクトは出てくると思ひます。なぜならば、まず第一に、国家公務員法において能力・実績主義を導入いたします。そういたしますと、仮に、今まで似たような人事制度をやつていた独法があるとなれば、恐らくそちらの方も国家公務員法改正に伴つて実力主義を導入していくことになるだろうと思ひます。年功序列でやっていたがゆえに、独法のプロパー職員も、一定年齢に達すると肩たたきに遭つて、似たような構図でその再就職をしていくということがあつたらば、まさしくその縮図的な構造が改革を迫られるということになるのではないのでしょうか。

一方において、我々は、国家公務員法改正と同時に独法改革というものにも取り組んでおります。独法というものがなぜつくられたか、その原点に立ち返つて、人の面、お金の面、両面から改革を進めていくということでございますから、天下り規制を独法にかけることによつて問題が全部解決するというのとは、我々は別のパラダイムで、別の切り口でこれらの問題に取り組んでいるというのを御理解いただきたいと思います。

○細野委員 私の勝手で勝手にまとめさせていただきますと、ここでは官僚の天下りをやつて、独法改革はこれからやりましょう、そういう話に聞こえる

んですが、それでは緑資源機構の問題も解決をしないし、今私が説明をさせていただいたURの税金の無駄遣いも解決をしないんですね。この問題のやはり緊急性がこの法案には盛り込まれていないということについては、再三言つて恐縮ですが、私は、第三者側から見ても民主党に軍配を上げたいし、これはもう平等な判断だと思ひます。ここでこの問題ばかり議論していても仕方がありませんので、そのことを申し上げてこの問題は終わりにしたいと思ひます。政府参考人の方、結構です。

もう一つどうしても議論をしておきたいのは、午前中もちよつと馬淵委員の方からあつたんですが、ハローワークと天下りバンクが、どう違つてどつちが優秀かということなんです。実は、再三大臣は答弁をされて、私もすべて読んでいたんですが、聞いてはいるんですが、いまだに私は合点がいかないんです。大臣、なぜハローワークではだめなのか、官僚の場合はもう一度整理をして、まず御説明いただけますでしょうか。通告していないんですけれども、これは何度も言つていただいている質問ですので、よろしいですね。

○渡辺国務大臣 今現在、各省による天下りのあつせんが行われているという、岩盤のような慣行があるわけですね。我々はこの慣行を全面的に禁止してしまふわけでありまして。そういたしますと、いきなり年功序列がなくなつて実力主義が導入される、来年から、あるいは二年後からというぐあいには残念ながらいかないわけでございます。そういったしますと、できるだけ短い時間でやるべきだと考えておりますが、今の慣行を変える過程にあつて、続いていく肩たたきがいづれなくなるにしても、これがある間、まずどうやってこの人たちの再就職を図っていくかということを考えてなければなりません。

今回の法案では、繰り返し申し上げますように、自分で職探しをするというのは、ある一定のポスト以上の人たちについては禁じているわけでございます。在職中、なぜそういうことをやるか

といへば、これは公務の公正さとか中立性に対する国民の不信を買わないようにするということが大きな眼目であります。そういう規制をかけた上での話でありますから、まさしく公務員の身分保障という問題を考えれば、この人たちが公務から民間に移つていく過程にあつて、公務にとにかくしがみついて離れないということになります。これは行政の減量、効率化の観点からいつても問題が生じるわけでございます。

したがつて、今の現実からいかにスムーズに新しいシステムに移行するか、そういう過程にあつて、やはりいきなりハローワークへ行けというのは、なかなかこれはうまく機能しないという現実があるわけでございますから、そういう観点から、我々は官民交流人材センターというものをつくるわけでございます。

一方、将来においては、まさしくこの名のごとき、民から官へのゲートウエーの役割も果たしてもらおうということを考えて仕組んだわけでございます。

○細野委員 長く話をされたんですが、かいつまんでいくと二つおっしゃいましたね。一つは、公務の中立性、公正性が確保されるためにという話をされましたね。

では何いいますが、ハローワークに行くとか公務の中立性や公正性はなぜ損なわれるんでしょうか。○渡辺国務大臣 ですから、過渡期のやり方として、今の各省によるあつせんが全面禁止をされる、この各省によるあつせんが大変な弊害を生んできたわけでありまして、その弊害を取り除くやり方で再就職の支援を行うということでございます。

要するに、一方において、仕事がなくれば、それは新法においては分限処分ということが明確に行われることになつていきなり各省あつせんをやめて、あなたはハローワークへ行つて職探しをするんだよということが果たして現実的なのかどうかということもあわせて考えていただきたいの

であります。

○細野委員 大臣、ここはちゃんと議論したいので丁寧に聞いてください。各省庁がやっているのは中立性を担保できない、公正性が担保できない、だから人材バンクという説明はわかりました。私が聞いたのは、では、人材バンクでは公正中立が保てて、ハローワークでは保てないんですかというのを聞いたんです。そこは全く同じじゃないですか。ハローワークというのは、公正中立に人の職業のあつせんをする組織ですね。今おっしゃったような公務の公正性や中立性と対立するんですか。そこを聞いています。

○渡辺国務大臣 ですから、ハローワークが今までこういった国家公務員の勧奨退職に伴う再就職あつせんを任務としてきたかどうかということなんです。要するに、今までそういった任務を帯びていないわけでごさいます。いきなりそういう重い仕事をハローワークに、あなたのところでやってくれよというぐあいにして、それがうまく機能するのあればそれはいいかもしれませんが、けれども、要するに、そういうことをやった経験がないということは、余り現実的なやり方ではないのではないですかと申し上げているわけです。

○細野委員 大臣、では整理しますね。経験がないので現実的ではないという話をされました。事務方の方、これはわかりやすい質問をしますから、ちよつと紙は、もう何度も議論していることなので、余り余分なことを言わないでください。

大臣、いいですか。では、逆に言うと、公務の中立性、公正性とハローワークは矛盾しませんね。それは理由じゃないですか。

○渡辺国務大臣 そういう議論というよりは、今やっている各省あつせんに伴う弊害をどうやって除いていくかという発想から考えるべきだと思うんです。

例えば、民主党が呼びになられた北沢栄さんが何とおっしゃっていたかという、必ずしもあつせんを否定しておられないと思いますよ。い

や、ちよつと聞いてください。例えば、北沢さんが言っているのは、人件費抑制の観点から、人事院が民間企業や教育研究機関に再就職あつせんするオープンな仕組みづくりが重要だと。我々は人事院でなくて内閣と言っておりますけれども、北沢参考人は人事院が言っております。北沢参考人は人事院にされたか。ですから、この質問は北沢参考人にされたかどうか知りませんが、要するに、観点がちよつと違うのではないのでしょうか。

○細野委員 大臣がおっしゃっているのは、こういうことですね。各省庁でやると公正でも中立でもないで、できるだけ早く大量のあつせんをするためにはハローワークではだめだから、ハローワークに公正中立性がきちつとないということではなくて、さつさとあつせんできるように人材バンクできちつとやりましょう、それが現実的ですね、そういうことをおっしゃっているんですね、大臣。

○渡辺国務大臣 要するに、みずからの求職活動というのを制限しているわけですよ。なぜ制限をするかという、それは先ほど来申し上げているように、公務の中立性が疑われる、公正さが疑われるということになっては困るから申し上げているわけでごさいます。

したがって、ハローワークに行けというのは、まさしくみずから求職活動を行って、いいですか、よく聞いてください。ハローワークに行けというのは、みずから求職活動を行う、すなわち、そのことが公務の中立性と公正さに対する不適切な誤解を招くんじやないんですかということをおっしゃっているんですよ。

○細野委員 では、大臣、ちよつとそこは確認したいんですが、人材バンク、我々は天下りバンクとずっと呼んできていますが、きょうはそこで水かけ論をしてもしょうがないので、人材バンクと呼びましょう。人材バンクに行く人も、あつせんしてくださいと行くわけでしょう、職を求めて。違ふんですか。(渡辺国務大臣「そうです」と呼ぶ)そうでしょう。一緒じゃないですか。ハ

ローワークに行くのも人材バンクに行くのも一緒なんですよ。中立性も一緒なんですよ。何か違うんですか。スピードであるとか現実性に違いがあるとおっしゃるのは、これは、まだできていないものと既にあるものを比較するのは、比較対象にはならないので議論しようがないですが、中立性と、そして今おっしゃったあつせんを求めるというのは全く同じでしょう。どうですか。

○渡辺国務大臣 あつせんを求める、再就職を求める、この点では一致していますよ。しかしながら、先ほど申し上げているように、みずからの求職活動は禁ずる、なぜならば、みずから求職活動を行うということは、公務の公正さとか中立性に疑いを惹起する可能性があるからだということをおっしゃっているんです。ハローワークに行きなさいということ、まさにみずから職を探せと言っていることと同じじゃないですか。

ですから、そういうやり方が、要するに、これは、恐らく細野委員も想定しておられるのは、職にとどまっている間、ハローワークに行きなさいということなんでしょう。ですから、職にとどまっている間、ハローワークに行つて職探しをするということになると、あの人、公務員なのに一体何をやっているのかねと言われかねないような、そういう問題を惹起するんじゃないんですかということをおっしゃっているんですよ。

○細野委員 ちよつと時間をいただいそうなので、大事なところなので確認したいんですけど、でも、新人材バンクに行くときも、あつせんをしてくださないと職を求めて行くんじゃないんですか。そこは、要するに、職を求めるけれども、それは認めましょうということになつていて、あつせんを求めて職を探すが新人材バンクに行くんじゃないですか。

○渡辺国務大臣 ですから、人材センターは、まさしくいろいろなコンプライアンスの上に成り立つ機関ですよ。(発言する者あり)いや、ですから、何時間やっているんですか、この質疑を。よく聞いてください。いいですか。これは、要す

るに、一般のハローワークという観点から見ることではできるかもしれませんが、構造は。しかし、公務員が職探しをやつてはいけないという行為規制をかけられた上で再就職の支援をやる機関なんです。ですから、当然、新法の精神というものを踏まえたあつせんではないいけないんですよ。ですから、各省のトンネル機関になつたり、あるいは、天下りの弊害である予算、権限を背景としたあつせんであつてはいけません。そういうことを考えれば、どこからどこまでこの人にはあつせんをすべきかということも、これも人材センターの自主ルールとしては決めていただく必要があるわけですね。

ですから、そういうことをハローワークに言つて、今までこういう国家公務員の再就職を大量に支援したことのないハローワークでこういうことをいきなりやれよと言つたつて、それは無理じゃないかということをおっしゃっているんですよ。

○細野委員 同じ職探しをするんですよ。それで、人材バンクは例外にしましょう。では、ハローワークも例外にすればいいだけなんです。そこは、職探し禁止をされている、規制をされているという意味では。

コンプライアンスがハローワークは十分でないとおっしゃるなら、それは大臣、民間をやはりばかにした話ですよ。コンプライアンスは、では、官僚の場合こういう規制であつせんしないだけでハローワークにきちつと指示を出せばいいだけでしょう。法律を理解させてやらせればいいだけじゃないですか。公正性も同じ、職探しも同じ。では、どつちが現実的にあり得るか。まだ見ぬ人材バンクか、ハローワークの改革か。この優劣を議論するのは難しいですよ。ハローワークをきちつと変えて役所の人もできるように、法律的にもしつかり守らせてコンプライアンスもしつかりして、ハローワークは例外ですよというふうにすれば、へんてこな支所を全国につくらなくても、全国にハローワークの窓口があるんじゃないですか。大臣、どうですか。

○渡辺国務大臣 要するに、何度も申し上げますように、今回は天下りあつてを全面的に禁止するわけですね。いわばその代替措置として、内閣による一元的なあつての再就職支援を行う。この支援体制は、まるつきり今までのやり方とは異なるわけですね。

したがって、みずから求職活動をやつてはいけないう大前提でこの一元化機関をつくるわけですね。ですから、それを今のハローワークに全面的に担わせるというのは現実的ではないのではないですかと云っているんですよ。

○細野委員 どういうふうな議論すればいいのかわかりませんが、迷いながらやっているんですけれども、大臣、実は私はハローワークで職探ししたことあるんですよ、仕事をやめて落下傘で選挙に出たときに。働いて金をもうけたかったし。行く、みんな並んでいるところで細野豪志さんとか呼ばれるわけですね。自分のポストも張つてあるし、名前もある中で呼ばれるのは恥ずかしいですよ。毎回担当者もかわりますよ。行くたびに何か違う職業を紹介されて、いや、本当にこれでおれは仕事が見つかるのかなと不安もありますよ。今のハローワークに、例えば役所の局長さんとか、ましてや事務次官の人が行つて横に並ぶ、そんなことは考えられないですよ。

実は、大臣、私が申し上げたいのは何かというと、コンプライアンスとか情報公開とか職探しの話とかいろいろ御託は並べるんだけれども、結局、今のハローワークに行くのは恥ずかしい、そんなところに行けるか、これが実際の声ですよ。私もわかります。違いますか。

○渡辺国務大臣 ハローワークも、最近ヤングジョブカフェとかありまして、これはそんな恥ずかしいという感じではないんだと思うんですね。ヤングジョブカフェ、私が見てきたのは船橋のケースでございいますが、これは、いわゆる年長フリーターと言われる人たちが、正社員をゲットしたいというニーズで行く人が非常に多いんですね。最初は、自分の能力とか希望がどうい

ろにあるかということがよくわからない人が多いんですよ。ですから、コンサルティングを何度か繰り返していくうちに、ああ、自分はこんな能力があつたんだ、こんな希望があるんだというところがわかってくるんですね。そうすると、そういう人たちがグループビニングして、必勝クラブというのをつくるんだそうですよ。そうすると、この必勝クラブに入つた人たちは大体八割が正社員をゲットできるという、これはなかなかすぐれものだなと思つたこともございました。

一方、公務員の場合にはどういふ文化があるかという、要するに、現役の時代は国会議員にへいこらへいこらしながらやっているんですよ、面従腹背というケースもございまして、本人も嫌々ながらのケースも中にはあると聞いていますよ。再就職した先では、できるだけ頭を下げなくていいカルチャーがあるんですよと解説をする人もいらつしやるわけですね。

したがって、そういうカルチャーはよくないんじゃないのかということをおっしゃっているわけであつて、だから何を導入するかということ、まず能力・実績主義を導入しようよと……(発言する者あり)聞いてくださいよ、ちゃんと説明しているんだから。途中で議論を封じないでください。聞いてくださいよ。

ですから、こういう能力・実績主義を導入すれば、まさしく後輩に追い抜かれることもあるんだ、そういうカルチャーになつていくんですよ。要するに、現役時代は国会議員にへいこらししている、天下り先では頭を下げなくていいんだ、こういうカルチャーはもう大転換されていくということなんですよ。

ですから、とりあえず、こういうとんでもないカルチャーがあるわけですね。それから、現実的なやり方として、各省あつてを禁止する、その代替措置としては、こういう中立的な機関が行う、内閣一元化のあつて機関というのが妥当ではないかということをおっしゃっているわけですね。

います。**○細野委員** 大臣、今の答弁は、委員長も含めて納得した人はいないと思いますよ。役所の文化とハローワークを使えないというのは全く違う話です。

大臣、余りハローワークのことをご存じないみたいですね。若い人の仕事はあるんですよ。でも、例えば五十代とか、四十代の上ぐらいですか、そういう人にとっては、ハローワークで月収三十万円以上の仕事を探すのは至難のわざですよ。そういう仕事をハローワークでは紹介されないんですよ。

それなら、大臣、本当にこれを機能させて、ハローワークを変えればいいじゃないですか。何でもいいますよ。ジョブカフェがあるなら、エグゼクティブコースなのか官僚コースなのか。自尊心を官僚の方が持つていらつしやるなら、私はそういうのはおかしいと思うけれども、五十万、六十万、まあ五億円はもらえないと思いますけれども、そういうコースをつくつてもいいじゃないですか。

今回、大分議論して私、わかりました。いろいろ議論して、いろいろ理由をおつしやつたけれども、法律的問題、そして具体的な問題として、そこで職探しが現実的にできないという問題を除けば、今のハローワークがだめだという問題を除けば、今のハローワークがだめだという問題を除けば、全く問題がないということがよくわかりました。それを考えよう、ハローワークを変えようという発想になぜ立たないのか。なぜ、官僚の皆さんがハローワークに行つて、胸を張つて、ちゃんとエグゼクティブコースでいい仕事を見つけれようかなことを考えないのか。エグゼクティブコースはよくないですか、官僚コース。なぜそういう発想に立たない、新しいのをつくらうという発想に立つのか。ずっと大臣に聞いているので、最後、大臣に伺いたいと思います。

○渡辺国務大臣 要するに、民間の場合には、公務員の場合に比べて、リストラが行われてきた現実がございます。一方、民間の場合には、高年齢

者雇用安定法、こういう法律がございまして、雇用する高年齢者が解雇などによつて離職する場合に、再就職を希望する場合には、雇用主たる企業に対して、求人の開拓等再就職のサポートに必要な措置を講ずるよう努力義務が課せられているんです。これは民間の話なんですよ。

ですから、イコールフットイングというのであれば、公務に携わる人々にはこの高年齢者雇用安定法は適用されないわけですが、この精神は及ぼしていいものではないかというの、実は、今回の官民人材交流センターの制度設計の背景の一つの議論としてございました。

また、民間同様、リストラ、解雇をこれからばんばん行つていくという場合には、雇用主として何ら再就職支援を行わないということでは、これはなかなか、政府が率先垂範して大量失業者を出すというぐあいにはならないのではないのでしょうか。

例えば、思い返していただきたいんですが、国鉄民営化をやりましたときに大量の失業者をいきなり出したかといつたら、出してはいないんですよ。つまり、国鉄清算事業団が再就職のあつてをもう必死の思いでやつてきたんですね。ですから、そういうことがこれから起こり得ないのかといつたら、それはいろいろリストラをやつていくことが求められるわけですから、そういう人たちの再就職支援を全くやらなくて、おい、おまえら、ハローワークだよ、こういうのでは、なかなか政府の任務は果たせないのではないのでしょうか。

○細野委員 私も、おやじは民間企業に勤めていましたし、早期退職勧告でやめましたよ。それも含めて、民間はもつと厳しいんですよ。ほうり出せとは言いませんよ。ほうり出せとは言わないけれども、今ある組織をもう一回使つて、そこを生かして、きちつと再就職するようにすべきですよ。

新しい組織をつくつて、官僚だけがどれどれリストラされるかといつたら、民間の方がはる

に激烈にやりますからね。再就職支援をしてもらえるなんていうのは、この間、大臣、民間と同じようなことをやっているみたいな答弁がありましたけれども、とんでもないことで、大企業のほんの一部の役員の人は再就職支援してもらえらるかもしれないけれども、ほとんどの人は、せいぜい割り増した退職金をもらって、自分で探すんですよ。それが普通なんです。それは別に悲劇でも何でもなくて、民間では当たり前なんです。

なぜ官僚だけがわざわざ新しい組織をつくって、そして全国に支所までつくって、ハローワークがあるのに、それを使わずに別の組織を地方につくってやるんですか。せめて支所ぐらいハローワークを使えばいいじゃないですか。それも使わずに、いや、ハローワークと自分たちは別ですよ、官僚は別ですよ、これを官尊民卑というんですよ。

ちよつとこれ以上やつてもこの点は水かけ論になると思いますので、最後に民主党提出者に、ハローワークの有効活用については民主党はいろいろお考えになっていると思いますが、そのことについて御所見を伺って、質問を終わりたいと思います。

○馬淵議員 これは、細野委員の御指摘の前に、赤澤委員からも同様の御指摘を前回にもいただいたんですが、ハローワークは今のままでいいのかということについて、まさに細野委員の御指摘の部分と重なるわけですが、現行のままでいろいろ問題がある。しかし、そこを、さまざまな方法、知見をもつてこれを活用していくということは当然考えねばならないということを我々もその案の中に盛り込んでおります。行政刷新会議での見直しの中には、当然そうしたものも含まれるわけですよ。

先ほど来、大臣の答弁をお聞きしていますと、やはり就職を探す行動は規制するんだと。それは、もうとにかくいゆる天下りバンクをつくるがための制度をつくっているというふうにしか聞えないというふうに感じるものであります。

○細野委員 ちよつと厚生労働省、済みません、来ていただいたのに聞けませんでした。何か一つ、ハローワークとこの問題についてお考えになつていいることが大体わかったような感じがします。ここは一つ民主党の考え方がありますので、これから再度また議論する機会が、私じやなくても議員がいますので、少し深めていききたいというふうに思います。

きょうはどうもありがとうございます。

○河本委員長 この際、お諮りいたします。各案審査のため、本日、政府参考人として文部科学省大臣官房長玉井日出夫君及び国土交通省大臣官房長竹蔵誠君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○河本委員長 次に、泉健太君。

○泉委員 民主党の泉健太です。

私の時間は少し短い時間ですが、答弁の方も簡潔によろしくお願いいたします。

まず第一点ですけれども、今のハローワークの問題。今の答弁、やりとりを聞いていまして、大臣も後半からは、それはそうだなというふうになさき始めているところもありましたけれども、ハローワークが一気に公務員のあつせんを大量にできないからだというお答えがありまして、それは私は理由にならないんじゃないのかなという感じがやはりいたします。

それは、やはりハローワークというのは、常にたくさんの方々の就職のあつせんを行っている場であり、もし公務員の、中には元公務員の方の退職をされた後の再就職のハローワークへの申し入れというか申し込みがあれば、そのあつせんはやはり行っているわけですし、何も特別、公務員だから何かが違うということはないんじゃないのかな。

そしてまた、景気もようやく回復してきているそうだし、ハローワークが本当に激務だった一時期の不景気から比べれば、相当ハローワークに來られている方々は減つていいるという状況が今ございいます。

そういう意味では、体制も全く不備はないというふうには思いますし、先ほどのコンプライアンスの話あるいは公務の中立性というところからいっても、まさにハローワークという公的な人材あつせん機関が存在をしていればこそ、そこはもうコンプライアンスということについては間違いない仕組みを持つていいることからはいけば、本当にこれは何も申し分ないものであるというふうには言わざるを得ないと思いますが、改めて、何がいけないのか、教えてください。

○渡辺国務大臣 再三申し上げておりますように、今回の法改正に当たつては、みずからの求職活動というものを規制しておるわけでございます。

一方、各省の天下りあつせんは全面禁止をするわけでありまして、いきなり年功序列システムがなくなるわけではないという現実を考えるならば、今の各省天下りあつせんにかわる再就職支援をどう仕組んでいくかということが現実的な課題になるわけでありまして、したがつて、そういう課題を考へる場合に、やはり国会の御意見も踏まえたが、制度の詳細設計は行つてまいります。

ですから、こういうハローワークに行け論というの、一見わかりやすく聞こえるわけでございますが、先ほど来申し上げるように、今の天下りあつせんというものの代替措置としてはかなり非現実的なことではないのかということが言えるわけですよ。

ですから、そういうことを考えれば、今後、將來の官民の人材交流も踏まえた、そういう制度設計をこの際行つていくことが大事であろう。そして、実力主義の導入によつて、肩たたき型再就職というのはいずれ消滅をしていくということもあわせて考へていられるわけでございます。

○泉委員 今、理由がなかったです。なぜ非現実的なのか、その理由の説明がなかった。

そして、大臣がまさにおつしやつていいるように、いきなり各省あつせんはなくなるらない、そういう中であることであるけれども、だからこそ、今あるハローワークがそれを担当すること、より対応できるんじゃないのかなというふうには思ふわけですよ。

今から新しい組織をつくつて、そして、残念ながら試行人材バンクというのはほとんど機能しなかつたわけですね。そのノウハウを生かして新しい組織をつくつたとしたら、もつともつとこれは時間がかかる、あるいはノウハウの蓄積もおくれるわけですね。人材あつせんのプロは、既にハローワークにたくさんいる。そつちの方がいいじゃないですか。何で今から新しい組織をつくつて、そこに一生懸命ノウハウを学ばせようとしたければならないのか。

しかも、公務員の再就職という特定のあつせんをするノウハウを、一生懸命今から別個の組織をつくつて、もしかししたら、どこかの地方のブロックにおいてはハローワークの隣にそういう組織ができるかもしれないですよ。ハローワークの隣に置きはしないでしょうけれども、ハローワークがある横に人材バンクの支所ができるかもしれない。そんな笑い事みたいなことができませんか。これは、やはりもうハローワークでやつていただいたらいじやないですか。

○渡辺国務大臣 再三申し上げるように、民間企業に勤める方々の場合に、再就職という、まず思い浮かぶのは同業他社。自分の経験とか実力を生かしたいというケースで、こういう同業他社への再就職というのが行われるわけでございます。

一方、公務員の場合には、同業他社というのが一体どういう位置づけになるのかなと考へてみると、密接関連企業とか、先ほど来出ておりますような、非営利法人で、予算、権限の及ぶところ、こういうことになっていくんだらうと思ひます。

しかし、こういうところが天下りの大問題としてあるわけですから、まさしく天下り問題に切り込む、天下り根絶センターとして我々が考えたものは、中立的な機関であり、かつ本人の能力と実績が正當に評価される、なおかつ法の精神をきちっと理解し、各省あつせん機関の代替措置として機能できる、そういうあつせん機関をつくる方がより現実的にいくであろう、そう考えて、我々はこのセンターを構築しようとしているわけであります。(発言する者あり)

○泉委員 筆頭がおっしゃるとおりで、中立かつ公正なことを言えば言うほど、ハローワークはそうじゃないということを大臣がまさに言っているようなお話ですよ。一般の国民、市民が利用しているハローワークをそこまで役に立たない機関だ、信用を置けない機関だと、なぜそんなことをおっしゃられるのか、全く意味がわからない。

そして、各省あつせん機関の代替措置だということにおっしゃられました、今、各省あつせん機関がまさに問題なわけですね。では、とりあえず各省のあつせんはやるけれども、代替措置として大体同じところに就職させるということをやれば目標とされているということになっちゃうんですよ、これは。

そうすると、これは細野委員の資料ですけども、さっきの社保庁の天下り人生というものがあります。そして、建設省の先ほどの事務次官の天下りの半生というものがありました。ちよつこの資料を改めて、これは先ほど資料をお願いをしていますので、見ていただきたいと思います、ここの「ある事務次官の天下り半生」。ここでちよつとやはり政府に確認をしておかなきゃならないのは、天下りというのをどう見ているかなんですね。

大臣、改めてお伺いをします。官房長官にもお伺いをします。

この「ある事務次官の天下り半生」の中で、建設省の事務次官を退官されて、建設省の顧問になり

ました。これは、いわゆる天下りですか、天下りではありませんか。どちらですか。

○渡辺国務大臣 ちよつと質問の意味がよくわからなかったんですが、顧問というのは天下りという範疇ではないのではないのでしょうか。

○泉委員 まさにこれまで、天下りの定義については、与野党を超えて何度も質問をさせていただいております。

では、官房長官、もう一回同じ質問をします。事務次官を退官されて建設省顧問になった、これは天下りですか。

○塩崎国務大臣 天下りというのをどういうふうに定義するかというのを与野党一緒に議論してもいいのかわからないなと思うんですが、少なくとも、顧問というのは公務員の身分は変わらないということですから、まだ公務員……(泉委員「まだ天下りじゃない、要は」と呼ぶ)定義にもよりますけれども、少なくとも公務員ですよ。

○泉委員 定義にもよりますとばかりしています、政府は一貫して、人事当局のあつせん、人事の延長線上、予算と権限を背景にする天下りを今回は全面的に禁止しますというふうに大臣は一生懸命おっしゃっております。我々からすれば、それは、天下りという一般的に使われている用語の猫の額ほどのかなり限定された部分を、全面的に、全面的にと一生懸命おっしゃっているわけですね。

では、改めてもう一度聞きます。大臣、官房長官。

建設省顧問から住都整備公団副総裁、そして都市基盤整備公団副総裁そして総裁、都市再生機構理事長、都市計画協会会長、最後は民都開発機構理事長、これをもう一度、政府の見解によるところの天下りに当たるかどうか、一つ一つ教えてください。

○渡辺国務大臣 天下りの定義というのは、法律用語ではございません。何度も申し上げるんですが、広辞苑によりまして、官庁で退職後の幹部などを民間企業や団体などに受け入れさせること

と、下の者の意向や都合を考えない、上からの一方的な押しつけ、こういうことが書いてございます。

これまで、天下りというのは何を意味するのかと聞かれて、私が説明をしてきた言葉で申し上げますと、各省が、人事の一環として、退職した職員員の再就職あつせんをやっているわけですね。ですから、これが予算、権限背景のあつせんということ、押しつけではないということ、役所の側は言うわけでございしますが、国民の方から見れば、これは押しつけのよう見えちゃうよなということがあられるわけですね。

したがって、各省のあつせんを全面禁止するというところでございしますから、その流儀でいきますと、こうした公団、機構、協会等々へ本省が人事の一環としてはめ込んでいたということになれば、これは天下りということが言えようかと思えます。

○泉委員 今一つ一つ、副総裁から総裁になられたというところがありますので、実際には建設省から住都公団、今の都市再生機構、そして都市計画協会、それで民都機構というふうになっているわけですが、先ほど言いましたように、政府はこれまで、天下りというのは、さまざまな定義をつけて言ってきたわけですね。それを全面的に禁止しますと言ってきたわけですね。でも、今ちよつと大臣はばかされたわけですね、一般的に言えばこれは天下りみたいなところもあると。だから、(渡辺国務大臣「ばかしていないですよ」と呼ぶ)

では、もう一回確認しますね。都市再生機構の理事長から都市計画協会の会長になること、これは天下りですか。

○渡辺国務大臣 ですから、先ほどの説明で申し上げれば、もとの役所のあつせんがあつて渡っているということになれば、これは天下りということになるわけです。

○泉委員 官房長官にも同じ質問ですけども、これは都市再生機構から都市計画協会会長へ異動

しているわけですね。これは天下りか否か、もう余り時間ありませんので、答えを教えてください。

○塩崎国務大臣 天下りの定義によると先ほど申し上げたわけで、天下りですかと聞かれても、天下りの定義を共有していなければそうなりませんから。(泉委員「いや、持たれている定義で結構ですよ」と呼ぶ)

私は特に持っておりません。

○泉委員 官房長官は天下りの定義を持たれていないんですか。それだと、議論のしようがないんですけれども。政府は再三、今まで天下りの定義を言ってこられたと思うんですが、今回規制される天下り、何が天下りで何が天下りじゃないのか。それは政府なりに、天下りで今回規制するものはこれですと言っているんじゃないんですか。

○塩崎国務大臣 いやいや、一般論の天下り、俗に言う天下りというもので片づけられても困ると言っている、今回の法律で禁じられている行為に当たりますか当たらないか、そういう御質問だったらわかるような感じがしますね。

○泉委員 いや、ですから、一般の国民が見れば、これはすべて天下りであり、わたりでありという認識なんです、一般の国民は。それがもし政府が違ふということであれば、それはかなり限定して天下りというものをとらえられていると思えますよ。(発言する者あり)そう。まさに、わからないからなんです。実は、政府に随分と調べてもらった、我が委員会からずつと調査をお願いしているところのあつせんの有無、これはわからないことがほとんどなんです。わからないばかりなんです、言ってみたら。わからないばかりですよ。

わからないばかりのものを、これから政府は人材バンクをつくって渡り廊下をつくらします、官から民へという渡り廊下をつくるというふうなことをおっしゃられている。その渡り廊下をつくったときに、裏でどんな工作が行われているようにも、それはわからないですよ。わからないんですよ。

疑わしければ調査をしますということですが、疑わしくなかったらもちろん調査はしませんね。

では、何をもちて疑わしいというふうに見るのか。これは全然、実はどこにも書かれていないわけです。わからないわけですよ。だって、中央省庁の方に聞いたって、いや、それは我々は関与していませんと言ってしまう、どうしようもないじゃないですか。毎回頭ジルトに人が流れていても、人事やあるいは権限が背景にないというふうになれば、これは天下りとみなされないわけですね。

もつと言え、こうやって各省庁の調査をしてみると、これはどうやら、たすきがけの天下りじゃないかと思うようなものも、多分、広義の天下りであれば、皆さん、そういうものもあるかもしれないというふうに思われると思いますよ。各省庁をまたいで、あつちの省からこつちの省へ、かわりにこつちの省からこつちの省へ。確かに、権限も背景も全然関係ないですよ。だけれども、間違いなく、官僚の皆さんがある一定のレベルの給料がもらえるところに就職をされているという実態だけがあるんです。

では、その実態はどうやってこの人材バンクで防げますかといったら、別に防げる規定がないわけですよ、見た目、何の違法もないわけですから。違法行為というか、何もないわけですから。だけれども、それでは、実際のいわゆる一般の市民、一般の国民が抱く広い意味での天下りというのは変わらないわけなんです。そこがやはり問題だということなんです。

今回の人材バンク、きょう、資料もお配りをさせていただきましたけれども、国家公務員の試行の、総務省のバンクですね。こういう形で、これまで残念ながら一件しか決まっていなかった。

私が不思議なのは、センター長になれる官房長官にもぜひお伺いをしたいところなんです、こういう形で人材バンクという新しい渡り廊下が出て、しかしながら、センター職員は出身省庁の職員であつてはできない、たしかそんな形に

なつていたというふうに思いますが、これはどこまでのことを指されるのでしょうか。

例えば、新しい天下りバンクの職員さんがいろいろな業務をされる。職業開拓もされれば、あるいは何か記録簿みたいなものをつくる方もいるでしょう、面接をする方もいるでしょう。センターの職員が出身省庁の職員であつてはできないというの、どこからどこまでの業務に携わることができないことになるのでしょうか。センター長になれる官房長官、わかれれば官房長官でもいいんですけれども。

○渡辺国務大臣　ですから、詳細なガイドライン等々については、有識者懇で決めることと申し上げているわけでございます。

○泉委員　詳細なガイドラインでも結構です、それは詳細、決めてください。

ただ、私が聞いているのは、おつしやつた答弁の中で、中立公正ということを目指すためにセンター職員は出身省庁の職員であつてはならないというところをおつしやつたわけですね。だけれども、一言ではなかなかそれはすべて語れないところがありまして、さつきも言いましたように、職業開拓、求人開拓をする営業マン的なセンター職員もおられるわけですね。一方では、各省庁の情報を集めて管理をしたりする職員の方もおられますね。キャリアコンサルタントの研修をされる方もいるかもしれません。

どこに携わってはいけない、このセンターのどの業務に出身省庁の方は携わってはいけないというところなのか、それを教えていただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣　センター職員は出身省庁職員の再就職あつては行わないという原則がございます。具体的には、このことをセンターのルールとして定めることを考えております。違反をした場合には、職務命令違反となつて懲戒処分の対象となります。センターの中立性を徹底するために、センター職員が出身省庁職員の再就職あつては、センター職員が行わないことを貫徹させることが大事です。

こうした実効性のある組織運営とすることについての詳細な制度設計を、国会の議論も踏まえて行つてまいりたいと思ひますので、具体的な御提言があつたらお教えいただきたいと思ひます。

○泉委員　我々は、そもそもこの人材バンクそのものが必要ではないという考え方もありますから、具体的な提言と言われても、逆に言うところ、できるんですかねということですね。

このルールを貫徹されることおつしやつた。貫徹されるということは、それは例えば、この「国家公務員人材バンク」という図がありますね、現在のシステムですね、一件しか決まっていますね。恐らく、システムのほうにこういうものを援用されるんではないかというふうに思ひますが、人材情報の管理、求人情報の管理、退職職員の人材登録、あるいは求人開拓ですか、そういうところ、いろいろな人材が登録される。一つ一つわざわざ見つけ出して、この人はこの省庁だから、あなたは携わつちゃだめよ、だめよ、だめよと、そんなことを一々センターの中でやるのかと。これは非常に現実的ではない話ではないかと思ひます。

ルールを貫徹されるというふうにおつしやつたけれども、実際には、国土交通省から出向されているセンターの職員さんが、もしかしたら、いろいろな職業開拓をしていく中で、たまたま、また国土交通省の方であつてはしなかならないかもしれないけれども、そのときだけ、では業務から外れるという話になるのか。でも、もしかしたらグループとかチームで、班をつくつて求人開拓をしたりしているかもしれないから、実際に同じチームには入っているけれども、ではそれは許されるのか。そういうことを考えると、なかなか、現実的にはおかしいと思ひことがたくさんあります。

次にまた移らせていただきますが、きょうは、国土交通省と文部科学省にきていただいておりますが、我々委員から資料の要求をさせていただき

ました。

その中で、先ほどの天下りの定義に入るのかもしれませんけれども、最初、五月の二十三日に文部科学省から来た資料には、事務次官の小野さんという方ですけども、あつては有無のところには、ありと書いてあつたんですね。それが、六月一日にきた資料の中ではシャープの印になつていて、「独立行政法人の長等、主務大臣が任命する役職に該当するものについては、あつては有無の欄に#を記入。」という形になつております。最初は、あつて、ありと書いてあつたんですね。だけれども、このあつてというのは、実は主務大臣が任命する役職に該当するものだからシャープにしましたということなんです。

では、このあつてというのは、結果的に、大臣がおつしやるの天下りなのか、そうじゃないのか。どうやら、五月の二十三日に出てきた資料を見ると、ありと書いていますから、これは人事の環でなされたものだと思うんですね。それを、書きかえて、任命する役職だからあつてはシャープだという表示の仕方をしてる。

大臣、いわゆるあつてなんですが、普通の場合、こういった公務員に任命する場合、独立行政法人の長等、これはもちろんですけども、あつてとありということに認識を持っていたらいいということですね。

○株丹政府参考人　今御質問ございましたのが、私も行政改革推進事務局で調査をいたしましたことの関係でございますので、御説明させていただきます。

私どもの方では、事務次官の再就職につきまして、調査を各省庁にお願いして一たんまとめたところでございますが、その中で、当委員会におきまして、必ずしも十分な調査ではないんではないかという御指摘がございました。

国の公務員に該当するようなものについて確認できないというふうな形の回答があつたということ、再度私どもの方で、そのあつての有無の確認が必要なものかどうかということで分類を

追加させていただきまして、国の機関の長ですとかあるいは大使ですとか、そういうものについてはバー、横棒で、それから、独立行政法人の長など主務大臣が任命をいたします役職に該当するものについては、シャープといえますか、井げたマークで、特段あつせんの有無の確認について必要ない、それ以外のものについて、有無について可能な限り確認をしてくださいますことをお願いをして、再度、現時点でのものをまとめさせていただきますところでございます。

○泉委員 私はもうこれで終わりますけれども、きょう改めて短い時間でお話をしたのは、やはり政府が、渡辺大臣が特に、人事当局のあつせん、そして人事の延長線上、そして予算や権限を背景にする天下りは、今回しっかりと全面的に規制をしますというふうにおつしやつた。人事当局のあつせんということは今後なくなります、表向きは、表向きはなくなりすよ。だけれども、手をかえ品をかえ、いろいろな我々の目に見えないケースをどうやって防いでいくか。これはやはり防ぎようがないわけなんです。でも、人材バンクがなければ、民間のハローワークに行かざるを得ないわけですから、これは防げるんです。だから、なぜこの人材バンクというものをつくつてしまうのか、そこがやはり我々は納得いかない。

そして、人事の延長線上、予算や権限を背景にするということも、我々の調査の中で明らかになつてきましたけれども、いろいろな形で、権限や予算を背景にしないけれども、大体同じぐらゐの役職の方が大体同じぐらゐ給料をもらっているような団体に再就職をしている。その実態を變えるおつしやつたところがあるのかということですよ。やはり最終的に面倒を見たいという思い、それを變えるつもりはないのか。そういった待遇も含めて、個々人が、さつき細野議員が言いましたけれども、エグゼクティブクラスでもいいです、いろいろな民間の人材バンクのそういうところも含めて、ハローワークも、今はないけれどもそういうものをつくつて、民間にも、いろいろ

な就職情報誌もあります。ヘッドハンティングもあるかもしれません。みずからそういうところに歩を進めていくことの方が、よっぽどまともな官民交流になるんじゃないですか。

最後にその答弁をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○渡辺国務大臣 今御指摘のようなことがいきなりできるのであれば苦労はないんですよ。とにかく、今やっている天下りあつせんというのは、大変なネットワークを構築し、予算と権限を背景に岩盤のように凝り固まつているわけでございます。

したがって、これをどうやって壊すのかということをお話した心算を砕いて考えてきたわけであつて、この法案を廃案にしようとか葬り去つてしまふということになりますと、今の天下り問題が全くそっくりそのまま残つてしまつて、そこから先に進まないということになるわけでありす。民主党案だつて、各省のあつせんを全面禁止するという点は同じじゃありませんか。

ですから、この点だけは、ぜひ問題認識を共有した上で我々の案に賛成をいただきたいと思ひます。

○泉委員 終わります。

○河本委員長 この際、お諮りいたします。各案審査のため、本日、政府参考人として、外務省大臣官房長堀内孝二郎君、国際協力局長別所浩郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○河内委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 済みません、急遽ちよつと順番が変わりまして、私、川内がまず質疑に立たせていただきますと思います。大臣、よろしくお願ひを申し上げます。

この前の続きをやらうと思つて居るのですが、まだ厚生労働省の方がお見えではないようでございますので、今、最後に大臣が御答弁になられた、岩盤のようなこの仕組みを壊さなければならぬんだ、そのために知恵を絞つたんだという御答弁でございました。では、この法案で、そのかたいかたい岩盤なるものが果たして崩れるのかというところを、ちよつと議論させていただきたいというふうに思ひます。

各府省から、営利企業への就職の承認に関する年次報告の別表というものが毎年公表されています。まず、文部科学省分についてお尋ねをさせていただきます。

これは平成十六年の分が私の手元にございまして、官房長もお持ちになつていらつしやると思ひますが、この平成十六年分、例えば、整理番号でいうと一番わかりやすいのは、整理番号二十九番の方。この方は、文部省福井大学施設課機械係の後、福井大学施設課専門員、さらに福井大学財務部環境整備課専門員を経た後、何という会社か。という業務で再就職をしていらつしやいます。

〔委員長退席、戸井田委員長代理着席〕

○玉井政府参考人 恐縮でございますけれども、御通告いただき、今、とるものもとあえずやつてきたわけでございます。

私も、この個別のものについて、ちよつと手元に今ないまでお答えをせねばならないので、恐縮でございますが、個々具体的にいうのは非常に、申しわけございません。

一般的に申し上げますと、これは川内委員はよく御存じだと思ひますけれども、私どもの省の場合に、こういう人事院の承認なり、あるいは文部科学省の承認を受けている者の多くは実は教員関係が多いわけでございますが、それ以外にも、今御指摘にあつた、具体的にそのものかどうかはちよつと手元ないので申し上げかねるわけですが、そういう職員もいるということは承知をして居るわけでございます。

○川内委員 私が申し上げているのは、別に、この再就職が不法であるとか、違法であるとか、不適切であるとかいうことを申し上げているわけではなく、当然、法令にのつとつて再就職が行われていることは私も承知をしております。

そういう中で、政府が今回目指していらつしやるのは、国民の目から見て押しつけ的あつせんによる再就職を根絶する、あるいは予算や権限を背景としているのではないかと再就職を根絶するというのが問題意識でいらつしやるといふふうに思ひます。

そこで、具体の事例に即して考えていきたいというところで、結局、資料はないんですね。届きましたか。では、もう一度聞きます。

文部科学省の福井大学の施設の御担当をしていらつしやつた、この文部科学省がお出しになつていらつしやる営利企業への就職の承認に関する年次報告の別表、整理番号二十九番の方は、文部科学省を退官の後、何という会社のかのようなお仕事につかれていらつしやるといふふうにご報告の中で説明をされておりますか。

○玉井政府参考人 先ほどは恐縮でございます。今届いた手元の資料で見ますと、今の御指摘の者は株式会社三木組福井支店工事部工事課顧問で、設備技術の指導及び監理というふうになつております。これは、川内先生これも御案内でしやうけれども、ルールがございまして、このルールに照らしてそれぞれが再就職をしているわけでございます。この場合でしたら、営業ではないというところでございます。

○川内委員 それでは、もう一人お聞きします。整理番号三十八番の方ですね。この方は、文部省大臣官房文教施設部名古屋工務事務所所長補佐の後、東京工業大学施設部長を経て、最後は大臣官房文教施設部広島工務事務所所長をおやりになつていらつしやいます。この方が退官後、どちらに再就職をされて、どのようなお仕事に従事をされていらつしやいますか。

○玉井政府参考人 ただいまの御指摘の者につきましては、株式会社銭高組建築事業本部顧問、そこで建築事業に関する指導という、いわゆる専門的な知識、技術を生かしたそういう業務に従事しているわけでございまして、このことは、先生、お手元の資料そのものに載っているわけでござい

ます。○川内委員 それでは、この方は技官ですか。文部科学省採用は、技官としての採用でしようか。○玉井政府参考人 かなり前の採用でござい

ますので、記憶に頼つての答弁になりますのをお許しただきたいわけですが、たしか文部技官であつたというふうに担当者も記憶しております。○川内委員 それは確かですか。○玉井政府参考人 恐縮でござい

ます。突然のお尋ねでございまして、この者がどういふ職種で選ばれたかというのは、事前に言つていただければ私も人事記録を、この者は平成十六年に退官したわけでござい

ますから、これが採用され、要は四十年近く前のことでござい

ますので、その段階のものに当たらない限り正確には申し上げかねるので、今、普通、技術系かなというふうな物の言ひ方をしまつたわけでござい

ます。正確には、申しわけございせんけれども、事前にいただければ、人事記録を調べた上でのお答えになるわけでござい

ます。○川内委員 それでは、整理番号三十九番から四十五番まで、これは一枚の紙に出ていますね。三十九番から四十五番。四十一番の方は三十歳で再就職をしていらつしやいますから、この方は御自分

で恐らく職をお見つけになられたか、研究者として新しい道に進もうという

ことで普通に転職をしたというものでしょう。残りの三十九番、四十番、四十二番、四十三番、四十四番、四十五番の方々は、すべて六十歳で再就職をしていらつしや

います。この方々のお仕事は、すべて文部科学省の所管する各大学における施設整備を担当される管理職の方でござい

ます。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。まず三十九番でござい

ますが、大栄電気株式会社社理事、仕事内容は技術指導というふう

に記載されているはずでござい

ます。次、四十番は、株式会社中電工岡山支店技術顧問で、仕事としては電気設備の品質に関する技術指導となつて

おります。次の者は抜かせという

ことでござい

ますので飛ばさせていただきます。四十二番でござい

ますが、株式会社精研顧問、仕事は設備工事本部の事業全般に関する指導助言となつて

おります。次に四十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ます。○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。まず三十九番でござい

ますが、大栄電気株式会社社理事、仕事内容は技術指導というふう

に記載されているはずでござい

ます。次、四十番は、株式会社中電工岡山支店技術顧問で、仕事としては電気設備の品質に関する技術指導となつて

おります。次の者は抜かせという

ことでござい

ますので飛ばさせていただきます。四十二番でござい

ますが、株式会社精研顧問、仕事は設備工事本部の事業全般に関する指導助言となつて

おります。次に四十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ます。○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。まず三十九番でござい

ますが、大栄電気株式会社社理事、仕事内容は技術指導というふう

に記載されているはずでござい

ます。次、四十番は、株式会社中電工岡山支店技術顧問で、仕事としては電気設備の品質に関する技術指導となつて

おります。次の者は抜かせという

ことでござい

ますので飛ばさせていただきます。四十二番でござい

ますが、株式会社精研顧問、仕事は設備工事本部の事業全般に関する指導助言となつて

おります。次に四十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ます。○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。まず三十九番でござい

ますが、大栄電気株式会社社理事、仕事内容は技術指導というふう

に記載されているはずでござい

ます。次、四十番は、株式会社中電工岡山支店技術顧問で、仕事としては電気設備の品質に関する技術指導となつて

おります。次の者は抜かせという

ことでござい

ますので飛ばさせていただきます。四十二番でござい

ますが、株式会社精研顧問、仕事は設備工事本部の事業全般に関する指導助言となつて

おります。次に四十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ます。○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。まず三十九番でござい

ますが、大栄電気株式会社社理事、仕事内容は技術指導というふう

に記載されているはずでござい

ます。次、四十番は、株式会社中電工岡山支店技術顧問で、仕事としては電気設備の品質に関する技術指導となつて

おります。次の者は抜かせという

ことでござい

ますので飛ばさせていただきます。四十二番でござい

ますが、株式会社精研顧問、仕事は設備工事本部の事業全般に関する指導助言となつて

おります。次に四十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ますが、三十三番でござい

ます。○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。まず三十九番でござい

ますが、大栄電気株式会社社理事、仕事内容は技術指導というふう

に記載されているはずでござい

ます。次、四十番は、株式会社中電工岡山支店技術顧問で、仕事としては電気設備の品質に関する技術指導となつて

で五年、二年の人事院のチェックを、人事院は、公務員倫理審査会など、しっかりとチェックを強めてもらう、五年、五年まで。しかも、対象を、営利企業だけでなく公益法人とか独法も含める。さらにその先、公益法人、独法から二年、さらに再就職、営利企業もチェック、事前規制を強める。

事後規制はどうか。さつき、大臣は民主党も同じだと言いましたけれども、OBの口ききについては政府案は二年、民主党は十年チェックですね。それから、管理職員の再就職の届け公表も、政府案はたった二年ですが、民主党は十年事後規制をかけるということで、事前も事後もしっかりとチェックをする。

あわせて、問題は、人の流れとお金の流れなんです。お金の流れが手つかずだったら、幾らくで人材バンクなんかつくってもだめなんです。お金の流れ、やっていいますけれども、四月からようやく契約の見直しが始まっただけ。官製談合防止法だって、民主党は厳しいのを出しているけれども、政府はやっていない。そういうところが、やはりこの政府案では抜け穴だらけということでございます。

あと一点。さつき、川内委員の質問で文部省の官房長は大変大事な発言をされました。それは、急な御質問だったので用意していないけれども、事前に言ってくればわかる、人事記録を見ればわかる。これは大変大事な答弁であります。

なぜならば、これまで各大臣は、個人のプライバシーだからOBがどこに行つたかわからぬ、こう言っていました。また、渡辺大臣は、十六名のわたり、それぞれの省庁に言つても十六名しか出てこない。さつき、総理も同じようなことを言っていました。今、官房長は、調べれば各省に記録があるということをはつきりと明言したことで、私は大変大事な答弁だと思ひますので、川内委員の質問に感謝をいたします。

○川内委員 いや、そんな大事な質問をしたとは私は自分で思つては、さすが、やはり武正議員は能力が高うございます。私は全く気づきませんでした。官房長の答弁を思い起こしてみると、ああ、なるほど、そういうふうにおつしやつたなというのを改めて感じるわけでございます。

それでは、ちよつと視点をええまして、厚生労働省、お運びいただいておりますね。この前の続きをちよつとやりたいんですが、厚生労働省並びに社会保険庁から、社会保険庁が発注をしている年金に関するシステムの会社、NTT—政府参考人を諮らないといけないんですね。では、まずやつてください。

○戸井田委員長代理 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房審議官杉田伸樹君、社会保険庁総務部長清水美智夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○戸井田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○戸井田委員長代理 玉井官房長。

○玉井政府参考人 御指名をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

私のあの答弁で、先ほど民主党の方、川内先生、御指摘がございましたが、よく思い起こしていただきますと、要は、この職員の身分が技官だったかどうか、こうおつしやつたものですか、通常はこの施設の関係の者は技官だったろうと思つてお答えをしたわけですが、本当に確かかと言われたので、それは事前に言つていただければ、身分そのものがどうかということぐらひはわかるわけでございますから、そのことを申し上げたものであります。

○川内委員 要するに、記録はあるということですよ、人事データが。では、それをこれから議

論していきますよ。ちよつと待っていてね。

それでは、社会保険庁。平成十八年三月まで、NTTデータあるいはNTTデータシステムサービスという社会保険庁がシステムを発注している会社、常務取締役として、それぞれ一名ずつ再就職をしていた。その方たちは、NTTデータ、NTTデータシステムサービスに再就職する前は、厚生労働省の所管団体の役員であつた。そこから民間会社に移つて、そこからまた厚生労働省の所管団体に移つたという流れを、もう一度、どこからどこにどう行つたか、この三カ所の職場を、一人ずつ正確に答弁いただけますか。

○清水政府参考人 大変恐縮でございます。手元に資料がございませんので、記憶に基づきまして御説明申し上げます。まず、NTTデータの常務執行役員を平成十八年三月に退職した者でございますけれども、退官後、NTTデータに行く前は、年金福祉事業団、それからNTTデータというところでございまして、その後、全国社会保険協会連合会というところでございまして、現在に至つて一名でございますが、十八年三月にNTTデータシステムサービスを退職した者でございますけれども、この者は、退官後、ことも未来財団というところに所属した後に、NTTデータシステムサービスに移りまして、そこを十八年三月に退職後、現在は社会保険診療報酬支払基金に所属しているというふうに承知してございます。

○川内委員 それでは、もう一つお尋ねいたしますが、このNTTデータの常務執行役員とNTTデータシステムサービスの常務取締役というポストは厚生労働省のポストですか。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。私も、人事院の承認を必要とする営利企業に再就職する場合におきましては、承認を得た書面が残つておるわけでございますけれども、それ以外の場合につきましては、みずから就職先を見つけたのか、いわゆるあつせんによるものなのか等

の確認ができないところでございますので、今の委員の御指摘については、必ずしも射たお答えができかねるところでございます。

ただ、五月の二十三日でございましたか、委員に厚生労働委員会でお答え申し上げたところでございますけれども、今私が申し上げたものと同一名称のポストに別の者がついていたという国会答弁を申し上げたところでございまして、そこまでは把握しておるところでございます。

○川内委員 別な者がついていたというのは、何人ついていたんですか。どのようについていたんですか。そんなことも調べずに国会で答弁したんですか。

私が聞いているのは、厚生労働省なり社会保険庁出身者が連続してそのポストをずっと引き継いでいますかということをお願いしているわけで、そんなことぐらい知っているくせに。ここで答えなさいよ。

○清水政府参考人 前回も私の方からお答え申し上げましたように、本件、先ほど言つた二名のNTT関連における在籍というものは、御照会がございまして、それに応じて十八年の二月段階で把握したという一時点のものでございます。その際に、同一ポストにほかの者もいたという情報までは把握したわけでございますけれども、それ以上のことは把握しておらないわけでございますので、お答えは、先ほどのとうことで御容赦賜ればというふうに考えております。

○川内委員 委員長、こんな答弁は許せないですよ。きよう採決をあきらめたんですから、これはとめてくださいよ。

なぜならば、委員長、大臣も聞いてくださいよ、年金福祉事業団からNTTデータに行き、NTTデータから全国社会保険協会連合会に行つていくわけですよ。これで厚生労働省は何らの関与もなかつたというんですか。どうですか、この二人について。

○清水政府参考人 先ほど申し上げたことの繰り返して大変恐縮でございますけれども、私ども、

れば、そういう理屈なのかと思えますけれども、それは私、所管でないものですから印象として申し上げたけれども、やはりこのルールがどういふふうに通ずるかで、まさに委員が御指摘になったように、人事院の方で最終的にはやっておられることであるので、人事院が最終的にどういふ判断をするかということであろうかなというふうに聞いておりました。

○川内委員 いや、人事院も判断するんですが、ある一定の基準に基づいて各府省で承認をするものもあるんですね。

無償資金協力の入札は日本がやるんですよ。無償資金協力の入札のコンサルタントは外務省の外郭団体でしょう。外郭団体がやっているとはいえないですか。では、まずそこから答えてください。

○杉田政府参考人 今の入札でございますけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、入札の主体というのは相手国政府でございます。ただ、それに対して、補助業務を日本にいるコンサルが行う、このようなやり方になっております。

○川内委員 入札に関する補助業務を外務省の関係団体がやっている、主体は相手国である。それは、まあ、そもそも交換公文で相手国と供与額を約束して実施する事業ですから、主体は見かけ上はそうなるかもしれませんが、実態は日本の政府が全部やっている。

国民から見るとどうなのかということですよ。この再就職の件に関して、そういう何か言い逃れみたいなことばかりずっと役所はおしやるわけですね。そういう中で、では、そういうものがそもそも根絶をされるのかということを国民の皆さんは期待して、あるいは注目して見ているわけですが、今の、きょうの外務省の議論を聞いていると、多分国民の皆さんは、ああ、外務省というのはやはりずっとこういうことをやめないんだろかな、ずっとやるんだろかなというふうにお思ひになられると思いますよ。

だって、これらのことは、民間企業に、営利企業に再就職しているのだから堂々と、承認をし

た、人事院から承認を受けたと、何にもやましくなければ、すばいだけの話ですからね。それをしないで、いや、それは相手国が主体ですから言い逃れるのは、国民から見ると、外務省というのはスマートな役所だと思っていたけれども、そんなせこいことを言う役所なのかなみたいなふうに見えるんじゃないですか。

林副大臣、どうですか。

○林副大臣 思いを大変共有しながら聞かせていただいております。

私も実は、ここに来る前に、党で長い間、行革の事務局長というのをやっております。まさに今委員がおっしゃったように、国民の思いとか目線というものと、我々が行革で接する皆さんの、こちら側の説明というのが、どうもなかなかうまくかみ合わない。しかし、それは我々の仕事であろう、まさにここでこういう御議論をいただいて、では、どういうルールをきちつとつくって、どういふふうにきちつと細部まで設計をして、まさに今委員が御指摘になったように、国民の目線と、運用まで含めた今の現行制度が合っているのかということをしなればならない、こういうふうに思っております。

そういう意味で、人事院の今ある事前規制で、今委員が御指摘になるような、国民の目線から見てどうかということも含めて、大臣からでございますので、そういうことも含めて、大臣からたびたび御答弁がおりますように、あつせんそのものにメスを入れてこれを違法化するというところでございますから、今たびたび御議論があるように、星印だとか何だとかというのは、今の時点ではあつせん禁止をされておらないわけですが、そういうことになるわけですが、これが規制の対象になるといふことになれば、きちつとした対応、また、疑わしい場合には、端緒があれば調査に入る、こういう仕組みをまさに今回の法案に入れて、今まさに委員が問題意識として持つておられるような、国民の目線と合わせていこう、こういうふうな法案になっているというふうに考えて

おるところでございます。

○川内委員 いや、尊敬する林副大臣にお言葉を返すようで大変恐縮でございますけれども、私は、法律をつくって制度を変えても、やはり役所の方々の意識というものが変わらない限り、役所の方々は抜けどを探し出して、必ず今までと同じようにされるのではないかとこの危惧を持っております。

であるとするならば、堂々と情報公開をし、お金がどう流れているのかということまでしっかりとまず情報公開をした上で国民の批判にさらしていくというところが、より実効性のある改革、行政改革につながるのではないかとこのように考えております。

そこで、社会保険庁の方が戻っていらつしやいまして、三カ所を渡り歩いた当事者にお聞きをいただいたものというふうに思いますが、厚生労働省から全く何の再就職に関する関与も受けていないというふうにする方々がお答えになられたか、いや、世話になったよ、だって古巣だから世話になるわなというふうにお答えになられたか、御答弁をいただきたいというふうに思います。

○清水政府参考人 大変恐縮でございます。今の間に、私の方から本省の人事当局に、該当者と連絡をつけて委員のお尋ねのことを尋ねるようにならうということを申したわけでございますが、今確認しましたけれども、今努力中であつて、本人とはまだ接触できておらないということでございますので、このような経過の報告を申し上げる次第でございます。

○河本委員長 委員長から一つ申し上げます。

清水部長、今回の委員会までに確認できるよう努力をしてください。

○川内委員 私が委員長に申し上げる前に、委員長の方から社会保険庁に対して指示がございましたので、今回の委員会までに、関与があつたのかどうかということがはつきります。関与があつたとなれば、これは、渡辺大臣、この二回目以降の再就職のあつせんに関する調査結果という

ものは訂正をされなければならない。さらには、厚生労働省は行革本部事務局に対して、報告に間違いがあつたということで再報告をしなければならぬことになるということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○河本委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本中央競馬会理事長高橋政行君及び農林中央金庫代表理事理事長上野博史君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として農林水産省生産局長山田修路君、農林漁業金融公庫総裁高木勇樹君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○河本委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

五月三十日に農林水産委員会が競馬法の改正の審議をさせていただきました。そのとき答弁の時間が十分になつたと思ひますので、その補充を含めて、きょうはさせていただきますと思ひます。天下りの問題に関して、もうこの委員会でも質問させていただいたわけでありますけれども、時間がなかつた関係をしつかり詰めていただい

まず一番最初に、きょうお越しをいただいておりますJRAの理事長、また、農林中央金庫そして農林漁業金融公庫、それぞれのトップにきょうはお越しをいただいております。

委員各位に、きょう、資料をお配りはしておりますか。してください。

そのお配りをしていただく間に確認をしたいと思ひますが、JRAについては前回委員会で確認をしました。農林中央金庫、農林漁業金融公庫、それぞれの理事長は、何人か何人が農林水産事務次官もしくは旧農林省の事務次官経験者であつた

のか、これについて御答弁をいただきたいと思ひます。

○上野参考人 何人中何人というその御質問の内容でございすけれども、どういふことをお答えしたらよろしいんでございすでしょうか。

○岡本充委員 今質問しました。

では、近年、戦後だけでもいいです、湯河さん、楠見さん、片柳さん、森本さん、それから、今の上野理事長の前任の角道さん、この皆さん方は、どなたが次官経験者で、どなたが次官経験者じゃないんでしょか。

○上野参考人 ただいまおっしゃられた方々の中には、農林省、農林水産省時代を通じて、事務次官経験者以外の方はいないと思ひます。

○岡本充委員 続きまして、農林金融公庫についても同様にお伺いしたいと思います。

山添さん、清井さん、大澤さん、武田さん、中野さん、松本さん、後藤さん、鶴岡さん、そしてきようお越しの高木理事長、この中で次官経験者でない方はどなたですか。

○高木政府参考人 私を含めて、全員が次官経験者だったと思ひます。

○岡本充委員 JRAも前回の委員会で質問をしましたけれども、皆様のお手元に配付をしました三ページ目をごらんいただければおわかりいただけると思ひます。今、ここにちよつと私の手書きで書きました農林中央金庫、農林漁業金融公庫を含めて、日本中央競馬会歴代理事長も、事務次官経験者がいかに多いか。昭和三十七年以降、これだけ次官経験者が就任をされているわけでございます。

こういう現状を見ると、どういふ経緯でこれほどまでに次官だけがこの職に就職をしたのかということが大変気になるわけでありす。適材適所というものがそれぞれのお答えなのでありますけれども、例えば……(発言する者あり)まあ、そう言わずに見てください。農林水産事務次官経験なのはわかりますが、では、競馬監督課長の経験があるかということとを調べると、競馬監督課長の経験

がない人ばかりなんです。競馬に關してそれだけの知識や経験、そういったものがあつたのかということを思わざるを得ないわけでありす。

同様に、農林漁業金融公庫、そして農林中央金庫についても、金融課長経験の有無についてお尋ねをしております。

農林漁業金融公庫の昭和五十九年十月六日就任をされました松本総裁は経験がおりだというふう聞いておりますが、それ以外の方で、わかる範囲で結構です、金融課長経験者の方はいらつしやるんでしょか。

○上野参考人 私は、金融課長あるいは金融調整課長の経験はございません。

ただ、水産庁で、何と申しましたか、ちよつと、昔の、申しわけございませんが、水産庁の漁協の關係の信用事業を扱つたことはございす。

○高木政府参考人 今御指摘になつた方々のそれぞれの経歴、全部知つてゐるわけではございせんので、今御指摘のあつた方は確かに金融課長をおやりになつた、そのほかの方についてはちよつとわかりません。(岡本充)委員「御自身は」と呼ぶ。私は、そういう立場にいたことはございせん。

○岡本充委員 副大臣、こういうような形の答弁をされているわけですよ。委員会では、適材適所だ、こういうふうになつて来ますけれども、今の答弁を聞く中で、いわゆる金融關係の現場の責任者をやつたことがない。現場の責任者というより、課長はかなり偉いわけでありすけれども、また、競馬監督課長もしたことがなくとも、JRAの理事長、こういう職につくといふことについて、どういふ判断で農林水産省はこういふ現状を認識して見ているのか、副大臣はどういふふうに理解をされますか。

○山本(拓)副大臣 突然のお呼び出しをいただきまして、帰り支度をしておつたんです。天下りの一環で御質問をなさつてゐるんだらうと思ひますが、御案内のとおり、私どもの理解としては、少なくとも、自民党であれば、例えば何

の部会長をやつたからこつちにとか、そんなのじゃなしに、全体的に絶えず把握しているわけでありすし、そして、そういう中で、その人の要するに人格、識見、人材というものは、例えば普通の会社でも、人を採用したり張りつける場合に、だれでも最初に経験を積むわけでありす。

だから、そういう中で、過去こういう経歴があるからこれというふうになつてゐる方がかえつておかしくなると理解いたしてございまして、要は、基本的に、今の御質問の中身が、本音のところがよくわかりませんので、どういふふうにお答えしたらいいかわかりませんが、突然に今聞かれたつてまともに答えられるわけではございせん。

一言で言うならば、再三申し上げてゐるようにな、適材適所。そしてまた、それなりに、きょうここに御出席されておられる官僚OBと言われる方々は、やはり立派な人格を有しているといふことはみんなが認めてゐることだらうと思つております。

○岡本充委員 立派な人格がおりなんだろうといふことは、私も決してそこを否定してゐるわけじゃないです。私が副大臣に聞いているのは、歴代全員、事務次官経験者。そして、なおかつ、その担当部署に必ずしも、だれかそれはいれたいです、だれかが別に、こういう人も行つてゐるし、こういう人も行つてゐるし、いろいろな経験者がそれはいるでしょうから。ただ、JRAでいへば、だれも競馬監督課長をしたことがない。

農林漁業金融公庫、農林中央金庫については調査中であるといふ話でありますから、これも早急に資料を出していただきたいと思ひますけれども、今調査をしてゐると聞いておりますので、それは早急に出してください。

その上で、こちらについても、少なくとも現職の方はその御経験がないとお答えになつてゐる。もちろん、農林水産省各般にわたつての知識経験はおありなんだろうといふことは私も推測するわけでありすけれども、適材適所と言われるそのゆえんが一体何なのかという疑念を持つわけ

なんです。せつかくきようは上野理事長と高木総裁にお願いしたいと思ひますから、ちよつとここで確認をしたいと思ひます。

高木総裁は、農林中金総合研究所理事長を平成十四年一月からお務めになられて、そして、農林漁業金融公庫総裁に平成十五年の十月からおつきでありますけれども、それぞれの職につくにあつて、農林水産省並びにその関連をする方でも結構であります、何らかのあつせんがあつたのか、もしくは、なかつたのであれば、ここでお答えいただける範囲で結構でございすから、どういふ事情でこういふ職におつきになつたのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○高木政府参考人 私が今御指摘いただきました農林中金総合研究所に行きましたのは、そちらからのお話があり、そして、私も、そこでの、やれるといふことで参つたといふふうになつてゐると思ひますし、それからもう一つ、農林漁業金融公庫については、これは、御案内のとおり、内閣の承認を得て主務大臣が任命といふことでございす。私は、そういう手続の中で私が任命された、こういうふうになつてゐると思ひます。

○岡本充委員 上野理事長については、前職の農林漁業信用基金理事長を平成十年一月からお務めでありす。こちらについてもあわせて。

先ほど高木総裁が言われましたけれども、先方から連絡があつたといふのは、先方から具体的に電話があつてそういう話なのか、それとも農林水産省経由でそういう連絡が来るのか、そこについても、高木総裁、後でお答えいただきたい。

○上野参考人 農林中央金庫の役員の方でございすけれども、私どもの役員は総代会の決定で決められることになつております。その候補者を決める組織といひますか、そういうものとして、私が最初に農林中央金庫の理事長に任命をされた際には、管理委員会とか管理会とかいふ名前のものがございまして、そこで役員候補者を絞り込んで名簿をつくるという作業が行われまし

た。したがって、私が推測をいたしますのに、その名簿をつくる立場に多分一番力のあったといましようか、責任のあった前任者の角道理事長が最初の案として名簿に載せたんじゃないかなと。私は、角道理事長が事前に私の内意をお聞きになられたということ覚えております。

農林漁業信用基金の方については、どういう経緯で私が就任をしたのか、ちよつと今のところ思い出せません。

○岡本(充)委員 今お答えになりました上野理事長、もう一回ちよつと確認なんですけれども、平成十年の一月のことをもう御記憶にないということなんですか。どういった経緯で就任をされたか、そんな忘れるような話ではないと思いますけれども、お答えをいただきたいと思ひますし、高木総裁にも、先ほどの話、電話がかかってきたのか、それとも前任者からの推挙だったのか、ここについてもお答えをいただきたい。

○上野参考人 農林漁業信用基金は、今でもそうだと思いますけれども、農林水産大臣の任命でございます。

したがって、どういうあれで私のところに連絡があったかというのは覚えておりませんが、いずれにいたしまして、辞令をいただきました。

○高木政府参考人 連絡がどういう形であつたか、今定かに記憶はしておりませんが、ここは社長さんという方がいらつしやいまして、その方がお決めるわけでございます、その方と会つて私は了解したといひますか、就任をいたしましたというふうに記憶しております。

○岡本(充)委員 それぞれお二人に確認を今させていただきますけれども、きよう高橋理事長もお越しでありますから、御就任の経緯をもう一度お聞かせください。

○高橋参考人 私の場合は、ちよつと何も仕事がない状態でありまして、それで平成十一年の八月に突然大臣から呼ばれて、おまえやつてくれというふうに言われました。私としては、それは

全く予想もしていなかったことでしたので、びっくりしたという状態でございました。

○岡本(充)委員 それぞれ、やはり農林水産大臣ないしは農林水産省。大臣が個人的に指名をするという状況にあつたのかという、そうとも考えにくい状況が一般論として考えられるわけですね。お三方、それぞれ大臣の任命された時期があるようでありまけれども、あの人にしようと思われような、そんなに大臣と個人的に、その当時の大臣と親しくされていたというよりは、農林水産省の役所でつくったペーパーに基づいて就任をしたのではないかと私は指摘せざるを得ないわけですね。

みずから、それぞれお認めになられたことになるわけでありまけれども、きようはこの観点で、後刻、同僚議員があつての有無についてはまた聞かしたいと思います。今お答えいただきましたこととが、まさにその事実を語っているということだと思ひますので、きようは、その中でもとりわけ日本中央競馬会の問題について、少し掘り下げていきたいと思います。

きようはそういうことで、上野理事長、また高木総裁、次の時期がありましたら、農林水産省の一般質問等で同じことを聞かしてもいいので、どういうことを私が聞くのかも含めて、少し、もうあと二十分ぐらい、おつき合いをいただければと思います。

日本中央競馬会の今の状況について、私なりにこれも調べました。皆様のお手元の資料のペーじ目をごらんください。農林水産省出身者は必ずしも多くないように見えるかもしれませんが、先ほどお話をしましたように、理事長は歴代農林水産事務次官がその職にあります。また、理事長の本俸は百二十二万六千円ということになっておりますが、これに特別調整手当というのが百七十六万円ぐらいでしたか、つくつとホームページには公開をされております。その百七十六万円というのは年額だったと思ひます。

その上で、先ほどの三ページはちよつと飛ばしてもらつて、ここから先は、子会社の資料が四ページから載つてゐるわけでありま。

まずは、この給与のことについて少し確認をしたいと思ひますけれども、今お話をさせていただきましたJRAの特別調整手当、百七十六万五千円というのはどういう根拠によつて出ているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○高橋参考人 我々のJRAというのは特殊法人に位置づけられておりますが、その中でも非常に特異な団体だと思つています。

と申しますのは、やはり自分たちで金を稼いで、それで仕事をやつてゐる、そういう性格でございますから、そういう意味では、それぞれの事業成績といひますが、そういうものも勘案して本来は決めるべきではないかというふうに思つておりますが、役員の場合には、どちらかといひますと、ほかの同種の特殊法人とか独立行政法人とか、そういったような横並びと、それから業績を考へながら決めておる、そういうことでございませう。

○岡本(充)委員 いや、JRAのホームページを見ると、ほかの役所とか法人と横並びということを書いてないんですよ、理事長。ちよつと聞いてください、理事長。レクを受けてゐるのもいいですけれども、ちよつとこつちを向いて聞いてください。

特別調整手当とは、民間における賃金、物価、生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されるものである。役員は皆さん東京だから、これをもらうに決まつてゐる、そういうたぐいのものなんでしょう。

JRAのホームページを拝見させていただきましたが、JRAが、いかに自分たちが特殊かということを書いてゐる。他の法人の多くがおおむね国家公務員に対する人事院勧告に準じて給与改定を行っている中であつて、独立採算で事業運営し、国家財政に寄与してゐる事業体としての独自性であると考へてゐるか、また、多くの法人と同じ

基準での評価がされるとJRAの事業運営等の本旨が見失われるというような趣旨で、理事長みずから、他の法人とは違つて出している。だから、今の答弁で、他の法人と比べて出しているという話は、これはおかしいわけでありま。

こういった中で、役職員の給与、特に、まずは役員の給与が高いのではないかとこのように思ひます。JRAのホームページを見ますと、職員との給与については、設立時より国家公務員や人事院勧告に準拠するのではなく、勝馬投票券の発売実績その他の実績を勘案するとともに、主要民間企業等における処遇や給与改定の状況を見ているということ、あくまで他の法人とは違つたと言つてゐる。

であれば、実際、どういう企業と比較をされているのか、ちよつと具体的にお答えいただきたいと思ひます。

○高橋参考人 今、ちよつと手元に資料がございませぬから、どれ、どれというふうに単純に申し上げることはできませんけれども、例えて言ひますと、我々、いろいろな広報活動もやつてゐますから、そういったマスコミといひますが、そういうようなものであるとか、あるいは売り上げでございますと、三兆近い売り上げを上げてゐるわけですから、そういうものではどういふような状況であるとか、そういう横並び。

それから、やはり採用といひますのは、それぞれの企業同士の一つの競争になりますから、いい人を選ぶのにはどうしたらいいかといふようなことも考へて決めておる、そういうことでございませう。

○岡本(充)委員 JRAは、この前の競馬法の審議も、もう最後にしますけれども出してくれという資料を、最後、法案審議が終わつてから出してきたら、とんでもない数字だったということがあつたので、これはしつかり出してもらわないといひけないと思ひますね。ちなみに私、調べました。今、三兆の売り上げ

と言ったけれども、これは勝馬投票券の販売であつて、ここから払戻金を出しているわけで、実質のいわゆる売上高は四千八百五十七億円前後だと今考えられるわけです。そのうち、会社で言う税引き後の利益、いわゆる費用を除いた分が三百二十八億円じゃないかと私は理解しています。

例えば、実名を出して恐縮でございますが、二〇〇六年の会社年鑑で調べました。大体、売上高が四千億円前後。

例えば日揮、四千三百五十一億円の売り上げで、税引き後利益は百十五億円、役員数十九名。これは、役員の賞与については出ています。公開されていますので、これを見ると九千六百万円。アステラス製薬、四千四百七十億円、税引き後利益三百三十七億円、役員数三十九名、そして賞与が四千四百万円。

公共性の高いものでいえば北陸電力、四千七百九億円、二百五十一億円の税引き後利益で、三十名の役員で九千五百万円の賞与。

では、広報をやっているフジテレビはどうだ。四千七百六十七億円、二百二十八億円の利益を出して、二十三名の役員で九千八百万の役員賞与だ。

JRAは幾らですか。十三名の役員で七千五百万円の賞与を得ているんじゃないんですか。この基準でいえば、今民間と比べていると言うけれども、明らかに民間より高いじゃないですか。これについてはどのように御答弁をされますか。

○高橋参考人 先ほどちょっと申し上げましたが、我々、特殊法人の中で特殊だということを申し上げました。それでも、今政府の方針では、我々もやはり特殊法人という枠の中に入っておりまして、それでこういった特殊法人の給与につきましては、平成十四年に閣議決定がなされて、その中で、これ以下でなきゃいけない、この中におさめなさいという制限が設けられておりまして、しかも幾ら以内というふうに各理事長初め理事の給与も抑えられておりますから、そういった範囲で、我々、先ほど申しましたそのほかのこと

も考慮しながら決めておるといふ状況でございます。○岡本(充)委員 理事長、その実態について後で必ず説明に来ていただきたいと思うわけであります。

そのときにあわせてお聞かせをいただきたいんですが、職員に対して特別手当というのを出している、本俸以外に。これは「人事評価で特に良好な成績を得た者」というふうになっていますが、一体これはどのぐらいの割合で特に良好な成績を得た者がいるんですか。私はかなりいるんじゃないかとにらんでいるんですけれども、この特別手当の実態についてもあわせて、私はきょうは突然の質問でありましたから準備されていないでしょうから、それについても改めて教えていただきたいと思っています。

いわゆる今のJRAの給与の状況というのは、対国家公務員行政職(一)に比べて一五〇・一、これは事務と技術職員ですね。研究職員では、対国家公務員比で一四二・二。言いわけではないんですけど、管理職や大卒総合職中心の人員構成と全国転勤があるから給与水準が高いんだ、こういうふうにJRAは弁明をされていますが、これを対国家公務員行政職(一)で、なおかつ地域別、学歴別と比較しても一四五・一、そういう水準にある。これは高いんですね。

もつと言え、その理由として、競馬の運営に関して、「緊張と精神的負担を伴う業務です。」というふうに言っている。そんなことをいったら、どんな仕事も緊張と精神的負担を伴う業務に決まっているんですよ。どの仕事の人もみんなそうですよ。委員会もそうですよ。何で自分たちだけが緊張と精神的負担を伴う業務で、国家公務員の給与費と比べて、また今の民間の給与費と比べて高くていい、こういう論拠に至るのか。私はそれについても明確な答弁をいただきたいと思っています。

○高橋参考人 ほかの企業といえますかほかの団体がそういう緊張感がないとか、そういうことを

申し上げておるわけではございませんで、特に競馬の場合には公正性とか中立性とか、そういうものが非常に求められるわけですね。それで、御承知のように、分単位で例えば競馬の施行もやらなきゃいけない、それから分単位あるいは秒単位で、どういふふう馬券が正確に計算されて、すぐこれはファンの暴動とか騒擾とか、そういうことにつながりやすいですから、我々は常にそういうことを気をつけてやらなきゃいけない、そういう職場であるということを申し上げておるわけですね。

○岡本(充)委員 では、地方競馬の職員の皆さんとこれは比較してもいいですか。同じ仕事をしていいますよ。地方競馬の職員の人だったら職の内容はほとんど一緒ですよ。こと比べてどのくらい自分たちが給与水準が高いか、認識をされていますか。

○高橋参考人 現在、ここに資料を持っていますので、私はちょっと答え申しかねます。

○岡本(充)委員 教えてあげてもいいですけども、自分で一回調べて私のところに持ってきていただいたらどうでしょうか。私が持っている資料とすぐ違っていたら、それはそれでまた、農林水産委員会の一般質問等できっちり詰めていただきたいと思っています。

こうやって質問をしていると、上野理事長や高木総裁も、次は自分の組織も、こうやって私なりに、きょうは突貫工事ですからこのくらいいしか調べておりませんけれども、とはいいながら、それぞれの組織についてもまた私なりに調べさせていただきますということもぜひ御留意をいただきたいと思っています。

続いて、四ページ目からの話です。

では、日本中央競馬会の子会社への天下りというか、さらに農林水産省からいわゆるわたりと言ふべきかもしれませんが転籍をしている者もおるわけでありまして、見ていただいたらわかりますとおり、ずらずらずらと日本競馬会採用の者が役員になっています。これは子会社を全部

調べました。こういう結果です。

皆さん、見ていただいたらわかるとおり、この経歴の部分、本当に空白の人がどれだけ少ないかわかりただけだと思います。六ページ目まで。こういった会社が並んでいる中で、ちょっと見づらから、七ページ目に子会社社長の出身を一覧にしました。社長だけです。見ていただいておわかりをいただけたと思います。JRAの理事と監事、また部長職の経験者ばかりであります。

ちなみに、これは前回、農林水産委員会でも指摘をしました。九ページのJRAとの取引額を見ていただくとおわかりなんですが、理事、監事は売上高の多い会社に、そして、どうやら部長はJRAとの取引額の少ない会社に就任をしているのではないかと、こういう相関関係すら見受けられるわけなんです。

ちなみに、例えば、部長が社長になっている会社はその前任も部長である、理事が社長をやっている会社はその前任も理事である、こういうふうに関係しているわけでありまして、前任も部長関係、前任も理事であった、ここについては間違いないですね。そう聞いておりますよ。

○高橋参考人 今先生がおっしゃいました状況でございますけれども、それは最近はどうですかけれども、必ずしもずっと前からそうだったというわけではございません。今、ちょっと正確なことは申し上げられませんが。

○岡本(充)委員 最近はどうだということなんです。新しい会社もあるんです、これは。最近設立された会社もあるから、それは古くはないのもある。しかし、部長であった社長のところにはまた部長が社長でやってく、理事が社長であったところにはまた理事が行く、これが適材適所、また単なる偶然、そういうふうな説明をされるんですか。内部から社長になることがないこういった会社の存在、理事長はどのようにお考えになりますか。

○高橋参考人 我々、会社の方でどういう人材を要求して、そういう人を充てているかということ

になるわけですが、やはりJRAの子会社としてこれは存在しておりますが、その役員につきましては、競馬事業に関する広範な知識経験を有しておられるということで、広く中央競馬全般について通曉していなければならない、また、それぞれの子会社が実施する業務分野に關しまして経験豊富な役員、そういう者が知識経験を買われて役員に就任しているということであると思っております。

したがって、それはあくまでも適材適所でございまして、JRAとの随意契約金額によって役員の処遇が決まっているのではないんじゃないかというふうに思っております。

○岡本元委員 理事長、随意契約金額とは言っていないで、取引額ですよ。そこまで踏み込んでいただいて恐縮ですけども、取引額ですから、お間違いない。随意契約金額は、次、突っ込みます。

私は今、JRAとの取引額の話もしましたけれども、その前に、理事長がくしくも広範な知識と経験を有している人がその職につくんだと言った。ところが、理事長みずからは競馬監督課長の経験者ではないというふうに言われているわけでありまして、JRAの理事長はそういう知識と経験のある職責を経てきているわけでもなく、もしかしら中には今でいう生産局長経験者が見えるのかもしれないけれども、実際の、一番の先頭に立つて政策立案している課長経験ではないという一方で、天下りというか、JRAからさらに出ていくという人たちは広範な知識と経験というものを求めておきながら、JRAの一番トップはそうではないというこの現状を今くしくも理事長はお話しになられたわけなんですよ。みずからそういう経験がおりな方の方がいいと言っておきながら、そういう職責ではない人たちがJRAの理事長を歴代やっているとすることもあわせて、もう一回指摘をしておきます。

それから、随意契約の話です。

皆さん、ごらんをいただくとおわかりだと思

いますが、日本トータリゼータ初め各種の会社の取引額、JRAとの取引額のうち、随意契約がほとんどというところばかりです。こんなに随意契約ばかりしていいと言っていると、特殊な会社ですと言

しかし、世の中には同じようなことをしている会社も幾つもある。そしてまた、この中でも、日本馬匹輸送自動車などについては、随意契約を減らしたんです。そして胸を張って役所が言うから、一般競争入札にしたんだというので、ではその結果を持ってこい、それがなければ法案審議できないと言ったのに、結局のところ、今週の金曜日に出します。そして、私がこの質問をすることになりそうだった後の、きょうの午後一時四十二分になってファクスを送ってきた。

そして、これを見ると、前回の五月三十日の農林水産委員会の答弁では、平成十七年四月から輸送経路別の一般競争入札にしました、これは高橋理事長が言われているんですね。ダウンは幾らぐらいたったかという、九〇から九九％にダウンしましたと言っていますが、実際の一般競争入札の現状を見てください。どれだけ一〇〇が並んでいるんですか。これは何で、A社、B社、C社、D社、E社、F社、隠して出さないんですか。これはひどい落札率ですよ。これで一般競争入札ですか。これは情報が漏れているんじゃないですか。これだけ一〇〇が並んでいる一般競争入札というのは私は見たことがないんですけれども、これはどうしてこんなに一〇〇が並ぶのか。それについて、コストの計算ができるかと、そういう話じゃないですよ。普通に考えれば、これは絶対こんなに見事に全部一〇〇になるということはありません。

とりわけ、このC社が一体どんなのかも含めて、私は、関西馬匹等、関西の馬を輸送する会社があることも知っていますけれども、それぞれどこに当たったのか公表していただきたいです。この一〇〇ばかり続くC社はどういう理由で一〇〇ばかり続くのか。もっと言えば、全般的に一〇〇

が多いこの実情について、しっかりと答弁をいただきたいと思

○高橋参考人 ちよつと長くなるかも知れませんが、非常に重要なことだと我々も思っておりますし、先生からも御質問がございまして、この表だけではやはり誤解を招くと思ひまして、ぜひちよつと御説明をしたいと思つておたところでございます。

それで、まずこの馬匹輸送、馬の輸送を我々は馬匹輸送と言っておるんですが、これは非常に特殊な車両なんです。これは、馬が非常に高価なものですし、それから生きていますものから、これでもし何か事故でも起こりますと、それこそ億単位の話になりますから、まず非常に特殊な輸送だというのが一つございまして。それから、その車両というのは、容易に皆さん取得していませんので、今の表にございしますように、台数がそれぞ

れの会社で決まっております。そういうこともございまして、今までどういうような状況だったかということもございしますが、特に、馬匹にかかる運賃は、かつては認可運賃だったんですね。それが今度陸運局の届け出になりましたけれども、全国一律というようにやらせていまして、どうも価格の弾力性、あるいは、こういうふうな車両の数が決まっていますとシエアもなかなか変わらな。こんなことではいけないんじゃないかということ、平成十七年から、何回も競争を取り入れて、価格の弾力性とシエアの固定化を避けるにはどうしたらいいかというところで、実は競争入札ということにしたわけなんです。それで、その競争入札にしたところの結果がこうだということなんです。

それで、これは今まで随分やっていったんです。随分やっていったものを少しでも弾力化しようというところで今やり始めたんですね。例えば、ちよつと見ていただきますと、この一ページ目は、これは美浦といいまして、いわゆる関東中心です、それらの方にいる業者が三社なんです。三社で、台数が決まっておりますから、もうこれ

で運ぶ馬の数というのは決まってきたやうなんです。それで、我々はどういう入札方式をやったかとい

いますと、例えば、美浦から、どこでもいいですけれども、東京なら東京に、これだとしは一萬二千頭を運ぶ、そうすると、それについて皆さんは何頭を幾らで運ぶんですか、そういう入札をしているんです。それで、その中で、例えば東京でいいますと、やはり初めは高い入札価格を入れてきたんですね。それでここに入札回数とありますが、これは二回目で一〇〇％我々が予定価格にしたところに入ってきたということなんです。

それで、次のA社について見ますと、そこまでの間に四回入札を繰り返してやつとここまで来たんです。B社は一回で合ったということなんです。

特に、こちらの関西の方ですが、これは栗東から運んでいるものです。これは民間会社、今ちよつと名前を言われたんですが、実は名前については我々も、そういうことを外に言った方がいいのか、できるのかというところはちよつと疑問ですので、ちよつとこれは伏せてありますが、ここでもC社、D社、E社、F社とありまして、みんな台数が決まっています。それで、これを見てもらったらわかりますように、入札回数がどれくらい多いわけですか。そこまで来るのに何回も何回もやりながら、やつとそこへ来たということなんです。だから、何か初めからえらく談合してやつたとかそういうことじゃございせん。で、ひとつそこは理解を願いたいと思ひます。それで、確かに、今僕はこれがいいとは思ひていませんよ、思ひていません。これは、こういうことをやることによって、今度はある会社が、おい、これは入札になったから、我々ももう少し車を保有しまして、それでたくさんやろうじゃないか、そして価格が低いものでひとつやつてみようじゃないかというふうになって、そこに価格の弾力性とシエアの固定化が避けられるような、そういう世界を今目指したいと思ひてい

独法の場合は、こうした入札、随契の見直しがもう既に始まっているとあります。今、特

きやいけないし、また、もつと言えば、平成十三年の十二月十九日閣議決定の特殊法人等の整理合理化計画の中でも、日本中央競馬会は幾つかの問

す、国土交通省の地方の出先機関の所在地ごとに八つの天下り団体、要は出先機関と同じところにあるんですね。そして、金額にして八百四十五億円、年間二千六百件の業務を発注しているわけでありまして、これがまた約八割が随意契約。中に

ウンは図られたのかどうなのか。できれば金額ベースで、わかる範囲で教えていただきたいんですけれども。

○竹蔵政府参考人 金額ベースで……(渡辺(周)委員「例えばどの分野が競争入札になったのか」と呼ぶ)それは、一つは、競争入札にかけたのは、だれでもやりやすいという意味で、厚生福祉業務とか定型的な資料作成等の業務、これは競争入札にしました。それから、少し知恵が要るといいますか、ソフトが多い分野については、広報企画とか工事の監督補助における変更協議資料作成、こういうものは企画競争。それから、専門的技術や経験等一定の能力を必要とする業務の場合は公募を行った、こういうことでございます。

○渡辺(周)委員 それで、金額的にはどれくらいコストダウンになったのか。
○竹蔵政府参考人 コストダウンは、それは前年度と比較してというようなことだと、十九年度はまだ非常に限られているので比較できないし、それから、競争になつても弘済会以外がとつていますから、それが今の一番最低の価格になつてくるんじゃないかと思ひます。

○渡辺(周)委員 いや、年間契約ですよ。これまでも、建設弘済会、例えば厚生福祉業務というのはどういう業務でしたっけ、いわゆる賄いのようなことをされるんではないか、あるいは資料の何か作成というのは、たしか新聞の切り抜きとかそういう業務じゃなかったかと思つていて、それですけれども、そういうことでしたかね。

○竹蔵政府参考人 十九年度の発注業務で、今おつちやつたような福祉業務とか競争入札にかけたところは金額で十五億一千九百万ですが、これが前年度と比較するベースと合っていないので、ちよつとお答えしにくいと思ひます。

○渡辺(周)委員 いや、ちよつと待つて下さい。だって、建設弘済会と十八年度はその業務を結んでいたわけですよ、随意契約ですから。

(竹蔵政府参考人「件数が違つたりするので、いつも同じものというわけでもないんです」と呼ぶ)それでしよう。だけれども、それは一件当たり幾らかでやつていたんですか。つまり、競争入札にしたことによつて、これまで建設弘済会にこの業務を委託したらこれぐらい払つていた、件数はどうあれ、トータルで年間契約でしているんじゃないですか。ところが、競争にしたらこれぐらい上がったとか下がったとか、上がるといふことはないでしようけれども。だって、競争入札にしたわけですよ。だから、安い方に当然落札しているわけですよ。だから……(竹蔵政府参考人「全部弘済会以外がとつたわけですね、今は、十九年度の分について言えば、競争入札にかけた部分は」と呼ぶ)

○平井委員長代理 委員長の指名を受けてから発言してください。
○渡辺(周)委員 ではどうぞ、答えてください。
○竹蔵政府参考人 競争入札にかけた今の厚生福祉業務とか、そういう補助的な業務はすべて弘済会以外が今度は受注しています、十九年度になつて。ただ、十九年度と申しまして、四月末現在で一カ月分ですから、年間契約、全部が一発で四月に契約しているかどうかもちよつと今すぐにはお答えできないので、また調べて、よろしいでしょうか。

○渡辺(周)委員 では、それはちよつと調べて、また改めて個別にでも、あるいはこの委員会でもしくはまた別の委員会の一般質疑等で、国土交通委員会なりでやりたいと思ひます。

○竹蔵政府参考人 十九年度の発注業務で、今おつちやつたような福祉業務とか競争入札にかけたところは金額で十五億一千九百万ですが、これが前年度と比較するベースと合っていないので、ちよつとお答えしにくいと思ひます。

○渡辺(周)委員 いや、ちよつと待つて下さい。だって、建設弘済会と十八年度はその業務を結んでいたわけですよ、随意契約ですから。

聞の切り抜きだつて、どの記事が重要かどうかというところは、ある程度常識的に社会で生きていけばわかる話だろうなということまで全部随契で、ある意味ではやらせていた。
つまり、何を申し上げたいかというところ、この天下り団体が存在するために何か仕事をささげないといけない。たとえそれが民間と比較して民間で同等のことが出来るにしたつて、後から理由をつけて、とにかく専門性と経験が必要だからというのを盾にしてずつとやつてきたわけですね。もうこれは、効率性とか経営感覚なんか全然考えていない。とにかくそうしないと、そこに三分の一を占める役員の中にある天下りの方々を受け入れる意味がなくなつちゃうものだから、これはやらなきゃいけないということをやつてきたわけでございます。

これは、その数にして、とにかく日本じゅうの公益法人が数限りなくあるわけでございます。これは、あくまでも国土交通省の地方整備局の関係八法人の職員の中の出向職員が占める割合というのは六二・二パーセントです。つまり、そうやってそこにはとにかく何らかの形で仕事を発注し続けなければならない。だから、ほかで、民間でもできる仕事でも、とにかく維持させるためにやらざるを得ないということが問題なんです。これは去年からずつと指摘してきたことでございます。

それだけにこの天下りの問題というのは、私は前から申し上げていると同時に、これは、民間に天下ることによつて民間が、事業の例えば金額ですとか、そういった情報を先に知ることによつて不公平、不公正な、アンフェアな競争になり、そしてそこで必ず出てくるのが、当然汚職になる。そういうことと、もう一つあわせて、こうした公益法人がほとんどどこどこ存在することによつて膨らんでいくわけですね、天下りの数がふえればふえるほど。それによつて、世間で求められているようなスリムな国家、あるいは筋肉質と最近言いますけれども、こういうことから全く逆の方に行くということをもう何回も指摘してきたわけ

でございます。
本来なら民間に委託する業務だつてあれば、ビジネスチャンスになるわけですよ。地方の仕事をそこへ出してあげたら、地方のさまざまなそういうことが出来るような人材派遣会社でありますとか、あるいはメンテナンソ会社だとか、できることはいっぱいあるんですね。地方で、今大変厳しい経済環境、株価は上がつて景気は回復したなどと言いつながら、地方じゃなかなか厳しいです。その官が独占している部分を民間が参入できるようにしたらこれは大変大きな経済効果になると思うんですけれども、この天下り組織を守るためにはもうそんなことを言つてはいられない。ようやく、昨年の行革の特別委員会こういう問題を一つ一つ出したことによつて、慌ててこの見直しということになつたわけでございます。

この点について、この官民の競争入札、きょうはそちらでもし答えを用意してないのなら、この質問の意図はもうおわかりだと思いますので、こうして随意契約を見直したことによつてどう業務を民間がし、つまり、今までは民間ではできないと言つていたことを実は民間がやっているわけですよ。そして、その事務をやることにどれぐらいの事業費、つまり、金額ベースでどれぐらいのコストダウンになったのかということについてはぜひ明らかにしていただきたいというふうに思っています。

最後に国土交通省に聞きますけれども、入札監視委員会というのがありますね、どここの整備局ごとにも。実は、この入札監視委員会というのがあるんですけれども、こういう随意契約をずつとほつたらかしてしまつたんです。なぜ、こういう入札監視委員会というのは機能しなかったんですか。こんな随意契約はおかしいよ、これはさすがに何もこの弘済会でやることではなくて、競争入札でも大丈夫なんじゃないの、そういう意見はなかったんですか。そのところを教えてください。

○竹蔵政府参考人 入札監視委員会は、いろいろ

な建設工事をめぐる不祥事が生じて、それをきちつと第三者でチェックしなくちゃいけないというところで、主として建設工事、こういうソフトな業務の発注というよりは、工事の方をやつてきた。それも、工事も直轄の件数が物すごく多いですから、それをサンプリングしながらやつてきたというところで、ここまで目が届いていなかったのではないかと思います。

○渡辺(周)委員 ちよつと済みません、確認ですが、入札監視委員会ですから、入札に不正があるかないかとか、これは入札に適しているか、随意契約というのは、ある意味では、入札してほかにない場合、あるいは金額が小さい場合、あるいは高度な専門性を有して随意契約以外にはできない場合ということですね、随意契約というのは、その入札監視委員会です、監視委員会の名前からすれば、今おっしゃつたのは、道路工事の何か技術的なことみたいな話をしていますが、それは全然関係ない話じゃないですか。

○竹蔵政府参考人 結局、建設工事の発注において談合があるかどうかとか、そういうことをチェックするのが入札監視委員会の一環大きな仕事であつたと思います。これは、発注のいろいろな補助業務ですから、工事には関連してはいますけれども、工事自体とは別の業務ということですね。

先ほどの御指摘で、天下りを確保するためにこういう建設弘済会に随意契約を発注していったんじやないかという御指摘ですけれども、基本的には、本来我々自身がやらなくちゃいけない仕事を、定員が減るといふ中でアウトソーシングをしてきた。そこは漫然とアウトソーシングしてきて、民間でもできることを自分たちでやってたんじゃないかという御指摘があつたものですから、額を徹底的に見直したということでございます。

○渡辺(周)委員 おつしやりたいことは多分、理解できるんですよ、何をおつしやりたいか。

こういう問題が国会で取り上げられたり、あるいはマスコミが調査報道したことによつて世に出たことによつて、これは大変だということだ、初めて、そうであつたのはもうみんな知つていたんだけれども、これはさすがにちよつと旗色が悪いね、さすがに世論は納得しないよね、納税者の感情からすると逆な話だということに当然思いをいたせば、すぐ手をつけた。だから、この問題がクローズアップされて、昨年、この建設弘済会のあり方についても検討委員会ができたわけでございます。つまり、今までできることをあえて問題にならなかつたから放置しておいた、問題になつたから慌てふためいてやつてきたわけでございます、それはもう否定のできないところだと思ふんです。

それについては資料も含めてまた改めてやりたいと思ふんです、きょうのところはいいですけども、行革大臣、ぜひ、官から民へ、筋肉質な政府だとか筋肉質な国家だといふ中で、実際はもう民間でできることを、天下り法人を維持するために民間でできる仕事を要は抱え込んできたわけですよ。この問題というのはやはり根本的な問題をなすけれども、この点について、今の質疑を聞いていてどう御感想を持ちましたか、また、今後どうしていくべきだと思ふますか。

○渡辺(周)委員 天下りOBを養うために公益法人をつくり、そこに委託費や交付金、補助金等のたぐひの税金を流し込んでいくシステムが大変大きな岩盤のようになっていて、その慣行を我々は改革していかなければならないと考えております。

天下り規制だけで、すべての問題が解決するわけではございません。独法や公益法人、あるいは先ほどの特殊法人の改革を通じてやっていくべきこともございます。また、入札制度の見直しにおいて解決していく分野もございます。

例えば、公益法人の随契の適正化については、十七年度の実績が二兆一千七百億円強であつたものが、見直し後のベースでは七千六百十億円に

減つていくわけでございます。この随契がそれでも七千億円強残つてしまつた主なものは、ライセンス生産による防衛装備品が六千億円強というところでございますから、公益法人の競争性、透明性を確保する契約の適正化はかなり進んできているということが言えようかと思ふます。これに手を抜かず、さらに進めていく必要がございます。

いづれにいたしましても、人の面、天下り規制、お金の面、両面から、また、入札制度を含めると三面から、こういった問題を解決していくパッケージが必要であらうかと思ふます。

○渡辺(周)委員 それでは、国土交通省の官房長にもう一回だけ伺いたいんですが、こういう公益法人へ天下る、つまり整備局長が天下る、こういうプロセスはどういうプロセスで行くんですか。

この間、下水道部長に聞いたと思ふますけれども、整備局長がこういう公益法人に天下るときというのは、どういうプロセスを経て行くものなのか、それは、そのときには、例えば職務内容というのは当然その仕事をしていけばわかるわけですし、例えば給料なんかも当然加味されるわけですから、そういうプロセスを経て行くわけなんです。そこを簡潔にお答えいただけませんか。

○竹蔵政府参考人 整備局長は本省の人たちですから……(渡辺(周)委員)地方整備局長ですと……(呼ぶ)はい、地方整備局長もですね。それで、大抵地元の方がおやめになつて、勧奨退職していかれるんですけれども、それはやはり法人の方から、こういうポストがあつて、人がいないかというところで、地方整備局の、そういう地元の幹部が行くということになつていと思ふます。

○渡辺(周)委員 それは、地元とその地方の出身同士で話をするわけですか。それで、何年かたつたら、次の人があつたら、はい次の人というふうな、ある意味ではもうできていくわけですよ、ルールが。そういうことで理解していいんですかね。

○竹蔵政府参考人 最初に行つてくる人も、ずっといるわけにもいきませんので、やめる、そして、やめたらその後があつたので、いい人がいないか、そういうプロセスをとると思ふます。

○渡辺(周)委員 建前的な議論をしてもしょうがないんですけれども、結局、こうやってポストがあいて、そこに行つて、そしてそこに仕事を発注してということ、もう皆さん御存じのとおりだと思ふます。国土交通省の出身一つだけ例を挙げましたけれども、これはどうもそうなんです。

そこで、今度は、そういうことができないようになるんだということで、直近の五年間いたところには二年間は行けない、官民交流センターという名前のものができればそういうことはなくなるんだと大臣はこれまで言いましたけれども。

では、国土交通省、また改めて。きょうはやめます。きょうはもう結構でございます。

ちよつと一つ素朴な質問なんですけれども、大抵、官民交流センターという名前なんです、この名前がいいと思ひますか。交流センターという、これはお互い、相互に行き来するわけですよ。この交流センターという言葉に、何となくイメージとしては、我々、ああ、悪いことじゃないんじゃないの、官と民が入れかわる、交流するということでは決して悪いことじゃない。言葉からすると、悪法というのは大抵、自立支援法にしてもそうなんです、大変ポジティブな言葉を使つて、法律名、冠になつていくんです。です

ので、この官民交流センター、交流だと本当に思ひでしようか、それをひとつ。

○渡辺(周)委員 将来は、民から官への人材の流れも、ここをゲートウエーとして受け入れをしていくという発想で、この名前がつけられたわけでございます。

○渡辺(周)委員 いや、そんな将来じゃなくて、やるんだつたら、もうこんなまやかしの名前じゃなくて、官庁あつせんセンターとかいう名前の方がわかりやすいと思ひますよ。いや、その方が、国民的に見て、ああそういうことなのか、何か官

民交流センターといつて、まあそれは悪いことじゃないよねということ、結局、気がついてみたら、実はこれは天下りのお墨つき団体、機関だった。何で官僚の再就職のためにそこまでしなきゃいけないのかということですね。これは、国民感情として納得しないことをわらないようにするために、交流センターなどという美名にしてあるんだなということを私は申し上げたいと思います。

質疑時間があとわずかになりましたので、こちでちょっと大臣の認識を伺いたいですけれども、亡くなられました松岡農水大臣に、公益法人であります林野弘済会というところが、これは公益法人です、献金をされていました。私も見ていて、これだけじゃないと思いますけれども、どの政治家にもあり得ることかなと思います、こうした公益法人、まして、先ほどから申し上げているような、国の業務を随意契約で受けている。実は、この林野弘済会もそうですね。前回申し上げましたけれども、この林野弘済会も、やはり八割ぐらいが随意契約で国から仕事を受けているんです。こういうところが実は、その影響を持つという族議員という方、その最も一番発注をしているところの役所のトップである方、あるいはそこに影響力を持つと言われている方に献金をするということは、現在では禁じられておりませんけれども、この公益法人、国と密接な関係にある、多額の受注を受けているところが政治献金をするということに対して、これは果たしてまともなことなんだろうかと私は非常に疑問を持つわけですから、大臣の認識としてはどうですか。

つまり、国から多額の随意契約で利益を上げてくる団体で、そこに影響力を持つ政治家に対して献金をするということ、これについて、ぜひ大臣の御感想を。

○渡辺国務大臣 制度の改変については国会でお決めることかと思えます。一方、政治資金が別の法律の犯罪構成要件に該当するような場合は、その法律で処断されるものと思います。

○渡辺(周)委員 いや、違うんです。

国と密接な関係にある団体が献金をする、つまり、そういうところが、これは民法上の組織とはいえ公益団体として、だからこそ、さつきから議論しているように、国から仕事を受けて、随意契約で受注をして、そして公益ということで存続しているわけなんです、役人、官僚のOBを受け入れながら。そこがその所管庁に影響力を持つとされる、社会常識、通念上わかると思いますが、そこには個人として解せず。納得いくか、いらないか。これはやはりまずいよね、おかしいことだよな、これはやはり襟を正さぬといかぬのじゃないか、そんな御感想は持ちませんか。それは大臣としての、ぜひちょっと御認識を伺いたいと思うんです。

○渡辺国務大臣 ですから、先ほど申し上げましたように、こういった問題を議論する国会の委員会があるわけですので、与野党で、またこの問題というよりは別の問題であろうかと思いますが、議論はされてきているらうかと思えます。

したがって、そういう御議論の中で決めていただく話でございましょうし、また、当該政治献金が犯罪構成要件に該当するのであれば、その当該法律によって処断されるものと思います。

○渡辺(周)委員 先ほど大臣は、天下りをなくすることだけじゃなくて、例えば事業なら事業の発注というお金の面からもやらなきゃいけないんだ、それが今まで指摘されてきた政官業の問題ですね。ですから、天下りというのは一部分だと思えます。

なぜ天下りを受け入れるかといえば、そこで情報が入るから、あるいは入札金額がわかるから、それによつて自分のところの会社が甘い汁を吸えるから、あるいは自分たちの組織が存続できるからということでありまして、その制度を守るためにはやはり政治的な影響力を持つておかなきゃいけない。名前は公益法人という名前だけれども、民法上の組織なので政治献金もできること

なっている。

これは私は、国から随意契約を受けているような団体、あるいはその責任者は、個人献金でもしなきゃいけないと思うんです。そうしないとフェアじゃなくなると思うんです。

ですから、そのことをやはりトータルで考えていかないと、今我々が問題視している部分というのは解決しないわけでありまして、それについて私は聞いたわけで、別にお金を献金したら犯罪の構成要件になるとかならないというのは、それは結果論の話であります。そうじゃなくて、まずその部分から正すべきじゃないか、そうしなければ必ずそういう温床になるよということを言っているわけで、お尋ねをしたんですけれども、残念ながら認識が違ふところがございますので、これはまた改めてどこかで、もう質問時間も終わりましたので、やりたいと思いますけれども、ぜひまた機会がありましたら質問に立ちたいと思います。

ありがとうございます。

○河本委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として総務省行政管理局長石田直裕君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○河本委員長 次に、寺田稔君。

○寺田(稔)委員 自由民主党の寺田でございます。午前中に引き続き質疑を深めてまいりたいと思ひます。

午前中の質疑で大臣の方からも何点かお約束をいただきました点の中に、官民の交流拡大、特に若手を中心とした一層の交流拡大と、そしてまた相互にバランスよく交流ができるような運用体制

の検討というふうなことも言及がなされたわけでございます。

前々回のときに、官から民への、いわゆる民研修の拡大について議論をさせていただきましたが、その逆、すなわち民から官へという流れですね、これが実際のいろいろネックもあるわけでございます。

これは政府参考人の方にお伺いをしたいのですが、民から官への流れ、この民からの流れの拡大のために、いわゆる任期つき採用、任期つき任用の問題、この枠をもつと拡大すべきと思いますが、お答えをいただきたいと思ひます。

○戸谷政府参考人 民から官へという形でございます。例えば中途採用とか官民交流法による交流とか、幾つかの形がございます。各省いろいろな場面で努力しておるところでございます。

具体的にどういうふうな広げていくかというのはそれぞれの省庁でございますが、それぞれ広げていきたいという心は持っていると思っております。

○寺田(稔)委員 これもしつかりと取り組んでいただかないと、特にこの民から官の場合、給与水準の問題等々でネックがあることが指摘をされているわけで、事務方としても取り組みを強化していただきたいと思ひます。

次に、これも午前中の質疑で、そしてまた前回、前々回と、いわゆるスタッフ専門職の拡大、これも大臣が言及されました。

そういう複線型人事を用意することが、いわゆるピラミッド構造の人事から脱して、すなわち、一人だけが事務次官で残つて、あとは肩たたきの世界から複線型人事へ移行していく。そのためにいろいろ、例えばライン・スタッフ制でありましか、あるいは俸給表の設定でありますとか、あるいは定員、定数の配分の問題といったような具体的な提案もさせていただきましました。

これらも大臣の方からきつちりとやつていくという御答弁は既にいただいておりますが、これも事務方の方、やはり事務方でしつかりとその意向

を受けとめて策を検討していただかないといけないわけですが、こういう複線型人事の拡大のための諸方策、そしてそれを定着させるための考えについて、事務局より伺いをいたします。

○戸谷政府参考人 専門スタッフ職でございます。

やはり、行政の複雑高度化、これに対応するために専門的能力を大々持った人がどうしても欲しいという議論もございます。いろいろな方面からスタッフとして活躍できる枠組みを整備する必要があります。あるということでございます。

現在、この形で複線型人事管理を導入するというところで、まず俸給表の新設につきましては、人事院に検討をお願いしております。

それから、私も総務省は、それぞれ関係省庁集まりまして、人事を担当する各所、制度がうまく機能できるようにいろいろな方面から手当てすることがあるのではないかと、今それぞれ集まって検討しております。状況でございます。

○寺田(総)委員 今、俸給表について人事院の方に検討を依頼したという説明はありましたが、その他の、例の定員、定数の配分問題あるいはまた組織としてのライン・スタッフ制についても同様に検討を開始していただけますか。確認ですけれども、お答えください。

○戸谷政府参考人 定員、組織その他につきましては、それぞれ政府の中の決定過程がございます。その中で、それぞれの関係部局にも御協力をいただけて検討していくという体制をとっております。

○寺田(総)委員 既に大臣の方からお約束をいただいていることとございます。早速にこの検討を開始していただきたいと思います。

あと、先月二十九日の参考人招致で出ましたいわゆる定員化の問題、国家公務員のいわば外輪部分を形成しております臨時職員とか非常勤職員の問題、これが残された問題としてもちろんあるわけ

でございますけれども、こういう恒常的な業務に従事します臨時職員、非常勤職員についての今後の取り扱いについて、政府当局より御見解をお伺いいたします。

○石田政府参考人 先生御指摘の非常勤職員は、常時勤務を要しない臨時的な業務や変動的な業務に対応するため、各府省の任命権者が予算の範囲内で必要な期間雇用するものでございます。

定員化すべきか否かにつきましては、その職を常勤の職員が占めるべき恒常職とすべきか否かの判断の問題でありますけれども、今申し上げましたように、恒常職とすべきでない非常勤の職を定員化することについては問題があるのではないかと考えております。

なお、現在、政府では、行革推進法等に基づきまして、五年、五・七％の純減目標の着実な達成に取り組んでいるところでございまして、いずれにせよ、定員の増加については厳しく抑制する必要があると考えております。

○寺田(総)委員 いわゆるキャリア、特権、優遇人事の撤廃という中、しかも能力・実績主義の徹底という中で、公平な機会を保障しながら、民主的な研修制度、任用制度を確立するというふうな点、この点についても大臣から既にお答えはいただいております。いわゆる採用区分の問題にも絡むわけですが、この点について、現時点での事務方のお考えをお伺いいたします。

○戸谷政府参考人 公務員の採用区分につきましては、人事院の所管で、試験制度としては人事院が行っておりますので、これについては、ちよつと、幾つか論点はあろうかと思いますが、人事院の方のお考えということになろうかと思っております。

○寺田(総)委員 いや、ですから、人事院に対して、その点の検討について、正式に政府の方で、人事を所掌、所管している総務省人事局でこの論議を開始していただけますかということですが、人事院の担当ですの答えじゃなくて、もう一回確認します。

○戸谷政府参考人 大きな論点で、これから総理

のもとにも懇談会等もできますので、その中の御議論も踏まえながら、私どもとしても検討したいと思っております。

○寺田(総)委員 ちゃんと通告していただきますので、しっかりと答えてください。

次に、これも事務方の方にお伺いをするわけですが、午前中大臣にお尋ねをさせていただきましたが、そして確認もさせていただきました。セクターのあり方の常時見直しについてでございます。

附則にかかわらず常時見直すというふうなこともお約束をいただいたわけですが、やはりこれから始まる制度設計の検討において再就職ニーズを十分に把握して、再就職支援を行っていくというふうなことは、非常にセクターをうまく機能させる上で重要な課題となってくる。そう

した中で、各府省から十分なウォール、隔壁を設けて、中立性、透明性を確保して、そして運営を図っていくというふうなこととございます。こういった原則を確立しながら、このセクターの運営を行っていくために一体何が必要であるか、事務方の現時点でのお考えをお伺いいたします。

○株丹政府参考人 ただいま御指摘をいただきましたように、官民人材交流センターにつきましても非常に重要な問題でございます。

私も事務方といたしましては、既に四月に閣議決定をされました公務員制度改革についての中で、セクターに関する方針が定まっております。もちろん具体的には官房長官のもとに置かれます有識者懇談会の意見を踏まえて検討するということとございますが、幾つかの原則というものが既に閣議決定をされてございます。

御指摘がございました部分も入っております。また、特に、セクターにつきましても、二十一年中に設置をして、三年計画であつせん取り扱いを拡大するわけとございますが、設置後に、随時、効率性、実効性の観点から見直しを行い、必要な追加的措置を講ずるという部分もござ

います。そして、再就職ニーズに十分対応できる

体制、業務の仕組み等を整備する。また、その際に、セクターの規模について、再就職のニーズ、実情を十分把握した上で必要最小限の体制の構築に配慮をするという部分もござります。

既に当委員会におきましても、さまざまな観点からセクターにつきましても御指摘をちょうだいしております。そのような御指摘を踏まえまして、事務方としても、鋭意これから検討させていただきますというふうに思っております。

○寺田(総)委員 今の点とも絡むわけですが、また先ほどのスタッフ専門職とも絡むわけですが、これも午前中議論をさせていただきました。この点について、事務方より現時点のお考えをお聞かせください。

○戸谷政府参考人 兼業規制でございますが、公務の適正を保つという大きな目的はございますが、これからの仕事のやっていた方というふうなものもいろいろござりますので、そのような面も踏まえながら、我々としても検討していきたいというふうに考えております。

○寺田(総)委員 この兼業規制の問題、当然、公務の公正性、中立性を確保しながら、かつ、特に例のスタッフ専門職の方、これを根づかせるためにも、一つの方策として御提案をさせていただきますところでございますが、これも十分検討していくというふうなことをお願いをいたしたいと思

います。

あと、いわゆる労働基本権の問題、この点についても午前中の論議で言及をさせていただきました。これは行革推進本部の中に設けられております専門調査会での審議を踏まえ、引き続き検討を行っていくんだというふうなこととござ

います。また、現時点における検討状況について御説明をいただきたいと思います。

○株丹政府参考人 労働基本権につきましては、ただいま御指摘ございましたように、行政改革推進本部に専門調査会が設けられてございます。必ずしも労働基本権に限定をしておりますわけではござ

いませんが、特に重要な問題として、労働基本権の問題がこの専門調査会の審議の中心でございます。既に四月の段階におきまして、専門調査会としましては、それまでの御議論を、佐々木座長のもとで専門調査会が行われておりますけれども、いわば中間的な取りまとめの位置づけでもって、改革の方向でこれに取り組んでいくということが出されたところでございます。

基本的にこの方向でもって専門調査会では引き続き検討されるということでございますが、担当大臣でございます渡辺大臣からは、専門調査会の場におきまして、ぜひ早急、今秋を目途ということでございますけれども、最終的な結論をお出しいただきたいというお願いもしているところでございます。

○寺田(総)委員 今、佐々木座長から改革の方向ということでしたけれども、ちよつとこれは確認ですけれども、改革の方向というのは、労働基本権について付与することを言っているんでしょうか。

○株丹政府参考人 専門調査会におきまして、四月に、正確に申し上げますと、議論の整理というものがござっております。佐々木座長のお名前で専門調査会に諮って、こういう方向で皆さんの意見が一致をしたということでございます。

全体的には、調査会につきまして、公務員の人事管理制度の骨格についての議論なしには任務を果たし得ないという認識に立ちつつ、改革の必要性、それから改革の方向、それから今後の作業についてまとめられたところでございます。その中で、いろいろ改革の必要性、方向性について触れた後、「公務員制度について、国民の視点にたつて改革すべき点が多々ある。労働基本権を含む公務員の労使関係の問題についても、改革の方向で見直すべきである。」というふうに述べられてございます。

さらに、今後の作業の中で、具体的に基本権を付与、拡大した場合の仕組みなり課題を検討していくというふうに触れられておりまして、団体

交渉権、団体協約締結権あるいは争議権について具体的なものをさらに検討していくんだ、こういうことで、御議論がある程度整理をされつつあるという状況でございます。

○寺田(総)委員 さらにこの専門調査会の議論を深めていただきたいというふうに思うわけですが、特に労使間のこういった重要な問題、いろいろILO等での指摘もあるわけでございます。これとの絡みで、先ほどの能力・実績主義、あるいは信賞必罰といったような点も含めて、トータルに公務員制度の制度設計をすべきである。これも午前中、大臣からお約束をいただいた点です。で、事務方も十分それを受けとめて、御検討をいただきたいと思ひます。

あと、午前中も議論になりました自衛隊の援護施策でございますが、今現在、防衛省で、地連、地協を中心に若年退職者の援護活動を行っているわけですが、これについての事務方の評価をお伺いして、質問を終わりたいと思ひます。

○株丹政府参考人 自衛隊の援護業務でございますけれども、この委員会でもいろいろ御議論がございました。

今後、私どもが行います公務員の再就職につきまして、十分に参考にさせていただきながら、さらによりよい再就職のあり方というのを検討していきたいというふうに存じております。

○寺田(総)委員 事務方も眠たいのはわかりますけれども、大臣もお約束をいただいた点なんです。からしつかりと受けとめて、せつかく、大臣、副大臣の意向を事務方がきちんと受けとめないと、この改革は進みませんよ。ちゃんとやってください。

もう一度、株丹さん、決意を表明して、質問を終わります。

○株丹政府参考人 決して私、端の方で、たろんだ心でこの委員会の議論を聞いているわけではございません。ただいまの御指摘を踏まえまして、私を含めまして、事務局の方で十分な検討をさせていただきますというのを申し上げて、ぜひと

も、この委員会の御議論を踏まえてやってまいりますので、御指導を引き続きお願いいたします。

○寺田(総)委員 今の言葉を信じまして、質疑を終了させていただきます。

○河本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二分散会